

平成 2 6 年美浦村告示第 8 6 号

平成 2 6 年第 2 回美浦村議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 6 年 5 月 7 日

美浦村長 中 島 栄

記

1 . 期 日 平成 2 6 年 6 月 1 0 日

2 . 場 所 美浦村議会議場

平成 2 6 年美浦村議会第 2 回定例会会期日程

日 次	月 日	曜 日	議 事 内 容
1	6 月 1 0 日	火	(開会) ○本会議 ・ 報告、質疑 ・ 議案上程、提案理由説明 ・ 一部議案質疑、討論、採決 ・ 請願上程、趣旨説明、質疑、討論、採決 ・ 意見書上程、提案理由説明、質疑、討論、採決
2	6 月 1 1 日	水	○厚生文教常任委員会 ○総務常任委員会
3	6 月 1 2 日	木	○経済建設常任委員会
4	6 月 1 3 日	金	○本会議 ・ 一般質問
5	6 月 1 4 日	土	○議案調査
6	6 月 1 5 日	日	○議案調査
7	6 月 1 6 日	月	○議案調査
8	6 月 1 7 日	火	○議案調査
9	6 月 1 8 日	水	○議案調査
10	6 月 1 9 日	木	○議案調査
11	6 月 2 0 日	金	○本会議 ・ 議案質疑、討論、採決 ・ 議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 ・ 委員長報告、討論、採決 ・ 意見書上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 (閉会)

平成 2 6 年 第 2 回
美浦村議会定例会会議録 第 1 号

平成 2 6 年 6 月 1 0 日 開会

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(議案上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第 5 号 教育委員会委員の任命について

(報告・質疑)

報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について

(平成25年度美浦村一般会計)

報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書について

(平成25年度美浦村公共下水道事業特別会計)

報告第 3 号 事故繰越し繰越計算書について

(平成25年度美浦村一般会計)

(議案一括上程・提案理由の説明)

議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

(平成25年度美浦村一般会計補正予算(第12号))

議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦村税条例等の一部を改正する条例)

議案第 4 号 専決処分の承認を求めることについて

(平成26年度美浦村一般会計補正予算(第1号))

議案第 6 号 美浦村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

議案第 7 号 美浦村教育支援委員会条例

議案第 8 号 美浦村自立支援センターの設置及び管理に関する条例

議案第 9 号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第10号 美浦村消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例

議案第11号 美浦村非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第12号 平成26年度美浦村一般会計補正予算（第2号）

議案第13号 平成26年度美浦村公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（意見書上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決）

発議第1号 集团的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書

（請願上程・趣旨説明・質疑・討論・採決）

請願第1号 規制改革会議農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」に関する緊急請願

（意見書上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決）

発議第2号 規制改革会議農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」を「農林水産業・地域の活力創造プラン」に反映させるにあたり生産現場の実態を考慮し慎重に対応することを求める意見書

（陳情上程・委員会付託）

陳情第1号 公共工事における建設労働者の適正な賃金確保のため「公契約法」の早期制定を求める意見書提出に関する陳情

1. 出席議員

1 番	塚 本 光 司 君	2 番	岡 沢 清 君
3 番	飯 田 洋 司 君	4 番	椎 名 利 夫 君
5 番	山 崎 幸 子 君	7 番	山 本 一 恵 君
8 番	林 昌 子 君	9 番	下 村 宏 君
10 番	坂 本 一 夫 君	11 番	羽 成 邦 夫 君
12 番	小 泉 輝 忠 君	13 番	石 川 修 君
14 番	沼 崎 光 芳 君		

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長	中 島 栄 君
教 育 長	門 脇 厚 司 君
総 務 部 長	岡 田 守 君
保 健 福 祉 部 長	浅 野 重 人 君
経 済 建 設 部 長	増 尾 嘉 一 君
教育次長兼学校教育課長	増 尾 正 己 君
総 務 課 長	松 葉 博 昭 君

企 画 財 政 課 長	石 橋 喜 和 君
福 祉 介 護 課 長	秦 野 一 男 君
上 下 水 道 課 長	青 野 道 生 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	飯 塚 尚 央
書 記	浅 野 洋 子
書 記	糸 賀 一 欽

午前10時06分開会

○議長（下村 宏君） 皆さん、おはようございます。

第2回定例会へのご参集、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は13名です。

これより、平成26年第2回美浦村議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます前に、各議員、村長、教育長、執行部及び事務局のタブレット端末の持ち込みを許可します。使用範囲は、美浦村議会タブレット端末使用範囲基準に基づき、議案書の閲覧及び例規集システムの使用とさせていただきます。

本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりといたします。

○議長（下村 宏君） それでは、議事に入ります前に、村長のご挨拶をいただきたいと思います。

村長。

○村長（中島 栄君） 皆さん、改めましておはようございます。

平成26年の第2回美浦村議会定例会、先ほどはタブレットの茨城県の中で初めて、議案もそれから例規集も置かないでやるということで、この前段のしゃべりは多分載らないと思いますけれども、新聞社の方も一応興味があつて、きょうは来ておりますので、まじめにきょうは、いつもまじめにやっていますけれども、やっていきたいというふうに思っております。

木々の芽吹く春から初夏に移る中、目に映る緑も一段とまぶしく感じられ、植物が成長するにはよき時節となつてまいりました。また、日本列島も南から梅雨に入り、関東地方も5日には梅雨入りの宣言がありました。しかし、北海道は高気圧に覆われ、日中30度を超える猛暑日が観測されるなど、異常気象もめずらしくもないかのように、予報が発表されております。

議員各位におかれましては、日ごろより多忙な議員活動の中、平成26年度第2回美浦村議会定例会にご参集、まことにご苦労さまでございます。

今、国政では、TPPに関し農業分野が注目されておりますが、商工業、医療、保健など全ての規制緩和を対象に調整が進められていますが、国民へ納得のいく説明をした上での決定をしていただきたいと考えております。

また、集团的自衛権についても、憲法解釈を変えることで行使容認しようとすることは、立憲主義の基本を揺るがせることにつながるとの声も出ております。解釈変更に頼る現政権に批判が出ないような説明責任が必要であります。

東アジアの隣国関係でも、日中間の領土問題は依然として解決に至らず、経済発展著しい中国のなりふり構わずの言動や、東シナ海・南シナ海などの実効支配を続けていることは、ASEAN諸国にも脅威とともに大きな影響を与えております。いまや経済大国となり、世界をリードする国としての資質に欠けることが明らか。民主化を進める国民の意見をくみ取らず、国内で噴出する批判を隣国に向けて目先をすりかえる手法は、世界の国々が注目し、自制を迫らなければなりません。このままでは、新たな争いに発展しかねない状況も考えられます。

また北朝鮮問題は、拉致被害者の再調査を再開するとの協議が整い、今度こそ全面解決に至ることを望みたいものであります。

美浦村では、4月にリッチフィールド美浦の隣にハイテクファームの事業化が認定され、国の補助金も確定し、本年度事業が進められることになりました。村としてもパブリカの一大生産地としての確立を進めていきたいと思っております。また、6月1日には、日本テキサス・インスツルメンツ美浦工場手前の敷地で、株式会社ユニフード第2工場の地鎮祭がとり行われ、建設に着手する運びとなりました。村内で起業した会社であり、とどまっていたことに、美浦村として感謝申し上げたいと思っております。

本定例議会提出議案であります。報告では、繰越明許費繰越計算書が2件、事故繰越し繰越計算書が1件、専決処分の承認を求める議案が4件、美浦村教育委員会委員の任命が1件、美浦村教育支援委員会条例の設置が1件、美浦村自立支援センターの設置及び管理に関する条例の設置が1件、条例の一部を改正する条例が4件、平成26年度美浦村一般会計補正予算（第2号）が1件、平成26年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）が1件、合わせて報告書3件と議案が13件であります。

議員各位には、住民と協働のまちづくりを目指し、「人と自然が輝くまち みほ」の充実にご支援、ご協力をいただきますとともに、よろしくご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

○議長（下村 宏君） 村長の挨拶が済んだところで、直ちに議事に入ります。

○議長（下村 宏君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、次の3名を指名します。

5 番議員 山 崎 幸 子 君

7 番議員 山 本 一 恵 君

8 番議員 林 昌 子 君

以上、3名を指名いたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から20日までの11日間としたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から20日までの11日間と決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 議案第5号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。事務局。

〔議案朗読〕

○議長（下村 宏君） 提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第5号 美浦村教育委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

このたび、美浦村教育委員会委員の山崎満男氏が本年9月30日をもって任期満了となります。山崎氏は、平成22年10月に就任し、4年の間、美浦村の教育行政に熱心に取り組まれました。山崎氏を引き続き教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定によりまして、議会の同意をいただけますよう提案するものでございます。

山崎満男氏の経歴等につきましてご説明申し上げます。

山崎満男氏は、美浦村大字大谷241番地1にお住まいでございまして、昭和24年3月15日生まれ、満65歳であります。

昭和46年、茨城大学教育学部中学校教員養成課程体育科を卒業された後、茨城県立日立商業高等学校 常北高等学校、大宮高等学校、大子第二高等学校等を講師として勤務し、昭和48年に株式会社ジンマートに勤められましたが、昭和49年に再び教師として戻り、美野里町立美野里中学校で講師を勤めた後、昭和50年に正規の職員として採用され、江戸崎町立江戸崎中学校に赴任されました。

その後、美浦村立美浦中学校教諭、新利根村教育委員会社会教育主事、新利根村立柴崎

小学校教諭を歴任され、平成7年に東町立東中学校の教頭となり、新利根町立柴崎小学校の教頭を歴任され、平成14年から牛久市立中根小学校の校長となり、平成17年からは美浦村立大谷小学校の校長を務め、平成21年3月に定年退職し、4月から美浦村教育委員会生涯学習課社会教育指導員になりました。そして、平成22年10月から美浦村教育委員会委員となり、現在に至っております。

山崎氏は人格・識見ともにすぐれ、長年の教育経験を生かし、教育に情熱を傾けられており、多くの村民の皆様からも信頼されている方であります。以上のような経歴と理由から、本村教育発展のためにご尽力いただけると確信し、山崎満男氏を教育委員会委員に任命いたしたく、議会の同意をお願いする次第であります。

以上、議案第5号についてご説明申し上げました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（下村 宏君） 質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第4 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（平成25年度美浦村一般会計）から、日程第6 報告第3号 事故繰越し繰越計算書について（平成25年度美浦村一般会計）までの報告を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、報告第1号より報告第3号まで一括してご説明申し上げます。

初めに、報告第1号 平成25年度美浦村一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

本年の第1回美浦村議会定例会におきまして、平成25年度美浦村一般会計補正予算（第11号）により設定を行いました繰越明許費につきまして、繰越額及びその財源が確定しましたので、報告するものでございます。繰越額につきましては、予算計上額と同額を繰り

越していますので、各事業の財源につきましてご説明申し上げます。次のページをお開きいただきたいと思います。

初めに、子ども子育て支援新制度システム構築事業の734万4,000円の財源につきましては、県補助金の安心こども支援事業費補助金が487万2,000円、残りの247万2,000円が一般財源となっております。

次に、公立学校施設災害復旧事業の1,915万2,000円の財源につきましては、国庫負担金の公立学校施設災害復旧費負担金が1,124万9,000円、村債の災害復旧事業債が540万円、残りの250万3,000円が一般財源となっております。

続いて、報告第2号 平成25年度美浦村公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。3ページをお開きいただきたいと思います。

この繰越明許費につきましては、平成25年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）において、地方自治法に基づき、3月の定例議会におきまして、議決をいただいております繰越明許費について、繰越計算書を地方自治法施行令の規定に基づき、報告するものでございます。次のページをお開きいただきたいと思います。

この繰越額2億1,500万円につきましては、公共下水道事業管渠工事に係る事業費でございます。財源につきましては、既収入特定財源で1,750万円、未収入特定財源のうち、国庫支出金で1億750万円及び村債の9,000万円となっております。

最後に、報告第3号 平成25年度美浦村一般会計予算事故繰越し繰越計算書についてご説明申し上げます。5ページをお開きいただきたいと思います。

地域活動支援センター改修事業につきましては、昨年の第3回議会定例会におきまして、平成25年度美浦村一般会計補正予算（第4号）により、工事費等を予算化し、年度内の事業完了を予定しておりましたが、基礎工事を行うに当たり、想定外の埋設物があることが判明し、この地下埋設物の撤去に日時を要したこと、及び2月の大雪の影響により、年度内の完了ができなくなったため、事故繰越しといたしました。なお、この工事につきましては、4月30日に完了しております。

次のページをお開きいただきたいと思います。

それでは、事故繰越し額及びその財源についてご説明いたします。支出負担行為額は、工事費の請負契約額の9,741万6,000円と監理の請負契約額345万6,000円を合わせた1億87万2,000円となっており、支出済額は、工事費で前払金及び出来高払いを合わせた7,190万円となっております。したがって、残りの2,897万2,000円が支出未済額となっており、翌年度繰越額となっております。

財源につきましては、村債の社会福祉施設整備事業債が2,310万円、残りの587万2,000円が一般財源となっております。

以上、報告第1号より報告第3号まで一括してご説明申し上げます。

○議長（下村 宏君） 日程第4 報告第1号の質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、報告第1号の質疑を終結いたします。
次に、日程第5 報告第2号の質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、報告第2号の質疑を終結いたします。
次に、日程第6 報告第3号の質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、報告第3号の質疑を終結いたします。
以上で、報告を終わります。

○議長（下村 宏君） 日程第7 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度美浦村一般会計補正予算（第12号））から、日程第10 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度美浦村一般会計補正予算（第1号））、並びに日程第11 議案第6号 美浦村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例から、日程第18 議案第13号 平成26年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）までの12議案を一括議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。事務局。

〔議案朗読〕

○議長（下村 宏君） 事務局、続いての朗読、大変ご苦労さまでした。
ここで、会議の途中ではありますが、暫時休憩いたします。
11時10分に再開をいたします。

午前10時54分休憩

午前11時12分開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第1号より議案第4号、並びに議案第6号より議案第13号まで一括してご説明申し上げます

初めに、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度美浦村一般会計補正予算（第12号））、ご説明申し上げます。7ページをお開きください。タブレットは9かな多分。

法人村民税で大幅な増収が見込まれたこと、また、特別交付税でも予算額を大幅に上回る交付決定があったことにより、歳入予算の調整を行うため、3月31日に平成25年度美浦村一般会計補正予算（第12号）の専決処分を行いましたので、ご報告をするとともにご承

認をお願いするものでございます。

それでは、平成25年度美浦村一般会計補正予算（第12号）についてご説明申し上げます。9ページをお開きいただきたいと思います。初めに、第1条の歳入予算の補正でございますが、村税及び地方交付税の増額補正分と同額を、繰入金で減額補正をしているため、総額の補正はございません。

それでは、補正予算事項別明細書に基づきご説明申し上げます。初めに村税について申し上げます。12ページをお開きいただきたいと思います。

村民税の法人税では、現年度課税分の法人税割が最終的に大幅な増収が見込まれることとなりましたので、9,000万円の増額補正を行っております。

次に、地方交付税について申し上げます。特別交付税が5,142万8,000円に確定しましたので、予算額の2,000万円との差額の3,142万8,000円の増額補正をいたしております。また、震災復興特別交付税では22万9,000円に確定しましたので、22万9,000円の計上をいたしております。

繰入金についてご説明申し上げます。財源不足により多額の基金繰入金を計上していましたが、村税の増収、特別交付税の増額交付決定により財源が確保できましたので、繰入金の減額補正を行っております。

減債基金繰入金では、1,353万4,000円を減額することといたしまして、平成25年度の繰入予算額を3,646万6,000円といたしております。

次の財政調整基金繰入金では、繰入予算額1億812万3,000円の全額を戻し入れることとし、平成25年度の繰入予算額はゼロ円となっております。

続いて、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、ご説明申し上げます。

この案件は、美浦村国民健康保険税条例の改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項に基づき、これを報告し、ご承認をお願いするものであります。

この専決処分を行った美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則が平成26年3月31日にそれぞれ公布され、平成26年4月1日から施行されたことに伴い、地方税法等に準ずる本村の国民健康保険税条例に改正が生じ、議会を招集する時間的余裕がなかったことから専決処分を行ったものであります。なお、当該条例改正に関する新旧対照条文につきましては、お手元に配付のとおりとなっております。

それでは、順次ご説明申し上げます。議案書の13ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第2条につきましては、課税限度額を引き上げるもので、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を「14万円」から「16万円」に、介護納付金課税額に係る課税限度

額を「12万円」から「14万円」にそれぞれ引き上げるものでございます。

次に、第18条につきましては、引用する地方税法施行規則の改正に伴う条項の整備でございます。次の第23条につきましては、低所得者の国民健康保険税の減額措置の対象を拡大するために、軽減判定所得の算定方法を変更するものでございます。また、この条例は、平成26年度分以降の国民健康保険税について適用するものでございます。

続いて、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村税条例等の一部を改正する条例）をご説明申し上げます。

この案件は、美浦村税条例等の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項に基づき、これを報告し、ご承認をお願いするものであります。

この専決処分を行った美浦村税条例等の一部を改正する条例につきましては、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生の観点から、及び税制抜本改革を着実に実施するために、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則及び航空燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令が平成26年3月31日にそれぞれ公布され、平成26年4月1日から施行されたことに伴い、美浦村税条例等の一部に改正が生じたため、専決処分を行ったものであります。

当該条例等の改正における個人住民税の改正につきましては、給与所得控除の見直し及び所得税の限界税率の引き上げに伴う改正、居住用財産の買いかえ等の譲渡損失の繰り越し控除等における課税特例の延長、東日本大震災に係る雑損控除等の災害関連支出の対象期間の特例等における税負担軽減措置等の見直しに伴う改正でございます。

法人村民税につきましては、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率引き下げ、及び引き下げ分に相当する地方法人税を国税として創設されることによる法人住民税法人税割の交付税原資化、また法人税等における国際課税の原則の見直しに伴う所要の措置を講ずる改正、さらに中小企業者等に係る法人税の特例措置等の延長等の措置を講ずる改正等でございます。

固定資産税につきましては、復興支援のための税制上の措置として、東日本大震災に係る課税免除措置等の延長、負担軽減の特例措置として、新築住宅に係る固定資産税の減額措置延長、既存建築物を耐震改修した場合の減額措置を創設、公害防止設備等に係る特例措置に「わがまち特例」の導入等の改正等でございます。なお、当該条例改正に関する新旧対照条文につきましては、お手元に配付のとおりとなっております。

続いて、議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度美浦村一般会計補正予算（第1号））のご説明を申し上げます。21ページをお開きいただきたいと思います。

消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方々の負担を軽減するための臨時福祉給付金及び子育て世帯への影響を緩和するための子育て世帯臨時特例給付金の給付を円滑に行うた

めの事務経費について、4月14日に平成26年度美浦村一般会計補正予算（第1号）の専決処分を行いましたので、ご報告するとともにご承認をお願いするものであります。

それでは、平成26年度一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。23ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,047万9,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を53億2,247万9,000円とするものでございます。

それでは、補正予算事項別明細書に基づき、歳出予算からご説明申し上げます。29ページをお開きいただきたいと思います。

民生費でございますが、社会福祉費の社会福祉総務費で、臨時福祉給付金給付事務費691万3,000円を計上いたしております。内訳の主なものとしましては、職員手当等で、時間外勤務手当が83万3,000円、役務費では、通信運搬費で申請書等発送のための郵便料が166万9,000円、手数料で、今回の給付金の支給は原則、口座振り込みとなっておりますので、口座振込手数料として41万1,000円を計上いたしております。

業務委託料では、申請書の作成、封入・封緘等を行うための申請書等作成業務委託料が74万5,000円、事務処理補助員として臨時職員を派遣するための給付等事務委託料が90万3,000円、支給対象者の抽出から支給管理までを行うための電算処理委託料の162万円を計上いたしております。

次に、児童福祉費の児童福祉総務費でも、臨時福祉給付金給付事務費と同様の経費としまして、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費356万6,000円を計上いたしております。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。前に戻っていただきまして、27ページをお開きいただきたいと思います。国庫支出金について申し上げます。

今回の臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の事務費の金額に対して、国庫補助金が交付されますので、それぞれの臨時福祉給付金給付事務費補助金691万3,000円、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金356万6,000円の計上をいたしております。

続いて、議案第6号 美浦村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

道路法第35条において国の行う事業のための道路の占用に係る占用料について、政令で基準を定めることができる旨の規定がされていますが、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が、平成25年8月26日に公布、9月2日から施行され、この改正において、国の事業で道路占用料を徴収することができるものが国有林野事業に限られていたところ、国営林野事業が企業形態を廃止したことに伴い、道路占用料を徴収することができる国の事業がなくなってしまうことを受け、本条例から法第35条に規定する「国の行う事業」を削除するものであります。

続いて、議案第7号 美浦村教育支援委員会条例についてご説明申し上げます。

文部科学省より、学校教育法施行令の一部を改正する政令が閣議決定され、平成25年8月26日付をもって、政令第244号として公布されました。今回の学校教育法施行令の改正は、平成24年7月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告において、従来の就学先決定の仕組みを改めまして、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学・医学・心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先を決定する仕組みが適当であるとの提言がなされたこと等を踏まえて、所要の一部改正を行うものであります。これは、市町村教育委員会が本人・保護者に対し、十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限に尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について、合意形成を行うことを原則としております。

現在、多くの市町村教育委員会に設置されている障害児就学指導委員会については、早期からの教育相談、支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、教育支援委員会に名称を変えることの提言がなされていることから、本条例を制定するものであります。また、附則において、本条例が施行されることにより、美浦村障害児就学指導委員会条例を廃止することについて定めております。

続いて、議案第8号 美浦村自立支援センターの設置及び管理に関する条例について、ご説明申し上げます。

平成25年度より進めてまいりました障害者施設増築工事が完成し、新たに美浦村自立支援センターを立ち上げる運びとなりました。そこで、美浦村自立支援センターの設置及び管理に関し必要な事項を定め、障がいのある人々が地域で安心した生活ができるよう自立的生活の援助並びに心身機能の向上を図ることを目的として、本条例を制定するものであります。

また、美浦村自立支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則として、事業内容や申請書、様式等を定め、運営に関しては、美浦村社会福祉協議会と指定管理者協定により、障がい福祉サービス事業所として、就労継続支援B型事業を開始いたします。

続いて、議案第9号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、平成24年度に設置された美浦村地域自立支援協議会において、障がい者の生活を支え、地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、障害者基本計画及び障害福祉計画の策定、効率的な運用、適正化及び評価等、中核的な役割を果たすこととされていることから、障害者福祉計画策定委員を美浦村地域自立支援協議会委員に集約し、効率化を図るため、障害者福祉計画策定委員の項目を削除するものでございます。内容につきましては、別表第1の中の「障害者福祉計画策定委員」を削除し、報酬及び費用弁償の支給について改正するものでございます。

続いて、議案第10号 美浦村消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部

を改正する条例についてご説明申し上げます。

非常勤消防団員に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正並びに消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例第14条第2項中及び第15条第2項中、別に定める依存規定につきまして、根拠となる引用規定等を明確化するため、文言を整理し改正するものでございます。

続いて、議案第11号 美浦村非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、本村消防団員として5年以上勤務して退職した者に支払われる退職金支給額を現行より一律5万円引き上げた額に別表を改めるものであります。

続いて、議案第12号 平成26年度美浦村一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。45ページをお開きください。

初めに、第1条 歳入歳出予算の補正の額でございしますが、歳入歳出それぞれ5億526万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ58億2,774万7,000円とするものでございます。今回の補正は、平成26年度当初予算の編成時期の関係から当初予算に組み込むことができなかったもの、また、その後、必要が生じた事項で早急な予算措置が必要になったものにつきまして計上しております。

次に、第2条の地方債の補正では、1件の追加をお願いしております。地方債の補正につきましてご説明申し上げます。48ページをお開きいただきたいと思います。

今回の追加は、歳出予算に計上を行った農林漁業者トレーニングセンター耐震改修事業費のうち、耐震改修部分の財源としまして、緊急防災・減債事業債4,170万円の新規計上をお願いいたしております。それでは、特に補正額の大きなもの、重要と思われるものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づき、ご説明申し上げます。

最初に歳出予算から申し上げます。53ページをお開きいただきたいと思います。

民生費について申し上げます。

社会福祉費の社会福祉総務費では、臨時福祉給付金給付費で、臨時福祉給付金3,349万5,000円を計上いたしております。この給付金は消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方々の負担を軽減するため、暫定的、臨時的な措置として支給を行うもので、支給対象者は2,688人程度を見込んでおります。なお、この給付金の財源につきましては、全額が国庫補助金となっております。

次に、医療福祉費では、医療福祉事務費で、10月診療分から茨城県の医療福祉費支給制度の対象者が拡大されたことに伴い、システムの改修が必要となりますので、医療福祉システム改修委託料129万6,000円を計上いたしております。なお、対象者の範囲については、小学3年生までだったものが、外来については小学6年生までとなり、入院については中学3年生まで拡大されます。次のページをお開きいただきたいと思います。

児童福祉費の児童福祉総務費では、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費で、子育て世帯臨時特例給付金2,000万円を計上しております。この給付金も臨時福祉給付金と同様に、消費税率の引き上げに伴い支給するもので、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、原則、平成26年1月分の児童手当の受給者が対象者となっており、支給対象者数は2,000人程度を見込んでおります。なお、この給付金の財源につきましても、臨時福祉給付金と同様に全額が国庫補助金となっております。

続いて、農林水産業費について申し上げます。

農業費の農業総務費では、美浦村物産館建設事業費で、物産館整備基本構想策定業務委託料199万8,000円を計上いたしております。物産館の建設検討につきましては、物産館建設委員会等で調査検討を行っているところでありますが、専門知識を加えた基本構想を策定するため、基本構想策定業務委託料を計上しております。

次の農業振興費では、産地確立推進事業費で、パブリカ養液栽培施設整備に対する強い農業づくり補助金3億5,200万円を計上いたしております。総事業費7億7,436万円のうち、補助対象事業費7億400万円に対して2分の1の3億5,200万円を交付するもので、財源は全額が県補助金となっております。

続いて、商工費について申し上げます。

商工費の商工振興費では、県補助金を活用して行う消費者行政活性化基金事業費で、消費相談員の報酬、研修時の費用弁償費及び消費者啓発パンフレット等の消耗品費として、総額112万1,000円の増額補正をお願いしております。次のページをお開きいただきたいと思います。

続いて、土木費について申し上げます。

道路橋梁費の道路新設改良費では、道路新設改良事業費で総額1,573万円の増額補正をお願いしております。内訳としまして、大谷地区・信太地区を流れる排水路、通称高橋川流域において昨年10月の台風26号、本年2月の大雪の影響により、道路及び住宅地が冠水被害を受けたことから、水害対策を推進するための現状調査、早急な対応策の検討について専門機関に委託するための排水対策調査委託料600万円を計上いたしております。

次に、村道整備測量調査委託では、都市計画法に基づく市街化調整区域における地区計画推進に向けた地区計画区域内の新設道路整備の調査測量委託分として650万円、土浦地内で行うパブリカ養液栽培施設の建設に伴う事業用地内の村道賃貸借を行うための村道区域変更図面作成の調査委託分8万7,000円を合わせた658万7,000円の増額補正をお願いいたします。

最後に、村道整備工事費では、ただいまご説明いたしましたパブリカ養液栽培施設の建設に伴う排水路整備分としまして314万3,000円の増額補正をお願いいたします。なお、パブリカ養液栽培施設の建設に伴う工事費等の財源につきましては、全額が事業者からの負担金となっております。

続いて、消防費について申し上げます。

非常備消防費では、消防団運営費で、平成25年度自治消防団員退職者8名分の退職報奨金268万3,000円の増額補正をお願いしております。長年にわたり地域の消防防災活動にご尽力いただきました消防団員の方々には、改めまして敬意を表しますとともに感謝を申し上げる次第であります。続いて、次のページをお開きいただきたいと思います。

教育費について申し上げます。

保健体育費の体育施設費では、農林漁業者トレーニングセンター耐震改修事業費で、本年3月末に設計が完了したことに伴い、工事費及び監理費を合わせた総額7,143万2,000円を計上いたしております。なお、耐震改修工事とあわせて老朽改修工事を行うこととしています。また財源につきましては、村債の緊急防災・減債事業債が4,170万円、復興まちづくり基金繰入金が1,692万9,000円、残りが一般財源の1,280万3,000円となっております。

続いて、災害復旧費について申し上げます。

公共公用施設災害復旧費の公立学校施設災害復旧費では、昨年10月に発生した台風26号による安中小学校のり面崩落の災害復旧工事請負費で、体育館と給食室の間、体育館の西側及びのり面下の通学路の舗装工事分として、191万1,000円を計上いたしております。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。51ページにお戻りいただきたいと思います。

まず、国庫支出金について申し上げます。

国庫補助金の民生費国庫補助金では、歳出の民生費でご説明いたしました消費税率の引き上げに伴い支給される給付金の補助金としまして、臨時福祉給付金事業費補助金3,349万5,000円、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金2,000万円を計上しております。

次に、県支出金について申し上げます。

県補助金の農林水産業費県補助金では、パブリカ養液栽培施設整備に対する補助金の財源となる強い農業づくり補助金3億5,200万円を計上いたしております。

次の商工費県補助金では、消費者行政活性化基金事業費補助金で、今回の消費者行政活性化基金事業費の歳出補正増額分の財源として104万7,000円の増額補正をいたしております。

次に、繰入金について申し上げます。

基金繰入金では、財政調整基金繰入金で、今回の歳入歳出補正予算の財源の調整分といたしまして3,340万1,000円の増額補正を行い、繰入予算額を2億5,846万4,000円としております。

次の復興まちづくり基金繰入金では、農林漁業者トレーニングセンター耐震改修事業費の財源としまして1,692万9,000円を増額補正しております。

次に、諸収入について申し上げます。

消防団員退職報奨金につきましては、退職消防団員に対する報償金といたしまして268

万3,000円を増額補正しております。

次に、雑入では、道路新設改良事業費の排水路整備分の事業者負担分としまして、323万円を計上しております。

村債について申し上げます。

教育債では、農林漁業者トレーニングセンター耐震補強事業債で、農林漁業者トレーニングセンター耐震改修事業費の計上に伴い、耐震改修部分の財源としまして4,170万円を計上いたしております。

最後に、議案第13号 平成26年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。69ページをお開きいただきたいと思います。タブレットの71です。

今回の補正予算につきましては、まず第1条では、歳入歳出それぞれ5,390万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億6,250万円としております。

次に、第2条では、地方債の補正を第2表のとおりお願いするものでございます。次のページをお開きいただきたいと思います。国庫補助金の増額補正及び地方債充当先の見直し等を行いまして、公共下水道事業費に係る本年度の地方債限度額を1億9,430万円にお願いするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算についてご説明申し上げます。75ページをお開きいただきたいと思います。

歳出予算からご説明申し上げます。

下水道費の公共下水道事業費につきましては、地区計画区域への下水道整備を行うため、全体計画の変更及び事業認可取得、あわせて次期事業の事業認可取得を行うため、委託料2,750万円、国庫補助金の増額補正によりまして工事請負費で2,640万円の増額補正を計上してございます。

続きまして、73ページをお開きいただきたいと思います。歳入について申し上げます。

まず、国庫支出金の下水道事業費国庫補助金につきましては、補助額の確定に伴いまして、1,320万円の増額補正を計上してございます。

次に、繰入金の公共下水道事業基金繰入金につきましては、先に歳出予算でご説明いたしました委託料の財源として充てるため、2,540万円の増額補正を計上してございます。

最後に、村債の下水道事業債につきましては、国庫補助金の増額補正に伴い、事業費の見直しを行いまして、1,530万円の増額補正を計上しております。

以上、議案第1号より議案第4号並びに議案第6号より議案第13号まで一括してご説明申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 村長、続いての提案理由の説明、大変ご苦労さまでした。

○議長（下村 宏君） 日程第19 発議第1号 集团的自衛権行使を容認する解釈改憲を

行わないことを求める意見書を議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。事務局。

〔議案朗読〕

○議長（下村 宏君） 提案者の説明を求めます。

岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 日本国憲法は、紛争解決の手段としての武力行使を禁じています。歴代の政府は、集団的自衛権の行使は認められないとの判断を維持してきました。仮に集団的自衛権の行使を可能ならしめるとすれば、憲法第9条を変えなければなりません。

しかし、憲法第9条は、過去に忌まわしい戦争を引き起こした日本国民の反省から生まれた世界に誇るべき平和憲法のまさに根幹であり、9条を変えるということは、国民の強い反発を生むもので、今のところ可能ではありません。改憲派といわれる勢力も、これまで憲法第9条には手をつけることはできませんでした。そこで安倍内閣は、解釈改憲というまるで手品のような奇抜な造語をつくり出し、国民の目を欺き、9条の戦争放棄という精神を葬り去ろうとしています。

憲法は、政府、国家権力を縛り、監視する役割を担うものです。時の政府が勝手に憲法を都合のいいように解釈し、国の方向性を変えることは、許されることではありません。首相が自由に憲法の解釈を変更できるとなれば、立憲主義そのものを否定することになり、もはや民主主義国家としての体をなさなくなり、独裁主義国家への変貌が強く危惧されます。国会の最高機関としての憲法を国民のための憲法として守る立場から、集団的自衛権の行使を容認する解釈改憲には、強く反対します。

以上、慎重なご審議をお願いするものです。

○議長（下村 宏君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決し、議会の意見書として関係機関に送付することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第20 請願第1号 規制改革会議農業ワーキンググループ

「農業改革に関する意見」に関する緊急請願を議題といたします。

お諮りいたします。

本件について、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本件については、委員会の付託を省略し、本会議によって審議することに決定をいたしました。

請願の朗読をいたさせます。事務局。

〔議案朗読〕

○議長（下村 宏君） 紹介議員からの趣旨説明を求めます。

沼崎光芳君。

○14番（沼崎光芳君） 請願第1号についてご説明をいたします。

ただいま事務局が朗読したとおりでございますが、先日、新聞報道によりますと、JA県中央会は5日、政府の規制改革会議が進めている中央会制度廃止や企業の参入要件緩和などの農業改革について、政府に反映させないよう理解を求める要請書を橋本県知事のほうに提出をいたしました。その中で、橋本知事は、農業にとって本当にプラスになるのか議論を詰める必要がある。農協は、地域の生活を守るライフラインとしても大きな役割を担っており、国民が納得できるような形で進めていくべきだと伝えております。

生産現場、そして地域農協の実態を考慮し、慎重に対応するべきと考えます。議員各位のご理解、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下村 宏君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を、原案のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり採択することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第21 発議第2号 規制改革会議農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」を「農林水産業・地域の活力創造プラン」に反映させるにあた

り生産現場の実態を考慮し慎重に対応することを求める意見書を議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。事務局。

〔議案朗読〕

○議長（下村 宏君） 提案者の説明を求めます。

沼崎光芳君。

○14番（沼崎光芳君） 先ほどは、規制改革会議農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」に関する緊急請願について、満場一致で採択されましたことに対して敬意を表したいと思います。ありがとうございました。

つきましては、意見書の件でございますが、ただいま事務局が朗読したとおりでございますので、皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（下村 宏君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決し、議会の意見書として関係機関に送付することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第22 陳情第1号 公共工事における建設労働者の適正な賃金確保のため「公契約法」の早期制定を求める意見書提出に関する陳情を議題といたします。

陳情の朗読をいたさせます。事務局。

〔議案朗読〕

○議長（下村 宏君） ただいま議題となっている陳情については、陳情文書表のとおり経済建設常任委員会に付託をいたします。

○議長（下村 宏君） 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。

本日は、これにて散会をいたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後零時15分散会

平成 26 年第 2 回
美浦村議会定例会会議録 第 2 号

平成 26 年 6 月 13 日 開議

議案

一般質問

1. 出席議員

1 番	塚 本 光 司 君	2 番	岡 沢 清 君
3 番	飯 田 洋 司 君	4 番	椎 名 利 夫 君
5 番	山 崎 幸 子 君	7 番	山 本 一 恵 君
8 番	林 昌 子 君	9 番	下 村 宏 君
10 番	坂 本 一 夫 君	11 番	羽 成 邦 夫 君
12 番	小 泉 輝 忠 君	13 番	石 川 修 君
14 番	沼 崎 光 芳 君		

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長	中 島 栄 君
教 育 長	門 脇 厚 司 君
総 務 部 長	岡 田 守 君
保 健 福 祉 部 長	浅 野 重 人 君
経 済 建 設 部 長	増 尾 嘉 一 君
教育次長兼学校教育課長	増 尾 正 己 君
総 務 課 長	松 葉 博 昭 君
企 画 財 政 課 長	石 橋 喜 和 君
収 納 課 長	高 橋 利 夫 君
福 祉 介 護 課 長	秦 野 一 男 君
経 済 課 長	中 澤 真 一 君
生 活 環 境 課 長	北 出 攻 君
生 涯 学 習 課 長	堀 越 文 恵 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	飯 塚 尚 央
書	記 浅 野 洋 子

午前10時00分開議

○議長（下村 宏君） 皆さん、おはようございます。

本日は大勢の方に傍聴いただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は、13名です。

ただいまから、平成26年第2回美浦村議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます前に、各議員、村長、教育長、執行部並びに事務局のタブレット端末の持ち込みを許可いたします。使用範囲は、美浦村議会タブレット端末使用範囲基準に基づき、資料の閲覧及び例規集のシステムの使用とさせていただきます。

次に、本定例会一般質問の質問方式は、選択制で行うことを許します。選択できるのは、今までの質問方式である一括質疑方式、または一問一答方式となります。選択制の一つである一問一答方式は、質疑時間30分で質問の回数に制限はありません。答弁と合わせて60分の制限時間以内で、一般質問を行うこととしています。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 議事日程につきましては、お手元に配付をいたしました日程表のとおりといたします。

○議長（下村 宏君） 直ちに議事に入ります。

日程第1、通告のありました一般質問を行います。

通告順に従い、発言を許します。

最初に、飯田洋司君の一問一答方式での一般質問を許します。

飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） 通告に従いまして、1番飯田洋司、質問いたします。

まず初めに、大山スロープの件、あの周辺の形で四つほど質問させてください。

まず第1に、大山スロープ近辺の震災復興、特殊堤防、防災拠点などが工事完了し、災害用資材置き場として大分整備されてきました。これから各種スポーツのメッカに発展し得る霞ヶ浦の中でも最高のポテンシャルを持ち、これからが期待される場所だと思いますが、霞ヶ浦大山スロープ防災拠点及びその周辺道路などで、現在どこが管理しているのかお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 飯田議員ご質問の防災拠点エリアと周辺道路の管理につ

いてのご質問についてお答え申し上げます。配付いたしましたお手元の資料に基づいて説明をしたいと思いますので、この資料をごらんいただきたいと思います。

まず最初に、③の水防拠点9,994平方メートルでございますけれども、平成25年6月24日付で国土交通省より占用許可を受け、美浦村が管理をしております。この水防拠点施設のうち駐車場につきましては、訪れる方の一時的な駐車場として、また、資材置き場や水防作業スペースについては、緑地帯として活用しております。さらに仮設トイレ・シャワールームにつきましては、村が電気・井戸・街灯・案内板等の設置工事を行い、公共トイレ・シャワールームとして活用しているところでございます。

管理につきましては、水防拠点として整備された本来の目的を理解いただくため、看板を設置して、利用上の注意事項を周知しております。また、トイレの清掃を毎週1回行うほか、周辺の除草作業を適時行っているところでございます。

水防拠点施設につきましては、現在のところ大きな問題もなく、トイレや駐車場が利用されております。今後も水防拠点関係者だけの利用ではなく、サイクリングや散歩、ドライブなどで訪れた方、各種団体のイベントなどの際の駐車場として多くの方が利用していただけるよう、公共性の観点から管理をしていきたいと考えております。

ただ、本来の目的が水防拠点ということでございますので、工作物でありますとか、あるいは杭を打つこと、あと地表の形状を変えること、これは簡易であっても厳しく制限をされております。利用者がマナーをもって使用していただけるよう、利用規則等のルールづくりは必要になってくるかと思えます。特に、飯田議員ご指摘のように、今後イベント等の開催も予想がされます。そうなりますと、村が当然管理をしているということですので、管理責任上、公序良俗に反するようなことは許可はできませんし、何らかの利用上の規制、制約が必要と考えております。

次に④、現在整備中の水防拠点9,771平方メートルにつきましては、現在、国土交通省の管理となっております。整備が進行中ということで、国土交通省の管理になっておりますが、これにつきましても整備が完了した後は、同じような形で村が占用しまして、活用をしていきたいということで考えております。

次に周辺の道路でございますが、病院跡地の中央ですね、これを東西方向に縦断する①の道路、村道2924号線、それと、堤防の管理道路であります⑤の村道2923号線、これも国土交通省より移管をされております。村が村道として認定をして、管理をしているということでございます。ちなみに霞ヶ浦沿岸の堤防の上の舗装されているところ、これについては、大山地区だけでなく、村内全域、村道としての認定をして村が管理をしているということでございます。

それから⑥ですね。この図面でいきますと一番下の部分になりますけれども、⑥の特殊堤防、スロープの部分につきましては、国土交通省の管理区域ということになっております。

防災拠点エリア、それと周辺の道路、それと特殊堤防スロープの部分につきましては、休日には、ジェットスキー、ウインドサーフィン、釣り等を楽しむ方が県内外から大変多く訪れております。現在のところ、道路への迷惑駐車あるいは犯罪等、治安面で心配されるような事案は報告されておりませんが、これから夏に向けて、さらに多くの方が利用されることも予想されます。村としては、定期的にパトロールを実施するなど利用の実態を把握しまして、適正な管理に努めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） 配付されました資料なんですけれども、多分⑥なんですけれども、南側のこの写真の左の中央よりちょっと上かな、写真に載っていないところもあるんですけれども、これもやはり国土交通省管理で理解してよろしいですね。

今、経済建設部長のほうからいろいろと答弁をお伺いしました。それで、管理、この資料に載っているように、随分と6月に入ってから整備されてきたのかなと私も思います。それで、防犯上、安全対策、管理の上で、村としてどういった見解で今後臨んでいくのか、そこもちょっとお伺いしたいなと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 飯田議員の2点目のご質問、防犯上、村はどのように今後管理をしていくんだという趣旨でのご質問でございますけれども、1回目のご質問のときにお答えしましたとおり、村のほうでまだ、防犯上、治安上、好ましくないような事例が起こったというようなことは、把握はしておりません。

農作業の期間の間に、例えば農道に車がとまっていて、農作業に支障が出るとかそういうことは聞いたことがあるんですけれども、この防災拠点エリアを中心としたところでは、駐車場の整備もでき上がったということで、ここに駐車をしていただいておりますし、特殊堤防、スロープの部分ですね、ここにも駐車をしていただいているというようなことで、堤防の管理道路あるいは周辺の道路に違法駐車をして困っているんですというようなことは、今のところ把握はしておりません。

それと、防犯上のことなんですけれども、ここが村内で先ほど多くの方が訪れてにぎわっているというようなこととお話ししましたがけれども、そのことによって防犯上、治安上何か好ましくないことが起こっているというようなことも、現在のところ聞いておりません。

先ほども申し上げましたがけれども、当然これから夏に向けて訪れる方がこれまで以上にふえてくると思います。そういう中では、これは繰り返しになりますけれども、定期的にパトロールを実施するなど、利用の実態をきちっと把握をして、もし好ましくないような状況があれば、適時対応してまいりたいと考えております。

それから、水防拠点として村が占用している部分なんですけれども、これについては、駐車場、そして公園、トイレもありますし、公園のような形になっております。というこ

とで、将来、当然ここでイベントをしたいとか、あるいは村が後援をしてイベントをすることもあるかと思います。そういうことも予想されますので、村が占用している部分につきましては、何らかの利用規則みたいなルールづくりは進めていきたいということで考えております。

以上です。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） ありがとうございます。随時パトロールしているということなんですが、あの近辺、大山地区なんですけれども、やはり観光で来る方のごみの問題、これは都市建設課のほうではちょっと関係ないかもしれません。生活環境課のほうになると思うんですけれども、パトロールするのであれば、ぜひ村の管理しているごみ集積所の状態も一緒にパトロールしてもらえたらなど、地元の希望でございます。

せっかくこうやって整ってきて、管理体制も整い、将来性も期待できる大山近辺、そして、マスタープランの中でも計画されていますこの大山地区の活性化のためにも、今先ほど言いましたように、村主催で何かそういうジョギング大会、マラソン大会、夏祭り、いろいろございます。そういったものができるのか、また、今現在村で事業をしています村民体育祭、陸平縄文ムラまつり、産業文化祭など行っていますが、すばらしい霞ヶ浦大山スロープ、これをやっぱり利用しない手はないのかなと思います。ぜひ村独自の予算で、水辺にまつわるようなイベントができないのかお伺いしたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 防災拠点、そしてスロープ部分、そういうところを利用した形で、村の独自の事業あるいはイベントが計画できないだろうかというようなご質問でございますけれども、霞ヶ浦沿岸を見ましても、スロープを通じて直接湖面におりられるような箇所、そして隣接して駐車場があるような場所というのは、霞ヶ浦沿岸でももしかしたら大山だけかなというようなことで、思っております。

そういう状況を生かしてイベントを開催しまして、美浦村のすばらしい自然でありますとか景観、そして霞ヶ浦の魅力、これを発信しまして、交流人口をふやしてそれを村の活性化につなげていくということは大変重要な課題であるということで考えております。村としましても、飯田議員ご提案のように、村独自のイベントができないかということは、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） ありがとうございます。茨城国体とか東京オリンピックとかと、今、世間を騒がせていますけれども、ぜひ住民と村でいい企画を出して、低価格でそして集客性の高いイベントを企画してやっていただきたいなと思っております。

そこで、ことしの秋、予定されている人力飛行機の記録会ですか、これは10月の中旬な

のかちょっとわかりませんが、そういったものも、もしあの部分が整備されてくれば、来年再来年という形で記録会のほうも実施できるのかなと思っております。

また、直接スロープから霞ヶ浦湖面に出るのは、全国的に見てもそんなにありません。全国から人を呼ぶつもりでいろいろな企画を出していただきたいと思います。これは今でもやっていますけれども、6月8日に北浦のほうでバス釣り大会ですか、プロ・アマチュア込みでやっています。そういったものも誘致。で、ジェットスキー大会とか、いろいろな形で、地元今言ったように主催じゃなくてもいいと思うんですね。いろいろな諸団体とイベントをジョイントで企画していただいて、やってもらって、村主体、経費もかかりますので、なかなか難しいとは思いますが、逆に、諸団体との交流を持ちながら、ぜひ進めていってほしい。

そのときに、当然村が主催じゃありませんので、各諸団体に対しての規制、規約、そういうものが今現在できているのか、その辺をちょっとお伺いしたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 飯田議員ご質問で、2点ほど質問あったかと思います。

まず1点目の、先ほどは村単独でのイベントの開催の検討ということでお話をしましたけれども、村独自ではなくて、県内外のいろいろな団体とジョイントしてイベントを開催していったらどうかということかと思います。飯田議員ご指摘のとおり、さまざまな団体とのジョイント、あるいは村が後援をするというようなイベントについては、村としても積極的に検討してまいりたいと考えます。

一例を挙げますと、去る5月11日に、防災拠点を主な会場としまして、このときは飯田議員も参加をしていただきました。また、下村議長にも参加をしていただきました第36回霞ヶ浦クリーン大作戦というイベントが開催されました。

このときのNPO法人、水辺基盤協会、あるいは一般財団法人日本釣用品工業会、こういう方も会場に見えておまして、意見交換をさせていただきました。その中で今後もイベント等の開催等、さまざまなことで村と協力をしてやっていきたいので、よろしくお願いしますというようなお話もされております。

そういうことで、こうした団体に限らず、大山の水辺を利用した形でイベントを開催したいというような団体があったときには、そのことが村の活性化につながっていくようなものであれば、村としても積極的に応援をする、あるいは一緒にやっていくというようなことで考えていきたいと思います。

それから、具体的に進んでいる事業もありまして、本年の10月26日には、美浦村を会場としまして、県主催の茨城県ウォークフェスティバルというものが開催をされます。当日は、陸平縄文ムラまつり、これも正式には日程はこれからだと思いますけれども、26日にはそういうことも開催が予定をされております。陸平縄文ムラまつりの会場から霞ヶ浦沿

岸の関東ふれあいの道をウォーキングしまして、大山の防災拠点を休憩所として利用するようなことでコースの設定を考えております。このように、さまざまな機会を捉えて美浦村のすばらしさを発信していければなということ考えております。

それから、2点目なんですけれども、そうしたさまざまなイベントが考えられるので、規制とかルールづくりというお話だと思います。これも先ほど申し上げましたように、当然イベントとか、あるいはいろいろな催し物が今後開催されることが予想されます。当然、先ほども申し上げましたように、公序良俗に反するようなことは村としても許可することはできませんし、占用しているという管理上の責任もありますから、何らかのルールづくり、先ほどの繰り返しになりますけれども、利用規則等のルールづくりは当然必要ということで考えております。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） 今の答弁で、村もなかなか独自のイベントに対しての予算、なかなかつけにくいのかなと思って、多少、ほかの諸団体とのイベントという形で質問しましたけれども、大変はっきりした答弁で、ありがとうございます。

先月、こういったいろいろな形で問い合わせも多分これからもっとふえてくるのかなと思うんですけれども。そして、5月24日の茨城新聞ですか、こちらのほうに掲載されました。県のほうでも、霞ヶ浦周遊サイクリングロード、これに対してどういうふうに県が整備してくるのか、単に告知だけなのか、周辺道路の休息所、修理場、レンタル事業とそういったものに対して、県内外から霞ヶ浦に呼ぶ、集客するために、ソフトもそうですけれども、ハード面でも多少は予算づけしてやらないと、なかなか来てもらえないのかなと思っております。

ぜひ、県もこういった形で進めるということなので、県に対しての要望、これもしっかり出していただいて、今ある大山スロープ、あの近辺のところに、今言ったサイクリングの中継地点というか、本来ならば基地をつくっていただきたいなと思うんですけれども、そこら辺のところの執行部の見解をお伺いしたいんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 飯田議員ご指摘のように、5月24日茨城新聞の1面に、県の事業として霞ヶ浦周辺のサイクリングロードを広くPRして、茨城県の魅力を発信していくんだというような趣旨の新聞記事が茨城新聞に掲載をされました。

それで、この記事に関して県のほうに確認しましたところ、今回の事業は、旧筑波鉄道廃線跡のつくばリンリンロード、桜川市から土浦市の40.1キロメートル、それと霞ヶ浦の北側の土浦市からかすみがうら市、それと行方市を経て潮来市に至る、これは県道になっているんですけれども、一般県道潮来土浦自転車道線というのが、北側の区域については県の事業で整備をされております。これが40.1キロメートルになりますけれども、このつ

くばリンリンロードと、霞ヶ浦の北側のサイクリングロード、これを対象とした事業として、当面、県がPRをしていきますよというようなことで、予算規模のほうは3,000万円ということで、パンク・修理のためのステーションでありますとか、あるいは観光業者にそういうすばらしいサイクリングロードが茨城県にあるんだよというようなPRをするソフト事業ですね。そういうことを中心として、3,000万円の予算で本年度、事業をしていくんですというようなことで確認をしております。

残念ながら土浦市から阿見町、それから美浦村、稲敷市を経て潮来市に至る湖岸のサイクリングロードは、この事業の対象にはなっていないということでございます。

それで、北側の自転車道路、サイクリングロードというのは、県が中心となって整備をしているようでございます。基本的には南側で、阿見町から美浦村、稲敷市というルートについても、北側と同じような形で県にお願いをして、北側だけじゃなく南側についてもサイクリングロード整備をしてくださいとお願いをしていくのが、美浦村としての立場かなということで思っております。

サイクリングロードの整備につきましては、大規模、距離もありますので、予算的にも大変かかってくると思います。そういう中では県のほうにお願いをして整備をしていくというのがよろしいのかなということで考えております。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） まことに残念ですね。北側だけとはちょっとがっかりしちゃいました。これからやはり県のほうに、執行部のほうでどんどん要望を出してやっていただければなと思います。

この予算額3,000万円で見ると、道路整備というよりも、多分インフラ部分でそういう休憩所、1カ所か2カ所かな、看板つけて何だかんだやると、3,000万円でパンフレットをつくっていると、1カ所か2カ所くらいトイレをつくって、水道つくってくらいがぎりぎりかなと思います。

せっかく南側、道路、完全には整備されていませんけれども、我が本村、美浦村では、そこそこ整備されておりますので、ぜひ村独自ではちょっと厳しいかもしれないですけども、何とか国のほうから予算を少しでもいいですからいただいて、基本計画みたいな形で、こちらから提案していただければなと。

また、大山スロープ完成間近ですので、これからどんどん将来発展していくと思います。最後の質問になります。これは発展していったって、3年4年、5年後に茨城国体がございます。6年後に東京オリンピックですか。そういった形で今から計画して、いろいろなものが、イベントが仮にジョイントでできると。来年、できると思いますけれども、これに対して、何とか我が霞ヶ浦大山スロープに国体のセーリング競技なんかを誘致していただければなと、ぜひ要望していただいてやってもらいたいんですけれども、執行部のほう

の見解をお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（下村 宏君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） ただいま飯田議員のご質問のありました茨城国体競技などを村内でできないかについてお答えいたします。

第74回国民体育大会の開催市町村につきましては、県国民体育大会会場市町村選定基本方針に基づき、平成25年度に常任委員会で決定をし、中央競技団体会場地正規視察も行っているところです。正式競技、公開競技、特別競技会場につきましては、決定をしているところでございます。

開催時期につきましては、平成31年9月中旬から10月中旬のうち11日間で行いまして、平成28年度に、公益法人日本体育協会との協議の上、決定することとなっております。正式競技であるセーリング競技の全種目におきましては、阿見町が会場となっております。競技施設整備計画の中で、セーリング会場の本部棟となる建物につきましては、予科練記念公園敷地内の芝生になっている場所に、平成30・31年度を整備年度として仮設で対応する計画となっております。また、ボート等を置く艇置場スロープの場所として、武器学校敷地内としており、その管理者である国土交通省・防衛省との関係機関と協議が既に済んでいるということでございます。総事業費につきましては、未定ということでございます。

実施競技は、正式競技、公開競技、特別競技のほか、デモンストラーションスポーツがあります。この競技は、生涯スポーツの振興を主な目的とした県内居住者対象の競技ですが、県体育協会加盟、または県体育協会が推薦する競技・レクリエーションであることや、市町村及び競技団体の開催希望があることが条件となっております。

このデモンストラーションスポーツの開催候補地として、茨城県フライングディスク協会より、ディスクゴルフ競技のお話を現在受けております。本村で実施可能であるかどうか検討をしているのが現状でございます。

以上、答弁にかえさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） 詳細にわたり、教育次長、ありがとうございます。

これもちよっと、北と南側で太陽の当たり方が違うのかなとちよっと思ったりもするんですけども、予算のない、で、仮設で建物も建て、霞ヶ浦の自衛隊のスロープを使用するという形でございますのでね。ただ、大山スロープ、そういったところと全くひけをとらないくらいの会場になるということは、自信を持って県のほうにもお話してもいいのかと思っております。

東京オリンピックが次の年に控えてもいますので、今まで話してきたイベントの一大拠点としてこれから進めていくいろいろな事業もそうなんですけれども、4ヘクタールの旧大山病院、あそこの土地、前の3月の定例会でも、なかなか制約があって取得はできないということなんですけれども、今回いろいろなイベント、今茨城県フライングディスク協

会というところから話を受けていると。もしできればやってもらえると、2019年ですか、5年後に向けての準備もありますし、そして次のオリンピックという形で、今の財務省の残りの土地、そういったイベント、そして諸団体との協議という形で売り込みしやすいのかなと思っております。

今現在進められている、これから多分次の方が質問するんでしょうけれども、メガソーラーですか、村所有地になりましたね、やっとなんて。そのメガソーラー所有地なんですけれども、これは防災拠点のほうからパネルを張ると、これからいろいろなイベントをやるときに、この写真の中でもあると思うんですけども、防災拠点の上に、40メートルか50メートルくらいの奥行きを持ったイベント用の空き地があれば、これはいろいろな形で対応できると思っております。

何とかそのパネルのほうも、イベントに合わせてくれとは言えませんが、何とか協議してなるべく防災拠点のほうに空き地をつくってもらえたらなと思っております。

阿見町でセーリング、先ほども言いましたけれども、決定したと。とりあえず、阿見町のほうでちょっといろいろな事情でできないというようなことがもしありましたら、ぜひこちらのほうで両手を挙げて、「できますよ」と県のほうに少し、村長みずから、うちわでもあおぎながら言ってもらえたらなと思っております。

国体競技は、もし村のほうで努力して、どうしても美浦村は宿泊設備もない。余り田舎なのでちょっと交通の便も悪いというようなことを言われるかもしれませんが、村としてはやはり地域の活性化ですか、それと美浦村大山のよさをPRして、何とか村外から、美浦村ファンクラブみたいな形で定住してもらえればいいのかと思っております。

それで、そういった形でももちろん誘致にこれから努力していただきたいんですけども、この国体に対しての答弁の中でありましたように、詳細にわたってご答弁いただきましたけれども、これから大山スロープ地区、総合的にこういった形でPRして、断固とした形で人を呼んで活性化するのか、総合的にちょっと見解などをお伺いできたらなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、定例議会、再開日、大変ご苦労さまでございます。きょうは美浦大学の皆さん、そして、霞ヶ浦市民協会の理事長さんもきょうは傍聴をされているということで、霞ヶ浦についてはかなり興味があるだろうなと。1番の質問者、飯田議員の大山のスロープを生かさないと手はないだろうということですね。

国体のセーリングについては、これは美浦村が手を挙げればいいのかという部分も含まれていたのかなというふうに思いますけれども、実は、阿見町からはオリンピックに4大会連続出場している選手がセーリングのほうで、ヨット競技でいたものですから、今、強化監督をやっているんで、これはもう阿見町がぜひやりたいということで、阿見町には当然スロープはありません。あるのは、技研と武器学校の中にスロープは

あります。ただ、国体ということで、そういう自衛隊の施設も使わせていただくということで合意になったのかなというふうに思います。

それで、スロープは多分、美浦村だけじゃなくて、土浦市のラクスマリーナの中にも一つあります。それから潮来市のほうにも、霞ケ浦に通じるところであるというような話は聞いておりますけれども、霞ケ浦を取り巻く9市町村ありますけれども、9市町村の中であれだけ東側と南側にスロープを持っているのは、美浦村だけなんですね。

この前の3.11の地震のときには、南側のスロープが大分壊れまして、でも、あの場所を使っている国土交通省の職員もいるということで、さすが国は、自分の省庁の職員が使っているところは改修が早いと思うぐらい、お金をかけてスロープを改修いたしました。でも、これは私が言ったのは、職員がいるからということではなく、今まで既存としてそのスロープが生かされてきたということがあったんだろうというふうに解釈はしたいなと思っております。

そういう意味でも、あの場所をこれから先、美浦村としてどのように使うのかという議員の提案だと思いますけれども、残りの7.9ヘクタールのうちの3.67ヘクタールぐらいは美浦村が、南側ですか取得はしましたけれども、反対に北側の約4町歩ちょっとある部分が、まだ財務省の土地になってございます。それも、取得をすればということで、ただ、何の事業の計画もなくでは、財務省のほうも取得は「いいですよ」と言うわけにはいかないので、その事業をいろいろな部分で今模索をしているところでもあります。

ただ、いろいろな事業をこの霞ケ浦に関しては、この前、土浦市のほうで、水陸両用バスを土浦市内を30分ぐらい走って、それから、ラクスマリーナの中から霞ケ浦を20分ぐらい、水陸両用バスを使って、約半年間試験的に運行するということをやっております。そういう意味でも、スロープがないとこれはできないんですね。スロープが美浦村にあるので、できれば霞ケ浦の中を歩く部分については、土浦市の中を水陸両用バスで回った後、125号線を南下していただいて、美浦村の大山からおりていただくということもちょっと提案をしてみたいなというふうには思っております。

そういう意味で、また、いろいろなところの利用する方の視点が変われば、おもしろい。土浦市では見られない風景、そういういいポイントが美浦村のほうにもあるなというふうな部分が利用者から、そういう期待の声が多くなってくれば、いろいろな部分で事業としてどのように継続させていけるかということも考えられるのではないのかなというふうには思っております。

議員おっしゃるように、いろいろなイベントを含めまして、この前の水辺基盤協会は、ごみを拾うのに子どもも大人もお金を払ってごみを拾ってもらおうというようなことをやっても、結構人が集まる。だから、いろいろなお土産つきでごみ拾いをお願いしますじゃなくて、お金を払って、ごみをきれいにしてくださいねという企画もなかなかおもしろい企画ではないのかなというふうには思っております。

そういう意味でも、仕掛けなければ何事も前に進みませんので、いろいろな各地の事業を検討しながら、美浦村で、そしてまた霞ヶ浦の中でそういうものが継続的にできるような一つの事業がわかれば、美浦村だけでやるんじゃなくて、霞ヶ浦を取り巻く9市町村で連携をもってやるということが、霞ヶ浦の水質もよくなるだろうし、環境もよくなっているだろうというふうに考えております。

そういう意味では、議員もいろいろな意味で美浦村以外のところもかなり熟知している飯田議員でございますので、いろいろな情報をいただいて、提供また提案をしていただければ、美浦村だけじゃなく9市町村で考えてひとつ取り上げて、そして県も巻き込んで、そして国土交通省も巻き込んで、大きな事業としてなし遂げることができれば、2019年の国体、2020年のオリンピックにも、幾らかでも霞ヶ浦に目を向いていただけるのではないのかなというふうに思っております。

そういう先の構想を、いろいろなところと今、議員おっしゃるような部分も含めて検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） 村長、ありがとうございます。

熱い気持ちを持って我々も努力しますので、ぜひ村民、そして執行部、議員一同の力を合わせて、美浦村の中で、大山だけということも、多少言われることもあるんですけども、やはり地名的にいうと、霞ヶ浦は全国でも知名度ナンバーワンですので、その中での美浦村の意思を、これからいろいろなものを企画して、全国的な美浦村という形にしていただければと思います。

これで、以上で質問を終わります。

○議長（下村 宏君） 以上で、飯田洋司君の一般質問を終了いたします。

次に、山本一恵君の一問一答方式での一般質問を許します。

山本一恵君。

○7番（山本一恵君） それでは、通告に従いまして、一問一答方式で質問いたします。

まず1点目、「こころの体温計」についてです。昨年の12月定例議会で一般質問をし、早速、今年度から導入していただき、ありがとうございました。

この「こころの体温計」は鬱病を早期発見し、自殺を予防するために、落ち込み度やストレス度が簡単にチェックできます。今回導入していただいたチェックモードは、「本人モード」、「家族モード」、「アルコールチェックモード」、「ストレス対処タイプテスト」の四つですが、これに、「赤ちゃんママモード」を追加できないか伺いたい。これは、赤ちゃんを育てているお母さんが、産後の不安なこころの健康状態を簡単にチェックすることができるものです。

また、周知方法として、ホームページや新聞折り込みで配布されたチラシで周知をしていただきましたが、ホームページでは福祉介護課の中にあり、できればホームページのト

ップに載せることはできないでしょうか。他の自治体では、ほとんどトップに載っております。心が病んでいるときに、すぐにチェックできるのが、この「こころの体温計」だと思います。

以上の２点ですが、前向きな答弁を期待し、１回目の質問といたします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長浅野重人君。

○保健福祉部長（浅野重人君） それでは、山本議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」の導入状況についてご説明を申し上げます。

導入に当たりましては、平成26年度から実施をするということで、ことし４月にこの「こころの体温計」を管理・運営しております会社と業務契約をいたしました。４月末まで運営会社のサーバと美浦村役場内サーバにおけるシステム構築作業を経まして、５月１日よりホームページにおきましての運用を開始したわけでございます。

広く村民に利用の周知をするため、５月上旬に村内全地区回覧の実施と、５月18日（日）の新聞折り込みチラシ4,600枚を村内各家庭等に配布をいたしました。また、「広報みほ」６月号９ページに、「こころの体温計」についての利用説明を掲載いたしました。そのほか村内金融機関やコンビニエンスストアの店内に、美浦村で設置をしております広報スタンドにチラシを配置いたしましたところでございます。

ご質問のチェックモードの充実につきましては、５月の「こころの体温計」メニューにはございませんでしたが、赤ちゃんをお持ちのママ向けの「赤ちゃんママモード」を６月１日より新たに加えております。

続きまして、ホームページからの「こころの体温計」のアクセスにつきまして答弁を申し上げます。現在はホームページ１面上段の「福祉・健康」サイトから２面の「福祉・介護」の中に「こころの体温計（メンタルヘルスチェック）」がございまして、そこから運営会社のサーバに接続をしていただけるようになっております。

現在、総務課におきまして、６月末までの予定で美浦村ホームページの更新作業を進めておりますので、平成25年第４回定例会で答弁をいたしましたように、「こころの体温計」につきまして、ホームページ第１面から直接接続することができるアイコンの設定をいたします。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 山本一恵君。

○７番（山本一恵君） 早速実施していただけるという答弁をいただきました。ありがとうございます。１日でも早い実施を期待して、１点目の質問は終わらせていただきます。

次に、２点目の若年層定住対策について質問いたします。

過日、新聞等で発表されました民間の有識者などをつくる日本創生会議、人口減少問題検討分科会の内容によりますと、子どもを産む年齢である若い女性の数を試算し、2040年

までに半数以下となる自治体の数が全体の49.8%に上ることが出ておりました。

20代から30代の若い女性の減少は本県でも著しく、減少は全ての44市町村に及び、たとえ出生率が上昇しても人口維持が困難となる50%以上減少する市町村は、全体の約4割に相当する18市町村にもなると予測されております。最も減少率が高いのは、大子町、城里町、河内町の順番で、本村は61.2%で9番目、近隣の稲敷市では5番目でした。

逆に減少率が最も低いのは、東海村、つくば市、牛久市、守谷市の順番です。

このような状況から一刻も早い人口減少対策が重要となってくるのではないのでしょうか。そこで本村が人口減少対策として特に若年層の人口減少について取り組んでいる定住促進や空き家対策等について、これまでの実績をどう評価し、また、各事業に反映していくのかお伺いいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） それでは、ただいまの山本議員のご質問にございました人口若年層定住対策についてのご質問にお答え申し上げます。

昨年第2回の定例会におきまして、山本議員から人口減少に対しての村の取り組みについてのご質問がございました。その際、2040年問題について若干触れさせていただきましたが、国立社会保障・人口問題研究所のデータによりますと、2010年に1億2,806万人だった総人口は、2040年に2,078万人減って1億728万人となる見通しだそうでございます。なお、20歳から39歳までの若年女性の人口は、全国1,800自治体のうち、2010年から40年の間には、896の自治体で50%以上減少いたしまして、その896自治体のうち、人口が1万人を切る523自治体は消滅の可能性が高いとまで推計をされております。

このように人口減少に歯どめがかからなくなっている状況は、本村においても同様であることでございますので、将来、本村におきましても存亡の危機に直面することが予想されるわけでございます。

平成25年1月から12月までの村民の転出入状況を調べてみますと、稲敷市への転出者が64名、そして稲敷市からの転入者が72名ございました。その差が8名、美浦村のほうが増加となっております。

阿見町は、転出者が134名に対して、転入者が63名、その差は71名ということで、美浦村のほうが増加しているといったことでございます。

牛久市におきましては、転出者が95名に対しまして、転入者が23名といったところで、72名の減少となっているわけでございます。

龍ヶ崎市につきましては、転出者38名に対して、転入者8名と、30名の減と、いずれも減少しているといった状況でございます。

そして、つくば市につきましては、転出者51名に対して転入者36名、15名の減少となっているわけでございます。

対して、東京都につきましては、転出者が36名に対して、転入者が45名と、逆に9名増

加している状況でございます。

これらのことから、都心への流出より、阿見町や牛久市のようなニュータウンに本村の人口が多く流出していることがわかるわけでございます。各市町村が人口の増加をめぐってインフラ整備や政策の違いをアピールするなど、地域間で競争が激化されておりますが、鉄道などの交通インフラが整っていて、戸建て住宅が都市部より安価で購入できるニュータウンが人気となっているようでございます。

このように、山本議員ご指摘のように、少子化対策、定住化促進、特に若年層対策につきましては、喫緊の課題と重く受けとめております。その対策といたしまして、定住化促進条例を平成24年1月2日より施行いたしまして、昨年度より定住化促進奨励金の交付を開始をさせていただきました。

具体的には、村外にお住まいの方、村内の貸家、寮などに住んでいる方で、持ち家のない方が、村内に住居を取得いたしまして、美浦村に定住する場合、固定資産税相当額の奨励金を最長5年、最大で100万円の奨励金を交付するというものでございます。ことし3月に第1回目となる申請といたしまして、平成24年1月2日から12月31日までに住宅を取得された方の申請を受け付けまして、交付を完了したところでございますが、申請を33件いただきまして、交付決定が31件となっております。

その中で転入となりますと、15件となり、人数にいたしまして39人になります。若年層という観点では、9歳までの方が5人、10歳から19歳までが5人、20歳から39歳までが10人となっております。計20人の転入者が若年層定住化の実績となっております。

また、平成25年4月からスタートさせております空き家バンク制度につきましては、現在までで8件契約に至っております。利用した方を見ますと、20歳から39歳までの方が5件ございます。その中でも子どもさんがいらっしゃいますのは、2件となっております。また、美浦トレーニング・センターにおきましては、A棟の老朽化による改修工事を予定しており、住みやすくなれば、若年層の定住につながることも期待されております。

さらには、今秋オープンを予定しております人診療所につきましても、トレセン関係者のみならず、地域医療も担う病院となることが予想されまして、村内の医療が充実することが予想されるわけでございます。

そのほかに、子どもの安心・安全面からは、学校の耐震化率は100%となっておりますこと、通学路における歩道整備につきましても、現在重要な課題と捉えまして整備を促進をしているところでございます。

以上が、第1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） ここで、会議の途中ではありますが、暫時休憩といたします。

11時15分に再開をいたします。よろしくお願いいたします。

午前11時07分休憩

午前 11 時 16 分開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を続行いたします。

山本一恵君。

○7 番（山本一恵君） 具体的な数字をいただき、答弁ありがとうございました。

定住促進、空き家バンクの実績では、先ほどもお聞きしましたけれども、若干ではありますが、若年層の定住に効果が出ているようですが、それ以上に若年層、特に高等学校卒業時に、進学、就職等の理由で転出する人口も増加しております。そこで、少子化人口減少抑制に向け、若年層定住のための支援や、婚活支援など、さらなる充実が望まれるところですが、今後どのようにして拡充を図っていくのか再度お伺いいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいま山本議員より、今後さらなるその拡充を図るためにどういう対策を行っていけばいいんだと、そういうようなお話だったと思います。

まず、若者の出会いの場が大切になってくるのかなといったところでございます。それで、出会いの場づくりでは、美浦村商工会が主催いたします M I H O カップリングパーティー、これがことしの 7 月 6 日に開催する予定となっております。このイベントは今回で 8 回目の催しとなるわけです。村産業後継者の結婚促進協議会では、この催しに対しまして補助金を交付するなど、支援をいたしております。

この実績といたしまして、第 7 回につきましては、ことしの 2 月に行う予定だったんですが、大雪のために中止となっております。実質的な開催回数は 6 回となっております、参加者数は累積で男性が 118 名、女性が 107 名でございました。会場でのカップル成立数を見ますと、37 組が成立されたそうです。また、平成 22 年開催のカップリングパーティー参加者のうち、1 組が翌年結婚されたそうでございます。

一気に定住化が図れる施策のほうは展開はできませんけれども、これまでに開始をしております定住化促進奨励金制度、空き家バンク制度等につきましても同様に、このような地道な活動を通して、さらなる P R の強化を図りたいと考えております。

また、教育、医療の面からも、若年層が定住しやすく、どの年代の方も居住しやすい環境となりますよう、制度や施設の整備と充実を図るよう努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 山本一恵君。

○7 番（山本一恵君） 貴重な 1 組が成立、ご結婚ということでしたけれども、やはり P R、なかなか P R が上手ではないというお話が前からありますけれども、空き家バンクにしても、定住促進にしても、これだけ美浦村にお得感があるよとそういうものが表に出るような P R を。利便性はないですけども、住んでみるといいですよというような P R もしっかりとしていただきたいと思います。

この若年層の人口減少問題は、本当に複合的でさまざまな要因が絡まりまして、一朝一夕にはいかないことも理解しております。人口減少が進むということは、最終的には住民サービスの提供など自治体の機能を維持することが難しくなることもあります。そうならないためにも、この対策は非常に重要だと思います。

小さいときにここになれ親しんだ土地を離れていた人もＵターンしたくなるような、魅力あるまちづくりや雇用対策など、人口流出をくい止める対策を展開していかなければならないと思います。そこで村長にお聞きいたします。

これは定住促進、空き家対策、企業誘致、地域活性化、子育て支援など、あらゆる事業に関係していく問題だと思います。他の自治体では、人口減少対策検討委員会や若手職員でプロジェクトチームを立ち上げて、全庁で取り組んでいるところもあります。そこで、人口減少、特に若年層の人口減少対策に対する村長の強い決意と取り組みをお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、山本一恵議員の人口減少、特に若年層という点を捉えれば、やはり皆さんもご存じだと思うんですけども、若者がなぜ東京のほうに集中して行ってしまうのか。そういうことを考えると、やっぱり生活しやすい、暮らしていくのに便利だという部分は、これはもうどうしようもないのかなというふうに思います。

また、地方として考えれば、美浦村の中に小学校が三つございますけれども、一番子どもの数が安定して小学校が保たれているというのは大谷地区で、これは雇用があると、若い人がそこに就業する。収入も安定すれば若い女性の方も魅力があって来る。ということになれば子どもがそこに生まれる、ということで、学校別で見ますと、安中小学校はもう100名切ったり切らなかったりの部分で、さほど余り大きくは推移しないでいます。

大谷小学校に関しては、厩務員の方が65歳で定年になりますので、今の施設を外に住居を移さなくちゃいかん。若い人が来ると、ある程度収入が安定していれば、若い人が、女性が結婚して子どもが生まれるということで、大谷小学校だけはこの先も多分増員になってくるという傾向が見られます。

木原の小学校に関しては、2クラスのものが今、1クラスに変わってくる。320人ぐらいいいところが、生まれた子どもたちの推計を見ますと、5、6年たつと、多分100名ぐらい減って、220名ぐらいになっていくだろうという推移が出ております。これは、当時新しく住宅を買って来た人の2代目の方が、地元に住まないで、よそに居を求めて行ってしまうということで、子どもたちがそこからいなくなってしまうという部分があるのかなというふうに思うので、議員おっしゃるように、どこにということを考えると若い人が暮らしやすい、住みやすいという、また就業しやすい場所があれば、ある程度保たれていくのかなというふうに思います。

先ほどいろいろな人口の推移を部長のほうで話をしてくれました。答弁をしましたけれ

ども、これについても、高齢化率を見ますと、美駒地区は、1.11なんですね。こんな1.11の高齢化率なんていうのは、全国どこを探してもないんですよ。ということは、65歳以上の人が中にいないという。

美浦村でも50%超えているところがあるんですね。小学校に1人も行っていないという地区もあるんですね。ですから、その辺は、その地区に雇用を生み出すような企業、会社があって、意欲を持って若い人がそこに働く、そして就職をしていただければ、身近なところでという部分もあるのかなというふうに思います。

今、美浦トレーニング・センターの中の厩舎は、これから10年ぐらいかけて全部建てかえます。そして、A棟も古くなってきたので、40年ぐらいたちますのでみんなリフォームをすることで、環境が変われば、人口の流出も今よりは少しとまっていくなというふうに思います。

そういう意味でも、中の厩舎に住んでいる方が今度住めなくなるということで、今、表に住居を求めて、美浦村じゃなくて、住みやすいということで、仕事があるので、ひたち野うしくとか阿見町の本郷地区とか、土浦市、つくば市のほうに居を持つ人がふえているので、その辺の減少率が少し美浦村の中では目立っているのかなというふうに思います。

ただ、仕事上、朝だけの仕事じゃないので、午後からの仕事があるので、ある程度遠いと、行って帰ってくるのにもう時間だけで、休憩時間がなくなってしまうということもちらほら聞いています。そういう意味では、一番仕事に近いところに住んでもらうというのが、仕事の条件にもいい結果が出せるんじゃないのかなということも踏まえて、今いろいろな形で美浦村の中にとどまっていただくような対応も考えている。また、この前も新たに住宅を建てる方に対して、住宅の説明会をとびあの中でやったところがあります。不動産会社が2社でしたか集まってやりましたけれども、その割に反応はいまいちだったというふうに聞いておりますけれども、美浦村の中の提供するそういう優良な場所、物件が、住みやすい場所を提案すれば、そこにいてもらえるのではないのかなというふうに思うので、ぜひそこを提案していただいた業者のほうとも、村としてはとどまっていただくために、村のほうの条件も踏まえて、先ほど定住化の話もありましたけれども、いろいろな条件を踏まえて村内にとどまっていただくような行政としての努力もしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（下村 宏君） 山本一恵君。

○7番（山本一恵君） 美浦トレーニング・センターに関して、本当にそこらで特化していろいろと今進んでいるようではございますけれども、それを一つの柱として広がっていければいいのかなと思います。

ただ、こちらに転入して来る方のほとんどは、やはり道路の整備、あるいは公共下水の整備、そういうものがおくとかなかなか、ちょっと二の足を踏むという状況もあります。ですから、そういう生活環境の整備もやはりきっちりしていただかないと、ずっと

住みたいなと思う気持ちはちょっと少なくなるのかなと思いますので、いろいろな企業誘致、あるいは雇用のこともありますが、住み続けるための生活環境、道路とかそういう公共のほうもしっかりと力を入れていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（下村 宏君） 以上で、山本一恵君の一般質問を終了します。

次に、山崎幸子君の一問一答方式での一般質問を許します。

山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） 5番議員、山崎です。通告に従い、一問一答方式で質問させていただきます。

まず最初に、公金のクレジットカード収納についての質問ですが、現在では、電気料金や公共料金をクレジット払いにしている人がふえてきております。それと同じように、税や公共料金の支払いもクレジットカード払いにしてほしいとの声を、私の周りでもよく耳にします。私が2年前に同様の質問をした際に、村長の答弁で、今後県内でもクレジットカード払いがどんどん導入されていくだろうから、コスト部分も含め、美浦村でいつごろ対応ができるか早急に検討に入りたいとの答弁をいただいたのですが、その後2年経過し、何の報告もされていませんので、検討の結果がどのようなになったのか村長にお伺いいたします。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、山崎幸子議員の公金クレジットカード収納について検討の結果、どうなっているのということで、2年も音信不通ではわからないんじゃないですかということだと思います。

この公金クレジットカードの収納につきましては、2年前の平成24年第2回の定例会で、そのときに調べて、県内で実施されておりましたのは、土浦市、日立市、下妻市、取手市、守谷市、神栖市の6市でございます。その後、平成25年度より鹿嶋市、平成26年度で水戸市、小美玉市、行方市が加わって、現在では10市までふえてございます。本村におきましても、県内市町村、特に近隣市町村の動向や費用対効果の点においても、その点も留意しながら、クレジットカード収納について検討しているところでございます。

これを導入することになりますと、当然、口座振替やコンビニ収納と同等以上の村が負担すべき費用が発生をいたします。平成26年4月末現在における住民税、固定資産税等の一般税に係る収納率を見ますと、平成25年度現年課税分で、98.5%まで収納率が上がってきております。特に固定資産税につきましては、99%まで上がっております。県内でもこの収納率は、5、6年前だと44市町村中40番目ぐらいにいたんですけども、今は一桁、本当に7番目8番目ぐらいに上がってきております。本村の場合、そういうふうに現在の収納状況をあわせて考えますと、費用対効果というよりは、むしろ納税者の皆様に対する利便性の向上、本村における行政サービスの一つとして実施したほうがいいのか、その望

ましい方向について、収納率が高い部分もありますので、契約をすれば最初の契約の費用もかかりますので、その２％、１％の部分ぐらいの費用が１００％になるということは一番望ましいことなんですけれども、収納率がいい分、この公金クレジットカードの収納をやっても、どのぐらいの効果があらわれるかという部分は、費用対効果としても考えていかなければ、実施してもパーセンテージが上がっていかないという部分になりますと、投資した費用が無駄になってしまうということもありますので、その辺は十分検討して、今、収納課のほうで、議員もご存じだと思いますけれども、これだけ収納率を上げてきている市町村は、４４市町村中、美浦村が多分トップだろうというふうに思っております。そういう意味では、収納課の職員初め課長も含めて一所懸命やっただいただいているのかなというふうに思っております。

また、議員もご存じだと思いますけれども、年に２回、滞納整理も積極的に実施をしながら、納税者にアピールをしているということでもございますので、その辺も考えて、いろいろな収納方法をしていますよというＰＲだけにとどまってしまってもいいのかどうかということも、ちょっと検討はしていないといけないのかなというふうに思っております。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○５番（山崎幸子君） 村長のご答弁、ありがとうございます。

次に、ちょっと総務部長のほうにお聞きしたいんですけれども、現在、美浦村における税や料金の収納の手数料をお伺いいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） それでは、山崎議員のご質問で本村の税の料金の収納の手数料でございます。本村におけます税・料金収納の手数料についてでございますけれども、平成２５年度の実績を申し上げますと、口座振替手数料につきましては、１件１０円の手数料を支払ってございます。そして、１万６、０００件、手数料につきましては、消費税込みで１６万８、０００円となっております。

また、コンビニ収納手数料につきましては、１件５７円を村でお支払いをしてございます。そして、１万４、０００件でございます。税込手数料につきましては、８５万２、０００円となっております。

口座振替手数料とコンビニ収納手数料、これらをトータルして、件数で３万件、金額といたしまして１０２万円となっております。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○５番（山崎幸子君） 手数料の件、ありがとうございます。

次に、美浦村がクレジットカード収納を導入するとした場合の導入時にかかるインシヤルコストと維持していくためのランニングコストを、本村の人口と同規模の三重県玉城町

を例として試算をお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまのご質問で、本村がクレジットカード収納を実施した場合のインシヤルコストとランニングコスト、これを玉城町に置きかえた場合ということでございます。まず、その中でもこのクレジットカード収納、これは内容的には三つの方法がございます。これについてちょっと長くなりますけれども、ご説明をさせていただきますと存じます。

美浦村がカード収納を導入するとした場合のインシヤルコストとランニングコスト、これは、いろいろな方法と比較をしながら試算するとどのようになるかということで、まず、三重県玉城町の方法でございますけれども、クレジット収納、これは先ほど申しましたように、三通りの方法があると言いました。

一つ目は、平成19年度から、これは株式会社日本カードネットワークというところとの契約によります窓口型クレジット収納というのがございます。これは市町村立の病院や市町村運営の介護老人福祉施設の窓口におきまして、診療費や施設の利用料等をクレジットカードで支払うといった場合に利用されるものでございます。窓口の来庁者より、クレジットカードの提示を受けまして、市町村職員がそのクレジット端末決済を利用しまして、都度払いの決済をするというものでございます。

そして、二つ目でございます。これは同じく平成19年度から株式会社日本カードネットワークとの契約によります登録型クレジット収納というものでありまして、金融機関に口座振替の依頼をする場合と同様に、あらかじめ市町村に登録の申し出をいただいたクレジットカードによりまして、税金や水道料等の公共料金を、毎月または決められた納期ごとに継続的に支払いができるものでございます。クレジット情報の登録や管理は市町村が行いますので、個人情報の取り扱いにつきましては、十分注意をする必要があるといったものでございます。

それぞれの納期ごとに指定代理納付者に決済処理を依頼をいたします。決済手数料につきましては、窓口型と同様の1%で全額市町村が負担となるといった内容でございます。

三つ目でございますが、これは、玉城町が平成24年度から株式会社ヒューチャーコマースとの契約によります都度払型クレジット収納といったものでございます。納税者自身がパソコンや携帯電話によりましてインターネットを利用して、市町村のホームページにアクセスをいたします。そして、税金の納付書やクレジットカードの内容をもとにいたしまして、税金等の納付のためにクレジットカード登録や都度決済処理を行っていただくものでございます。この決済手数料につきましても納付金額の1%で、これは全額納税者負担としているようでございます。

本村におけます公金クレジットのインシヤルコストとランニングコストでございますが、玉城町、藤沢市、守谷市の中で、これは玉城町以外に、藤沢市の方法と守谷市の方法がご

ございます。これは同じ都度払いですけれども、これを全額市が負担しているか、それとも個人が負担しているか、その100円分、今、消費税を入れて108円としているようでございますけれども、そういう部分も各市町村ごとに負担区分が違うといったところがございます。そういう中での玉城町、藤沢市、守谷市の、そういう事例がございますけれども、人口で比較した場合、市町村規模が本村に近い玉城町を参考にさせていただきますと、登録型クレジット収納にかかるイニシャルコストといたしましては、電算会社関係では、庁内各種システム改修経費といたしまして210万円、ランニングコストといたしまして、クレジット収納代行会社に対して18万4,000円、そして、各カード会社に対して83万2,000円と、そのトータルで公共料金決済サービス料101万6,000円となっております。

また、都度払い型クレジット収納にかかる費用につきましては、平成25年度の公金収納実績が玉城町におきましては19件、20万円といったところで、登録型と比べると極端に低い水準となっていることから、これは業者さんの配慮によりまして、特に費用は発生をしていないといったような状況だそうでございます。そういうわけで都度払い型クレジット収納にかかる費用について、県内で実績のございます指定代理収納者でございますヤフー株式会社で試算いたしますと、イニシャルコストにつきましては指定代理納付者からの納付サイトと決済システム導入費用一式といたしまして、48万6,000円、電算会社からの庁内電算システム導入費用一式といたしまして54万円、所要見込額は合計102万6,000円となります。ランニングコストにつきましては、指定代理納付者からの納付サイトと決済システムの年間利用料19万4,000円、及び代理納付システム市町村負担分手数料といたしまして10万8,000円。電算会社からの庁内電算システム年間利用料116万6,000円、以上、合計いたしまして146万8,000円となります。こういう形で、市町村の負担がふえるといったところがデメリットになってくるのかなといったところが考えられます。

クレジットの場合、一括か分割か、リボ払いか等の支払いの方法を選択できるといったところがメリットとなってくるのかなと。あとは、手元に現金がなくても、そういう形で納付手続きができるといったところもひとつメリットになってくるのかなといったところがございます。

そういうことで、先ほど村長のお話にありましたように、今後そういう部分について十分に検討させていただいて、今後の導入につきましては、そういう中で十分な検討をさせていただくといったところでご回答させていただきます。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） ありがとうございます。最後はちょっと何となくちっちゃくなって……。

今まで、答弁をいただいたのを総合的にしますと、現在、美浦村で口座振替やコンビニ収納によって支払う方法となっている手数料は、平均して3万件で104万円弱ということで、クレジットカード収納を取り入れたときに、イニシャルコスト、ランニングコストで、

単にこの金額だけでいうと、このクレジットカード収納のほうが多いように思われますが、口座引落やコンビニ払いの場合だと、通知書の作成や印刷代、通信費、郵送費等のコストがかかって、そしてさらに滞納があった場合の、滞納督促業務コストもかかってくる。その点、クレジット収納の場合では、印刷、郵送、督促業務等がかからず、トータルコストとしては、クレジットカード収納を導入したほうがかからなくなるというような試算が、あるシンクタンクでも出ております。

先ほど村長が言われたように、行政サービスの一環として取り入れるのか、そして、今現在、美浦村は徴収率が98.5%で、その残りの2%のだけのためにとおっしゃいますけれども、その残り的人だけがクレジットカード払いを使うということではなくて、この98.5%の中には、口座振替の人とコンビニ払いの人がいて、その人たちがクレジット払いができるのであれば、そちらに移行するという人も出てくると思いますので、単なる残りの2%ということではないと思います。

ですから、ぜひとも納税者のサービスのため、納税者がその納入方法の選択ができるように、サービスの一環として考えていただく。そして、利用者がクレジットカード払いの場合は、24時間、自宅からでも決済が可能となります。そして、その月に家計が苦しくて、ちょっと一遍に支払うのが大変といったときには、カード払いにしたときには、リボ払いという、それを分割で払うという方法もあります。ぜひとも、そういう納税者の利便性を考えて、納税者の立場に立った見方をしていただきたいと思います。

そして、何よりも行政側として、現在、収納業務、督促業務、滞納業務、未納処理業務と業務内容は膨大なものであり、収納課は毎日夜遅くまで残業をしております。そのような大変な課の回収コストを少しでも軽減できるのではないかと思います。

県内でクレジット収納を導入しているのは、先ほど村長がおっしゃられましたように、平成24年度では6市、それが現在では10市までふえております。それだけふえているということは、自治体にとってメリットがあるからだと思います。デメリットだけでは、どここの自治体でも、幾ら納税者へのサービスとはいっても、多少なりともメリットがなければ取り入れないと思います。そういった点からも、住民へのサービスの一環として納税方法の選択肢を広げてあげることも必要かと思われま

す。そして、現在本村で取り組んでいるふるさと納税も、このクレジット払いを取り入れたら、より効果があるのではないかとすることを提案します。そのことに関して、村長のご意見をお聞きいたします。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、山崎議員のふるさと納税については、そういうクレジット払いで納税をしてもらうというのは、よそでもやっておりまして、これは税収として上げるのではなく、納めてもらうという部分であるので、当然、よその納税者の部分も含めて影響はないというふうに思うんですよ。

ただ、今言ったように、普通納税をしていただいている方には、なぜ98%、99%もあるのかという部分と、収納課が残業をやっている部分と、クレジットカードにすると収納率がそれだけ、収納課が要らなくなるのかという部分はないと思うんですよ。これはあくまでも収納課は収納課として、皆さんから期限内で納めてもらえば収納課は要らないんですけども、これは44市町村どこを探しても、収納課がないなどという自治体はどこにもないんですね、やっぱり。ですから、その辺は、100%となるとほとんど、これはすばらしいことなんだけど、ないんですね。

ですので、そこをリボ払いも含めて、分割ができるという部分を考えてということは、確かにいい点もありますけれども、あとのコストの部分も考えると、98%の方もクレジットで納めたいという人も中にはいると思います。でも、それはある程度調査をして、どのくらい移行していただけるかという部分がないと、数字的には申し上げるのにはちょっとつかんでおりませんので。

ただ、今、10市に関しては、かなり人口も多いところばかりです。美浦村から考えると、本当に5倍も10倍もそれ以上もあるような市が、公金クレジットカード収納を導入していますので、その収納率の割合、比率からすると、美浦村よりはかなり下にいるところだとも思います。だから、いろいろな収納方法を考えて導入もしていかないとできない。ただ、今の時点では、美浦村の中ではこの数字を見ると、果たして公金クレジットカードを導入するイニシャルコストと手数料を考えますと、ちょっともう少し検討する余地はあるのかなと。

導入しないというわけじゃないんですよ。検討しなければならないのかなというふうに考えているので、これが80%台ということであれば、いろいろな導入方法を考えて進めていかなければならないというふうに思いますけれども、一生懸命収納課の職員が仕事をしてくださっている部分もあります。そこも踏まえて、やっと数字を上げてきた部分もありますので、その数字と費用対効果を考えて、結論は出させていただきたい。

上がってなければ導入もやむなしだろうと私は思います。ここまで上がってきた結果は結果として、収納課の実績として認めてあげるべきものはあるんだろうというふうに思っております。ですから、その辺も含めて、収納対策の部分と公金クレジットカードを導入した部分で、収納課の費用がどのくらい落とせるか、その辺は検討は、比較対照はしていく必要があるだろうというふうには思っております。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） 済みません、12時になったんですけれども、今の村長の答弁の中で、ちょっと一つだけ言いたいことがありましたもので。

そのクレジットカードにした場合でも、収納課の残業は減らないと言いましたけれども、少しでもカード払いにした人がふえれば、絶対、残業時間は減ると思います。というのは、クレジットカード払いにしたときには、滞納があったときには村でその滞納処理はする必

要はなく、その場合はカード会社がやるので、その分は絶対減ってくると思います。

とりあえず、午前中はこのくらいにしておきます。

○議長（下村 宏君） 午前中に3名をぜひ終わらせてほしいというような要望がありましたので、もう1問言ってください。

○5番（山崎幸子君） 済みません、ちょっと12時過ぎたんですけれども、じゃ、2点目の質問に入らせていただきます。

運動会の件なんですけれども、昨年度行った運動会開催時期についてのアンケート結果を、今年度はどのように生かしていくのか、教育長にお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 教育長門脇厚司君。

○教育長（門脇厚司君） お昼を過ぎて、どれだけご回答したらいいのかと迷っていますけれども、ご答弁する前におわびを申し上げておきたいと思います。同じような趣旨の質問が3月の議会でも山崎議員からありました。その折は、私がかんであるということが発覚して、急遽手術入院せざるを得なくて、この議会に欠席しておりました。そのとき私が直接答弁できなかったことをおわび申し上げておきたいと思います。

3月議会のときにも2月に行ったアンケート調査の結果は、お示しをしていると思います。量的なデータは、私の解釈では、小学校の保護者の6割以上は、春にやってほしいというような要望だろうと思っています。中学校に関しては、7割以上が今のままの秋でよいというような回答だというふうに踏まえております。

そのほかに、自由回答も得ておりますので、これは校長会でももう既に話し合っておりますけれども、こういうような貴重なアンケート結果をいただいておりますので、それを踏まえて、今年度できれば、来年度の運動会については、9月から10月ぐらいまでの間には、それぞれの学校で結論を出していただくような形でアンケート結果は生かしていきたいというふうに考えております。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） それでは、今年度の運動会の開催日はいつの予定になっておりますでしょうか。

○議長（下村 宏君） 教育長門脇厚司君。

○教育長（門脇厚司君） 毎年のことですけれども、年度初めにはほかのさまざまな行事予定と調整して決めておりまして、それに基づいてお答えいたしますと、ことしは中学校については9月6日の土曜日、これは例年どおりですね。小学校については、例年よりも1週間おくらせて、9月27日の土曜日を予定しております。

さらに幼稚園については、9月中じゃなくて、さらにまた1週おくらせて、10月4日開催ということで、年度初めに全ての関係者に連絡をしておりますので、そのとおり行われることになると思います。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） 昨年のアンケート結果では、希望開催時期が各学校でかなりばらつきがありますが、開催時期を学校ごとで変えることは不可能なのでしょうか。よその自治体では、そのように学校ごとで開催時期を変えているところもありますので、美浦村の場合はそれは変えることは不可能なのかどうか、教育長、明快なご答弁をお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 教育長門脇厚司君。

○教育長（門脇厚司君） 明快にお答えいたします。

美浦村であるから、幼稚園も小学校も中学校も、ここの小学校三つありますけれども、それぞれ一斉にということを強制するつもりは、今のところ全くありません。

それぞれの学校が、春やってもいいし、秋やってもいいし、というようなことで、基本的にはそのような考え方で調整をしていきたいというふうに考えております。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） 各学校で時期を変えることは可能であるということで、少しは安心しました。

昨年度行った運動会アンケートは、運動会は9月の暑い盛りだったのに、アンケートをとったのは年が明けてからの真冬の時期に行ったため、運動会時の暑くて過酷だったという思いも、喉元過ぎれば熱さ忘れるということになり、せっかくアンケートをとっても正しいアンケート結果にはつながっていないと思います。

そこで、各学校で行事終了ごとに行事内容に関するアンケートをとっていると聞きましたが、今後、運動会開催後に行うアンケートの中に、開催時期に関する項目も毎年盛り込むことはできないのでしょうか。

○議長（下村 宏君） 教育長門脇厚司君。

○教育長（門脇厚司君） 昨年2月にやったアンケート調査の時期とか内容について、3月議会でさまざまな疑義があったというようなことも伺っております。私も長年調査に携わった経験がありますが、調査の対象者を大幅にかえた場合には、内容に大きな変更が出るというような可能性は十分ありますけれども、対象者が同じ場合には、私の経験上、例えば半数以上が賛成だったものが、調査の時期を変えたからといって、半数が反対に回るとような結果はほとんどないだろうということで、最初の答弁にもお答えしましたが、検討する場合には2月行ったアンケート調査では、小学校の場合は6割以上、大谷小学校の場合は7割に近いんですけれども、春にやってほしいというような保護者の要望があるということを前提にしながら検討していきたいというふうに思っているわけですね。

自由回答にも、これも全て丁寧に私も読んでおりますけれども、非常に説得的な内容のものがあります。その中で特に申し上げておきたいことは、子どもたちの状況を一番把握しているのは先生方なんだから、その先生方の判断をやっぱり一番重んずるべきだという

ふうな回答している保護者もいるわけですね。

とにかく総合的にいろいろな問題がある。熱中症の問題は当然ですけれども、いろいろな総合的な観点から検討する必要があるということで、保護者の意見に従うことが、子どもたちにとって必ずしもよいこととは思いません。いつがベストなのかというのは、先生にもっと強く主張してほしい。あるいは、幼稚園児、小学生、中学生それぞれの子どもにとって運動会の持つ意義は、それぞれの年齢段階において運動会の持つ意味はそれぞれ違うはずだというようなことで、そのことが誰で、ほかでもない一番よくわかっているのが現場の先生なのであるから、現場の先生の考えをきちんと通しながら決定してほしい、検討すべきだというような回答もあります。

また、5月19日付ですけれども、文部科学省から「熱中症事故の防止について」というような依頼が、もう既に届いております。ですから、春にやるにしても、秋にやるにしても、熱中症には十分気をつけてくださいというような連絡があるわけですね。

先ほどもちょっと申し上げたと思いますけれども、今年度は既に決めておりますけれども、27年度については、アンケートの結果をもとにしながら、それぞれの学校で判断をして決めてもらうというような方針で進めてまいりたいと思いますけれども、その際、今、質問にありましたとおり、最終的な判断をする上で、今年度の運動会、先ほど申し上げましたけれども、それぞれの運動会が終わった直後に改めてその学校が最終判断をする上で、アンケートをする必要があるというふうに考えてアンケートを行う場合には、それはよろしかろうというふうに思って、各学校が独自にアンケートを考えることは当然あってしかるべきであろうというふうに思っています。

2月のアンケートについては、原案は、教育長の私が考えて、各学校にお願いして、できればこの内容に即して、というふうをお願いしたところですが、中学校は多少の手を入れたというようなこともあって、それは学校の判断を尊重することでは認めておりますけれども、同じようなことが中学校であれ小学校であれ、ことしの運動会が終わった直後に、改めて学校独自のアンケートをやってみて、その結果を判断材料にしたいというような考えがあれば、それはそれでよろしいだろう。むしろ望ましいことじゃないだろうかというふうには教育長的には考えております。

以上です。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） ありがとうございます。先ほど教育長がおっしゃられた保護者の意見等なんですけれども、今、教育長が読み上げられたのは、それはやっぱり中にはそういう、先生に全てお任せしたほうがいいのかという意見の保護者の方もいらっしゃるでしょうけれども、私が聞いた親御さんは、やはり熱中症が心配だ。だからやっぱり時期をずらしてほしいとそういう意見も現にありました。そういうことも頭に入れておいてください。

運動会のアンケートをとる時期は、保護者の真意を聞くためにも、運動会直後に行ったほうが良いだろうということを提案し、私の質問は終わりにします。

○議長（下村 宏君） ここで、会議の途中でありますが、昼食のため、暫時休憩といたします。

午後1時より再開をいたします。よろしくお願いいたします。

午後零時12分休憩

午後1時00分開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、傍聴の皆様には、お忙しい中、大変ご苦労さまです。

それでは、石川 修君の一問一答方式での一般質問を許します。

石川 修君。

○13番（石川 修君） それでは、通告に従いまして、一問一答方式によりまして一般質問を行いたいと思います。

まず、一つ目です。美浦村定住促進奨励金についてでございますけれども、美浦村では、定住化を促進し、人口増加と活力あるまちづくりの推進を図るために、美浦村定住促進条例を平成24年1月2日に施行したところでございます。この条例は、村外の方や村内の貸家等にお住まいの、持ち家のない方が村内に住宅を取得し、美浦村に定住する場合に奨励金を交付する制度でございます。詳しく申し上げますと、新築住宅の場合、申請人の属する世帯の構成が、義務教育修了前の子がいる場合、交付期間5年、奨励金の年額が限度額で20万円、したがって、5年間で限度額100万円ということでございます。

また、義務教育修了前の子がいない場合、交付期間3年、奨励金の年額が限度額で20万円、したがって、交付期間3年、奨励金の年額が限度額20万円、3年で60万円ということでございます。

また、中古住宅の場合ですけれども、義務教育修了前の子がいる場合は、交付期間は同じく5年、奨励金は年額限度額で10万円、したがって、5年間で限度額50万円。

義務教育修了前の子がいない場合は、期間は3年で、奨励金は30万円となります。そこで伺います。平成25年度当初予算240万円、定住促進奨励金を企画費で計上していますけれども、その実績はいかがか伺いたいと思います。

1点目です。交付を受けた世帯数と金額は。

それから2番、新築、中古の割合は。

3番、義務教育修了前の子がいる世帯といない世帯。

それから、奨励金の交付を受けた地区は、ということで、この4点は一括で答弁してもらって結構ですので、よろしくご答弁のほうをお願いしたいと思います。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） それでは、石川議員の定住促進奨励金についてのご質問、4つ、ただいま質問を受けました。まず、石川議員のおっしゃられています定住促進奨励金についてですけど、村内に定住を目的として住宅を取得して、固定資産税が賦課された者に対して、定住促進奨励金を交付することによって、村外からの移住による人口の増加及び村民の定住促進を図って、村の活性化に寄与することを目的といたしまして、平成24年1月2日からスタートしたといったところです。

平成24年1月2日から12月31日に住宅を取得した方が、ことし3月1日から3月31日の第1回目の申請期間となりまして、受け付け・交付までの手続が全て完了をしたといったところでございます。そこで、まず第1点目の平成25年度交付を受けた世帯数と金額でございすけれども、申請のございました件数については、33件ありました。村税等に滞納があることと、あと住宅購入が住みかえに該当するためといったところで不交付となった件数が2件ございます。交付件数については、31件となります。交付額につきましては、157万182円という金額となります。

続きまして、新築住宅、中古住宅の割合でございす。申請33件のうち、新築が15件、中古が18件となつてございす。割合にいたしますと、新築のほうが45%、中古が55%という割合となつてございす。

続いて、3点目の義務教育修了前の子がいる世帯といない世帯との質問でございす。申請33件のうち、義務教育修了前の子がいる世帯は19件、いない世帯は14件となります。割合にいたしますと、いる世帯が58%、いない世帯が42%でございす。

続いて、4点目の交付を受けた世帯の地区でございす。この交付を受けた世帯の地区につきましては、お手元に資料をお渡ししてあるかと思ひます。それを見ていただきますと、土屋地区が5件、信太地区が4件、興津地区が2件、木原・受領・舟子地区が各1件となつております。

次に中古住宅を見てみますと、木原地区が4件、信太・土屋地区が各3件、郷中地区が2件、受領・宮地・舟子・布佐・大谷地区が各1件となつております。

資料を見ておわかりのとおり、安中地区のほうには該当者がいないといったところでございす。以上でございす。

○議長（下村 宏君） 石川 修君。

○13番（石川 修君） 今の答弁ですけれども、平成25年度の交付の件数でございすけれども、33件のうち31件が該当したというふうな答弁でございまして、そのうち1件は村税に滞納がある、それから住みかえですので対象にならないということで、金額にしましては157万円余りでございす。

新築・中古の割合ですけれども、これも、新築が15件、中古が18件ということで、パーセンテージでいうと約半々なのかなというふうなところかと思ひます。

それから、義務教育修了前の子のいる世帯・いない世帯では、いる世帯が19件、それか

らない世帯が14件ということで、これも約半々というところだと思います。

そこで、4番目の交付を受けた世帯の地区ということで、こういう資料をいただきましたけれども、新築・中古合わせまして土屋地区では8件、信太地区7件、興津地区が2件、木原地区が5件という報告でございまして、この表を見ると、安中地区は全くないということで、大変残念だなあという思いはしておるところでございますけれども、これは実績でございますので、これは安中地区にないことにつきましては、質問の6のほうで伺いたいと思います。

続きまして、5番目、奨励金交付のPRをどのようにしておるかということでございますけれども、平成26年度当初予算では、交付要項パンフレットとして5万4,000円を計上していますけれども、どのような方法で広報をPRをしているのか伺いたいと思います。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいま石川議員のご質問で、当初予算に上げてあった5万4,000円のパンフレット代といったところで、これはどのように今後活用していくのかといったところのお話かと思えます。

「広報みほ」につきましては、毎年2月号に見開き1ページで掲載をさせていただいております。ホームページにつきましても、定住促進奨励金のページを設置いたしており、これでPRしているところでございます。

また、パンフレットにつきましては、村内の各公共施設や江戸崎ショッピングセンター「パンプ」内のまちかど情報センター、それと、美浦トレーニング・センター事務所の入口付近等に設置をさせていただいているところでございまして、また、近隣の不動産業者に配布をいたしまして、住宅購入を検討されているお客様に、この制度についての説明をさせていただいているところでございます。他市町村の施設等に設置していただくのは難しい状況ではございますが、設置箇所を拡大していければと考えております。

また、当初予算で計上しております広報用パンフレット費用の5万4,000円でございますが、パンフレットの在庫が僅少となってきたことから、増刷といったところで計上をさせていただきましたが、美浦村地域活性化検討委員会において、奨励金の適用範囲の見直しについて具体的には、外から中へというだけではなくて、中から外へ出さないような制度の改正が必要なのではないかとの意見が出されておりました。そのため、増刷はせず、パンフレットの作成についても現在検討をしているといったところでございます。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 石川 修君。

○13番（石川 修君） 5番目のPRをどのようにということでございますけれども、ただいま総務部長のほうの答弁では、毎年、「広報みほ」で見開き一面に掲載、そして、ホームページでもPRしているようでございますけれども、パンフレットについては、答

弁にありましたように村内の公共施設、あるいは近隣の「パンプ」、あるいは近隣の不動産業者に配布しているようではございますけれども、そのほかに県の宅地建物取引業協会、この支部が土浦・つくば支部が土浦市の下高津にあるようですので、パンフレットを置いてもらうようお願いしたらいかがかと思っております。

なぜかと申しますと、私、今週の火曜日、ちょっとトレセンに用事がありましたら、先ほど午前中、山本議員の一般質問の中にありましたけれども、トレセンのA棟を建てかえる時期に来ているということで、それともう一つ、A棟でいわゆるペットを飼っている方がいらっしゃって、ペットは今度は無理ですよという話がありまして、ペットを飼っている方は既にいろいろなところに、中古、あるいは新築で出ているところでございますけれども、そのときの話の中に、「実は私、大谷小学校の下に中古住宅を買ったんですよ」と。「不動産業者はどこなんですか」と聞いたら、つくば市方面の不動産業者ということで、「こういう中古住宅でも奨励金が出ますよ」と言ったら、「そういう話は一切聞いていませんよ」とそういう話があったものですから、ですから、こういうこともやっぱり村外、つくば市とかそういうところへも置く必要があるだろうと、そういうふうに私は感じたところでございます。

ただ、パンフレットを置いてもらうだけではなくて、村内外にはもちろんですけれども、定期的に置いてもらったところには、美浦村の定住促進奨励金の交付の趣旨を理解していただくよう、定期的に事務方をお願いしたらどうかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの石川議員の県の宅地建物取引業協会土浦・つくば支部のほうに、このパンフレット等も置いていただきながら、その内容もこちらで説明しながら、協力をしていただいたらどうだというようなお話でございました。

これにつきましては、本村の空き家バンクの関係で、この宅建の土浦・つくば支部に対して協定を結んでいただいております。そこで、美浦村の業者さんがご協力をいただいているといったようなことでございまして、こちらでその内容を話せば協力はしていただけるのかなと。

また、空き家バンクの関係でもいろいろ協力していただいておりますので、それと一緒にまた再度足を向けて協力をお願いしてこようかなと思っております。そういう形で、新たにパンフレットが作成した段階で、こちらで足を向けてご協力をお願いに上がってきたいと思っております。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 石川 修君。

○13番（石川 修君） ただいまの答弁ですけれども、空き家バンクの関係もあるので、丁寧に説明をしていきたいということでございますので、引き続きご尽力を賜りたいというふうに考えてございます。

続いて6番目でございますけれども、奨励金のQ&Aの5番、6番の見直しの考えはあるのかということで伺いたいと思いますけれども、私の言うQ&Aの5番、6番というのは、いわゆる美浦村でつくっているこのQ&Aの5番、6番ではなくて、ホームページに載っておる5番、6番で、これに載っておるのが、左から3番目でございます。

それと、多分あると思うんですけれども、質問の5番目、現在ある親名義等の住宅敷地に住宅を新築しますけれども、交付の対象となるんですかという質問ですけれども、交付の対象にはなりません。

それから、質問の6番、現在ある親名義等の住宅敷地を分筆をし、私の名義にし、その土地に住宅を新築をします。これも交付の対象とはなりませんというふうなことでございますけれども、先ほどのこの資料にもありますように、安中地区は新築も中古も1戸もないということでございます。これは何か理由があるのか、その辺は私はわかりませんけれども、農家の場合は、例えば長男にしても次男にしても、それから長女にしてもですけれども、戻ってきて家を建てるということであれば、農家ですから土地が広いですから、必ずどこかには家は建つものだと思っておりますけれども、そういうことで交付の対象とすれば、そういうところで多少は違うのかなというふうに私は認識をしておりますけれども、この5番、6番は、交付の対象にはなりませんということではございますけれども、見直しの考えがあるのかなのか、伺いたいと思います。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの石川議員のご質問でございます。これは、ことしの3月において第1回目の申請の受け付け、交付までを完了したところでございます。多くの方々からさまざまなご意見をいただきました。やはり、石川議員のご指摘のとおり、Q&Aの5と6についての意見も数多く寄せられました。現在ある親名義の住宅敷地に新築、または土地を分筆して名義を自分のものとして住宅を新築する部分についても、定住促進という意味では該当するのではないかというような意見がございました。

例えばその場合ですと、土地が親名義のままだとすれば、建物の固定資産分だけを奨励金として交付するですとか、この定住促進を図るということで、できるだけ多くの方々にこの制度をご利用いただき、定住の促進が図られるよう改正していく方向で、検討を進めてまいりたいと考えております。

また、この定住促進条例の改正を行ったとしても、適用につきましては、日付はさかのぼらずに、残りの期間分について交付をしていくというような方向で検討をしていきたいと考えてございます。

また、先ほど中古住宅が安中地区にないのかというお話でしたけれども、これは相当な数ございます。多分、なかなか安中のほうに住むというようなことで、中古住宅はあるんですけれども、そこに対する応募がないというか、そういうことなのかなと思ってございます。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 石川 修君。

○13番（石川 修君） ただいまの答弁ですけれども、総務部長に再確認をいたしますけれども、建物の固定資産税分だけを交付するとか、定住促進を図るということで、できるだけの方にこの制度を利用していただけるよう改正していく方向で進めたいとの答弁なんですけれども、交付を対象とするということでよろしいですか。

○議長（下村 宏君） 岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） 交付をするという方向で進めていきたいと思います。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） 施行日なんですけれども、予算の関係もでございます。そういったところで、施行日については、さかのぼらずにといったところでございますけれども、そういうことで、交付のほうは対象とさせていただくような形で進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 石川 修君。

○13番（石川 修君） 大変ご英断という答弁でございますけれども、ありがとうございます。

それで、日付はさかのぼらないよということですので、できれば本当は私としては、さかのぼってやっていただければというふうに思いますけれども。対象になる世帯なんですけれども、これは、役場のほうでは把握していると思いますけれども、なるべく早くに通知をするよう要望します。

なぜ、この改正をお願いしたかですけれども、質問4で、交付を受けた地区の答弁をいただきましたけれども、安中地区においては全くないと。先ほどの答弁の中には、中古住宅はあるけどという話がありましたけれども、新築する可能性も幾らか出てくるのかなというふうに私は期待をしておるところでございます。

美浦村も平成12年をピークに、平成17年より人口減少が顕著でありまして、県の統計課の発表によりますと、5月1日現在ですけれども、美浦村の人口は1万6,261人となっております。そしてけさ、私、朝来るときに下の住民課の柱のところに、現在の人口ありますけれども、見ましたら、きょうの現在では1万6,756人というふうになっています。また、5月9日の茨城新聞に掲載されていましたが、午前中の山本議員の一般質問の中にもありましたけれども、日本創生会議の分科会が発表した若年女性変化率では、美浦村ではマイナス61.2%というふうになっているわけでございます。若年女性人口とは、子どもを産む中心の20代から30代の女性の数だそうなんですけれども、そうなれば、何もしていないでいると地域崩壊の危機になると思われれます。

また、昨年12月に美浦村第6次総合計画、我々、12月の定例議会で議決をしてございますけれども、この総合計画の中でも、平成35年、1万8,000人という人口想定をしてお

るわけでございますけれども、今後10年間、人口減少を防止し、増加に転じるような展開を図ると明記をしておりますので、執行部も我々議会も切磋琢磨をしながら、人口増になげること、大胆に、かつ大なたを振るうべきだと思います。そこで村長の考えを伺いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは石川議員の人口減少という部分については、今、同僚議員の中の答弁の中にも、人口が減らないでふえているというか、それは東海村、つくば市、牛久市、守谷市とかそういうところは環境の住みやすいという部分が一つあるのかなというふうに思いますけれども、生活の公共交通が一番生活の中では便利さがあるところ、というふうになっていくのかなというふうに思います。また、若年層の女性の部分もあります。

しかし、そういうところを踏まえて人口減少をどういうふうにするか、今の定住促進の部分もある程度、地元に戻る。また、美浦村がよくて住みたいという、ある程度の基準を緩めてあげて受け入れ態勢をつくっておくということは、人口減少対策の一つにもなるのかなというふうに思っております。

まずは、その若い人を呼び込むために、県南でも今、龍ヶ崎市と利根町が第三子の学校給食費の無料化を打ち出しております。茨城県で一番早目に学校給食子どもたちの無料化を出したのは、大子町でしたけれども、これは新たに町長がかわって、余りにも行き過ぎだという部分で、今は子どもたちの給食は無料ではなくなりましたが、ただ、第三子については、いろいろところで恩恵を与えて呼び込みをしております。

ただ、全体的に人口がふえていない中でお互いに子どもと若年層の取り合いをすれば、最終的には同じような施策を唱えれば、どこに行っても同じになれば、異動はしないで、住みやすいところに異動してしまうという部分があります。いかに早くその恩恵を被るような施策を打ち出してあげるか、若い子育てをする年代がその市町村の施策を見て異動をするだろうというふうに思っております。

ですから、県南では龍ヶ崎市と利根町が今やりましたけれども、これは同じようにやっても、公共交通が発達しているところに人口が偏ってしまいますので、美浦村としては、できるだけその施策プラスアルファを加えていけるようなものを打ち出していかないと、美浦村の施策の捉え方をしていただけないのかなというふうに思っております。そういう意味でも、この定住促進は、近隣では美浦村がいち早くやったわけでございますけれども、この33件のうちの31件が該当をして、条例の適用をさせていただいておりますけれども、これも近隣ではやっていませんので、美浦村がそういう定住促進をやっていることについては、近隣の市町村、土浦市あたりでもちょっと興味を持っていて、ぜひ、どんなふうに行っているのか。美浦村よりも、今石川議員が言って、この後、5番と6番のクエスチョンの部分でも考えて、それも入れていきたいと思いますというふうに、部長のほうで答弁をさ

せていただきましたけれども、多分後から同じようなことをやる以上に、美浦村でやる以上の恩恵を打ち出しながら、多分定住促進の条例をよその市町でも条例化をしていくのではないのかなというふうに思っておりますので、その辺は一度決めたら変えないよ、ではなく、やっぱり来ていただけるような条件をそろえるような条例に改正をしながら受け入れていく、ということはやっていかざるを得ないのかなと。

また、先ほどの子育てしやすいような部分は、先にやっている自治体よりも後からちょっと付加価値を与えて、「美浦村のほうが少し恩恵があるのかな」というふうな部分で打ち出せば、美浦村から行くのではなく、逆に美浦村で子育てをすると、しやすいなという部分を打ち出そうかなというふうに思っております。

今ここで、方法はこれですよということは申し上げられませんが、来年の4月ぐらいからそういう龍ヶ崎市とか利根町に負けないような、もう少しメリットのある部分を条例の中でつくらせていただければ、子どもの減少、子どもがいればその若い世帯も一緒に美浦村に住んでもらえるということになりますので、その辺、今、保健福祉部長のほうに、あと、教育次長のほうと調整をしながら、美浦村の来年度の予算の中でも反映できて、来ていただける方にメリットがあるような施策をひとつ提案をしていきたいというふうに考えておりますので、その時点ではひとつ議員のほうの、今の定住促進条例の部分のものとあわせて、一緒にやっていきたい。

今の施行は、別に来年4月からということではなくて、できれば早目に庁内の中で実施できる時期を選んで、できれば8月か9月1日付でできるようなものをしていければ、今、恩恵を被っていない5と6については、残りの残認期間は適用ができるということになりますので、その辺もどのぐらいの補正を上積みすれば該当できるかも必要なもので、その辺はちょっと時間をいただいて、また議会に報告していきたいというふうに考えております。

○議長（下村 宏君） 石川 修君。

○13番（石川 修君） 村長、前向きな答弁、ありがとうございます。今、条例改正の話が出ましたが、8月か9月あたりにはお示しをするということでございますので、ぜひとも早目にご提示をしていただければというふうに考えてございます。

それとあわせて、先ほどPRの問題もありましたが、このパンフレットも変えなくちゃなりません。それから、ホームページの中にもあるんですけども、これもやっぱり変えなくちゃなりませんので、早目な対応をお願いをして、この定住促進奨励金については、質問は終わらせていただきます。

続きまして、電気事業メガソーラーについてでございます。美浦村では、財務省から払い下げました美浦村大山地内の東京医科歯科大霞ヶ浦分院跡地3万6,831.5平方メートルに、大規模な太陽光発電設備を設置をし、電力の供給を行うもので、今般、プロポーザル方式によって施工業者株式会社日電が、設計費・工事費合わせて6億7,702万1,760円というところで決定をしております。

この内容につきましては、私ども議会には全員協議会、あるいは自治研究会の中でもる説明がありましたけれども、このメガソーラーの進捗状況、それから今後のスケジュールについて、どのようなことになっているのか伺いたいと思います。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいま、石川議員ご質問のメガソーラー事業につきましてお答えを申し上げます。

まず、メガソーラー事業の進捗状況につきましてご説明を申し上げます。

今般、大山地区で計画をしておりますメガソーラー事業につきましては、先ほど石川議員のご指摘のとおり、プロポーザルにより、株式会社日電が施工業者に決定をいたしました。ところで、その日電が施工業者に決定をしたといったところまで議員の皆様方に報告をさせていただいております。

その後の経過につきましては、実施設計の契約のため、日電に設計業務の見積書の提出をお願いいたしまして、平成26年5月16日に見積書が提出されました。その見積りをもとに、5月29日に見積り合わせを行いまして、537万8,400円で落札となりました。契約日につきましては平成26年5月30日、履行期間につきましては、6月2日から6月30日までとなっております。

次に、今後のスケジュールについてご説明を申し上げます。ただいま申し上げましたように、6月中に実施設計ができ上がりますので、7月に自治研究会等議員の皆様がお集まりいただく機会に、設計内容のご説明をさせていただきたいと考えております。

その後、設計の内容を確認いたしまして、日電と見積もり合わせにより、工事請負金額を決定をいたしまして、できれば9月定例会の前に臨時議会を開催をさせていただいて、工事請負契約についてのご審議をお願いしたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、石川議員の一般質問の答弁とさせていただきます。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 石川 修君。

○13番（石川 修君） ご答弁ありがとうございます。メガソーラーの事業でございませけれども、今般美浦大学の皆さんが来ておりますので、この事業目的について、ちょっと簡単に、かい摘んでですけれども、私のほうからお話をさせていただきます。

メガソーラーの事業の目的ではございますけれども、土地の有効活用と国が進める低炭素社会の構築と再生可能エネルギーの普及に貢献をし、電気事業を実施することによる売電収入を村内の街灯や公共施設の電気料に充てることにより、電気料の負担軽減とそのほか村独自の太陽光発電設備への補助制度などを新設するなど、住民の安全で暮らしやすいまちづくりを推進するもので、県内自治体、44市町村ございますけれども、美浦村だけが行う事業でありまして、茨城新聞の6月5日にも掲載されておりました。ある意味では、大変注目度の高い事業であるというふうに私は思っております。でございます。

ただ、プロポーザル方式で6億7,700万円の数字が出まして、ある方から、何人かですが、その数字がひとり歩きをして、美浦村の2キロメガワットの発電量にしては高いんじゃないかという話がありました。しかし、私もそういうふうな思いではなかったけれども、執行部に聞いたところ、「契約はしていないよ」と。契約するに当たっては、内容を精査して契約をしていきたい。それから、先ほどの答弁にもありましたように、我々に情報を提供して、設計内容とかそういうものは、全部情報を公開するよということでございますので、ただ、村民が心配しているのは、6億7,700万円がひとり歩きをする部分がありますので、その辺はしっかりと我々議会といたしましても協議をしていきたいと思えます。

そこで、平成26年度的美浦村電気事業会計予算、これは初めての予算でございますけれども、7億2,990万円を認定したところでございまして、今後もメガソーラー事業に関することは全て、我々議会も執行部も情報を共有していきたいと思えますので、あわせてお願いをしたいと思います。

この後、沼崎議員が同問題の一般質問を予定しておりますので、私はこれぐらいにして、本日の一般質問は終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（下村 宏君） 以上で、石川 修君の一般質問を終了いたします。

次に、椎名利夫君の一問一答方式での一般質問を許します。

椎名利夫君。

○4番（椎名利夫君） 4番、椎名です。通告書に従い、防災・災害対策についてお尋ねします。

災害に強い情報連携システムが完成し、防災情報を初め、避難情報、安否情報等、いろいろな災害関連情報を迅速かつ正確に取得できることは、心強い限りです。16避難所に対し、使用方法や訓練等を行ったのかどうか。そして、土屋集落センターのように、役場職員等が常駐していないところは、自治会、つまり区長・副区長その他役職者が対応することになると思いますが、システムの使い方がわからないでは問題外ですので、その辺、いまだ行政側から自治会には何の連絡も入っていないとのことですが、どうなっているのかを質問いたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの椎名議員のご質問でございます。一昨年前から進めておりました災害に強い情報連携システムがこの6月に最終的な構築、完成をいたしまして、今後、本格的な運営に入っております。このシステムでは、ハード面での整備は一部を残しほぼ終了いたしました。実際の運用に当たっての手続や試験等の残務処理を残しておりますが、村内16カ所に設置しております各エリアでの利用は可能となっております。

利用方法や訓練等の実施についてでございますが、まず、利用方法ではインターネット

が利用できる機器がございますれば、防災情報、災害情報、安否情報等をエリア内で使うことができるようになっております。なお、利用に当たってのＩＤやパスワードは、事前に広報やホームページ、そしてこのシステムの内容や使い方などをまとめた概要版を各戸にお配りしております。また、施設のほうにも掲示をしております。再度参照していただければ幸いです。この使い方がわかりにくいという点がございましたら、総務課防災担当までご連絡をいただきたいと思います。

次に、利用に関しての訓練につきましては、本格的な運用時期の関係もございましたが、地区全体を含めたシステムの訓練は実施はしておりません。利用方法は、先ほども紹介をいたしました。簡単にございます。受信できる機器があり、避難所に行けば利用できます。そして、各避難所にはＩＰ電話が設置をしております。それで、各避難所への連絡がとれるようになっております。まず、それを活用していただきたいといったことでございます。

現実に避難所として土屋地区農村集落センターを位置づけておりますが、運営等の対応につきまして、災害時の職員配備体制により、担当職員をそこに配置して、そして、運営のほうは基本的に職員が行う予定で計画をしております。

しかしながら、これまでも村の防災訓練を通じてシステム体験コーナー等を設けて、実際にそれに触れていただいて、触っていただいて、それを体感していただいたといったことはやってまいりましたが、今後も村の防災訓練などを通じて、住民の方々に周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 椎名利夫君。

○４番（椎名利夫君） 今の答弁により、職員が配置されて、運営は職員により行われるという答弁をいただき、安心しました。学校区ごとの防災訓練等を活用し、住民周知を徹底してほしいと思います。

では、次の質問に移ります。自然災害が発生した場合の各地区自治会と、行政側との連絡体制ですが、例えば今年２月の大雪のとき、除雪は建設業協会に受け持ちを決めて幹線道路等の除雪を行ってくれるということでしたが、誰が担当なのか。何時からどの区間を、どの程度行ってもらえるのか、私たちには全然わかりませんでした。

各区の要望もあると思いますので、災害時の細かな連絡網をつくっておくのも必要かと思いますが、どういう状況なのかお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの椎名議員のご質問でございますが、自然災害発生時の連絡体制の構築についてということだと思いますけれども、災害により対応がいろいろ異なってくるといったところで考えております。美浦村では、これまでに、まれに雪の災害がございました。主に大雨による洪水災害や、それと地震による災害等が考えられま

す。

一つ、大雨などによる災害については、事前に対応をすることが可能でございますが、地震などは事後の対応となると思います。事前の対応ができるときは、広報車や村内消防団の協力のもとに、早目の呼びかけと避難所開設などの措置をとることができますが、地震のように、ふいに起こる災害につきましては、事後対応となるため、状況を確認し、ケースバイケースによつての迅速な対応が求められるものと思います。

避難所の運営が可能であれば、避難所での状況や連絡等につきましては、職員の配備体制に基づき、原則、職員が行うことと考えております。

また、各地区の皆様方には地元の環境や事情などを熟知されていることから、被害の状況にもよりますが、支援が必要な人や世帯に対して、地元民生委員さんと連絡を取り、把握に努めていただくとともに、地区を代表する方々を通して、村と連絡調整を図って、情報の把握などに努めていけるよう、今後お互いに安心・安全な対応ができるよう検討を重ねていきたいと考えておりますので、よろしくのご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 椎名議員ご質問の中で、自然災害が発生した場合の事例として、ことし2月の大雪の際の除雪作業が事例として挙げられましたので、そのときの対応について若干説明をさせていただきます。

本年の2月8日から9日かけての大雪に対する対応でございますけれども、除雪作業につきましては、大雪が予想された2月8日の時点で村内の各建設業の方に、次の日2月9日の早朝から、除雪に当たっていただきたいというような旨を連絡いたしました。また、2月9日には、早朝より村の都市建設課の職員が、各現場に出まして除雪の作業を行ったというようなことでございます。

村の建設業協会へ除雪をお願いする場合がありますが、村内を原則的には四つの地区に分けてお願いをしております。舟子・木原・郷中・受領地区を一つの地区、それから布佐・土屋を一つの地区、それから信太・興津地区を一つ、安中・宮地を一つの地区というようなことで四つの地区に分けまして、美浦村建設業協会会員加盟の18社に除雪をお願いしているというようなことでございます。

除雪に当たつての優先順位につきましては、通行障害を一刻も早く解消するということを第一の目的としまして、影響の大きい村道の1級・2級の幹線道路を優先して実施いたします。次いで村内の集落を結ぶ3級村道の順で、除雪の対応を行っていくということにしております。

集落を結ぶ3級村道の除雪が終わったら、残りの3級村道のほうを順次除雪をしていくという順番で除雪をしております。

本年2月の積雪に関しましては、数十年に一度というような大雪でありましたので、本

村でも30センチ以上の積雪がございました。村としては、全力を上げて除雪に当たりましたが、限られた重機、あるいは労力では、村民個々の方々からの要望には実際のところ応じ切れなかったというのが実態でございます。

自然災害への対応のうち除雪作業につきましては、村民個々の要望を聞き、細かな対応をしていくということは、今申し上げましたように重機の問題、あるいは労力の問題がありまして、なかなか個々の対応をとっていくというのは、難しいということが現実でございます。

そうしたことから、先に申し上げたように、影響の大きい1級村道、2級村道、3級村道という順番に、優先順位をつけまして除雪をしていくということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、自然災害の場合、これは除雪に限りませんけれども、災害の規模でありますとか被災現地の状況等によりまして、復旧作業の進捗状況というのがさまざまでございます。予測がなかなか難しいということがございます。地区からの要望、問い合わせ等があった場合には、現場の状況を確認し、随時ご報告をさせていただいているというのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 椎名利夫君。

○4番（椎名利夫君） 先ほどの総務部長の答弁で、地区を代表する方々、区長・副区長等を指すと思いますが、そのような代表を通して村との連絡調整を図るとの答弁ですが、連絡窓口をどこというふうに決めまして、お互いの意思疎通ができるような態勢の確立を願うわけです。その点を約束してほしいと思います。

毎年のように異常気象が危惧されますこのごろ、大谷地区では、大雨による高橋川の洪水が一番心配されると思われませんが、土屋地区は大雪への対策が一番心配されます。住宅地から幹線道路までの除雪、そして通学路の確保、歩道の除雪、これらは高齢者や小中学生、高校生等の自転車通学には必要不可欠です。行政は、このような弱者対策が今までは見受けられません。ボランティアだけに頼るのではなく、安心して住めるまち、住んでいてよかったと思えるまちにするためにも、行政にももっともっと動いてほしいと思います。予算を使ってもいいと思います。どうか前向きな答弁をお願いします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 除雪に対応する椎名議員からの再度の質問でございますけれども、先ほど答弁をさせていただきましたように、除雪に関しましては、村内全ての建設業協会会員の協力を得て、特にことしの2月の除雪に関しましては大雪であったということもありましたので、村内の業者全てにご協力をいただいて除雪をしたということでございます。そして、3月の議会でも補正予算を上げましたけれども、120万円以上の予算を今回の除雪対策には村でも予算を投じております。

そうしたことで、先ほど申し上げましたように、災害の種類によっては、地域の方々、区長さんと細かな連絡をとりながらその対応をしていかなければいけない自然災害もございます。除雪の場合は、先ほど申し上げました村の大きな方針ですね、主要な幹線道路から順番にやっていくということで、ぜひともご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 椎名利夫君。

○4番（椎名利夫君） どうもありがとうございました。

土屋地区の場合は、3級とかいろいろありますけれども、幹線道路から全部住宅地が中に入って、住宅がいっぱい建っているというような状況なので、主立った幹線道路だけやってもらっても、全然出てこれないんですよ。土地というか道路の状況がほかの地区とは全然違ってまして、全部幹線から入った中に、本当に細かくびっちり家が建っているというような状況ですので、その住宅街の中の道路をやってももらわない限り、普通の人ではなかなか出てこれません。ところが、そういう場所に限って雪も多いものですから、ぜひとも村でも何か考えてほしいということで、きょう一般質問に出しました。そういうことですので、なるべく協力のほうをお願いしたいと思います。

では、次の質問に行きます。

今までの大きな災害を考えますと、災害救助等は最終的には、地元の隣近所の人が助けることがほとんどだと思います。しかし、同じ班の地域に行っても、未加入のため、細かい状況がわからないということがあります。あの家はひとり暮らしだ、あの家には車椅子の人がいる、あの家には寝たきりの人がいる、そのような細かな情報は、班長が一番わかります。それを知るためにも、未加入世帯を減らすことが最善の道だと思います。

そこで、現在の加入状況を、昨年、ことしと、その差をお尋ねします。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまのご質問ですけれども、昨年と今年度の地区への加入状況といったところで、皆さんにお配りしております資料をごらんいただきたいと思います。

区へ加入されている世帯数を、25年と26年で比較したものを提示させていただきました。ごらんのように、加入世帯数は人口の減少や個人的な考え等によりまして、44世帯の減少となっており、ほぼ固定化されているようでございます。

現在の区長制度を行っていることにつきましては、住民一人一人にきめ細かい情報を伝えることはもとより、区内の状況、まさにface to face の環境をつくりまして、災害時などに対応できるような近所づき合いをつくっていくことが大切だと思っております。

以上が、椎名議員の答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 椎名利夫君。

○4番（椎名利夫君） ありがとうございました。ほとんど去年と同じということですが、

この質問は、去年の6月にも私、一般質問で出しています。そのとき、総務部長の答弁では、加入促進を図るため、メリッ的な部分については広報等に内容を記載してPRを図っていくという答弁をいただいています。ところが、ずっと見ていまして、広報に載ったような形跡はないですが、その点、どなたかちょっとお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） 昨年、椎名議員のご質問に対して、広報等に掲載をさせていただくというようなご回答をさせていただきました。大変おくれたわけなんです、今回、住民課のほうに行政加入のお勧めという形で、今まで住民課で交付していたものとはまた別の、リニューアルをした内容で、住民課のほうでそれを新しく転入されてきた方々にそれをお配りすると。そして広報等も、公共施設とか、あとコンビニ等に配布してある広報等がございます。それにこの内容を挟み込みまして、新たに來た方々に対して区の加入を促進できるような体制をとってまいりたいと考えております。すぐにそれを実施ができなくて、大変申しわけございませんでした。以上でございます。

○議長（下村 宏君） ここで、会議の途中でありますが、暫時休憩といたします。

2時15分に再開をいたします。よろしくお願いいたします。

午後2時06分休憩

午後2時16分開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、質問者、答弁者ともに、わかりやすいように、大きな声でマイクに向かって言葉を発してください。よろしくお願いいたします。

それでは、椎名利夫君。

○4番（椎名利夫君） 先ほどはご答弁ありがとうございました。

総務部長、すっかり去年の答弁を忘れているのかと思いましたが、ちゃんと覚えてくれていまして、加入促進のために骨を折ってくれているということで、今後ともよろしくお願いいたします。

では、次の土屋地区の子どもたちの安全確保についてお尋ねします。県道稲敷阿見線の早期の歩道設置が見込まれない今、一番危険な3年生をバス通学に変更できないかどうかをお聞きします。

土屋子ども会の支部長さんたちから要望として、3年生の自転車通学は余りにも危険が多過ぎるので、バス通学への変更を考えてほしいとの話があり、有志数人で教育委員会と話し合いを持ちましたが、何の成果もありませんでした。今、2便で運行しているのを3便にするとか、バスを大きくするとか何か方法はないものか質問いたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 椎名議員ご質問の通学バスに対する答弁の前に、その質

問の前提となっております県道稲敷阿見線の整備状況、この進捗状況について申し上げます。

県道稲敷阿見線整備事業は、茨城県の事業としまして、竜ヶ崎工事事務所が行っており、現在、土屋の交差点、旧小川商店のところから土屋のセブンイレブンまでの間の用地交渉を進めております。交渉が整った箇所から工作物の撤去等を進めているという状況でございます。しかしながら、この区間で用地交渉が難航している箇所が2カ所ほどありまして、工事のほうが予定どおりに進まないというのが現状でございます。

村としましては、本年度の用地交渉の経過を見守って、交渉難航が続くようであれば、既に用地交渉が整っている箇所からの整備、あるいは通学路となっているセブンイレブンから阿見町の方面に向かって優先的に整備をしていただくというような要望を県に対してしていきたいと考えております。

また、子どもたちの通学安全確保対策としまして、美浦村ができる緊急的な対策としまして、先ほど土屋地区のお母さん方との話し合いということが、椎名議員の質問の中でもありました。その中で要望のありました土屋地区農村集落センターの送迎バス、土屋地区農村集落センターが通学バスの停車場所となっております。そこまでの間の歩道整備をしてくれないかと。距離的にはそんなに長い区間ではないんですけれども、お母さん方、子どもたちの安全を考えて、その区間の歩道の整備をしてくれないかというお話がありましたので、緊急の対策として村ができることとして、その区間の対策については、仮の歩道の整備を実施したいと考えております。

椎名議員におかれましても、これまでも県道整備、いろいろとご尽力をいただいていたわけでございますけれども、これまでも増して用地交渉等にご支援、ご協力をお願いいたしまして、県道の整備状況の説明とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） 椎名議員のご質問にお答えしたいと思います。

現在の太谷小学校は、日本中央競馬会美浦トレーニング・センター開場に合わせ、昭和53年4月に、トレセン関係児童及び土屋分校児童を受け入れ、21学級、児童数で720名で、昭和53年度に新学期を始めてございます。

昭和52年以前は、地区内に土屋分校がありまして授業をしておりましたが、太谷小学校を現在の興津366番地に移すに当たり、土屋地区の児童の通学区域の変更を行い、太谷小学校区域に編入をしてございます。その際、小学校の通学方法は、徒歩による通学が一般的です。土屋通学区域の面積が広く、通学距離が長いことなどから、1年・2年生は、通学バスによる通学、3年生以上は自転車通学を認めまして、現在もこの方法で通学してございます。

議員ご質問のバス通学を、1年・2年生から、3年生までに引き上げることについてのご質問ですので、お答えいたします。村内の小学校は、木原小学校、安中小学校、太谷小

学校があり、村が通学バスを運行しているのは、大谷小学校の土屋地区、1・2年生が通学をしてございます。先ほども申し上げましたが、小学校の通学方法は、徒歩による通学が一般的ですが、土屋地区の通学区域が面積が広いこと、通学距離が長いことなどから、1・2年生は通学バスによる通学となってございます。3年生以上につきましては、自転車通学となってございます。この土屋地区の3年生まで、バス通学を拡大することは、村全体としての不公平感を感じることから、3年生までの拡大は考えておりません。

また、教育委員会としても、安全な通学路の整備のために県のほうに要望書をまとめて提出し、早急に実現するよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 椎名利夫君。

○4番（椎名利夫君） 先ほど部長のほうからも説明がありましたが、通学路に指定されているセブンイレブンから阿見町側の県道ですが、通学時間は通勤時間と重なります。そのためものすごい交通量と、運送会社があるものですから、10トンを超す大きな貨物トラックが連続して通るようなそういう状況です。

大人でも、油断していると風圧によって倒れるような状況です。子どもたちも何度か風にあおられて、実際倒れてしまったのを目撃されています。今まで事故にならなかったのが不思議なくらいです。しかし、事故が起きてからではもう遅いので、早急な対策が必要だと思います。

現在の子どもたちの自転車を見ますと、3年生から6年生まで乗るために、みんな大き目の自転者を使用しています。そうすると、3年生はまだ小さいですので、どうしても無理をして乗っているような感じになっています。そのため危険度も一段とますようなわけですので、このようなお願いをしたわけです。

どうしても無理だということですので、ただ、この前の教育委員会との話し合いの中では、バスも手配できないということでしたので、その際に福祉バスの利用はできないかということも聞きましたので、一応その点どうなるか答弁をお願いしたいと思います。

○議長（下村 宏君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） 椎名議員のご質問にお答えしたいと思います。

村所有の福祉専用バスは、美浦村福祉専用バス使用規程というのがございます。これによりまして、地区老人クラブ活動、老人福祉事業の実施、身体障がい者団体等の福祉事業の実施、及び母子世帯の福祉事業の事業推進のため、不定期に年間を運行してございます。福祉事業としての村事業や学校関係の利用を含めまして、年間で運行日数は約100日を超えてございます。

議員ご質問のように、これらに加え、スクールバスとして年間に200日運行をすることになりますと、先の福祉団体が希望する日に使用できないといった問題の発生が予想されます。福祉専用バスの目的を逸脱することにもなりかねませんので、このような状況から

検討しました結果、福祉専用バスを通学バスとして使用することは難しいとの結論に至っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 椎名利夫君。

○4番（椎名利夫君） ありがとうございます。通学バスに使った場合は、8時にはもう学校に着いているような状況ですので、何も問題はないんじゃないかということで提案しました。結論としまして、無理だということです。あとは県道の早期工事着工、こちらがとりあえずの改善策だと思いますので、村もどんどん働きかけを強めて、早期実現に向け、ご協力をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（下村 宏君） 以上で、椎名利夫君の一般質問を終了いたします。

次に、岡沢 清君の一問一答方式での一般質問を許します。

岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 2番議員、岡沢です。就学援助制度に関連して質問します。

就学援助制度は、義務教育は無償とした憲法第26条など、関係法に基づいて、経済的理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対して、就学の費用の一部を援助するものです。そこでまず、本村における就学援助の実施状況について、次の項目で保護者への案内方法、所得基準の目安を知らせているか、支給項目、支給品目、支給金額、支払い方法、給食費の未納があった場合、援助費から差し引くのか、援助認定の際の所得の判断基準、学校での児童生徒の生活状況などから観察しての対象者の把握はどうか。本村での援助の適用率、民生委員の関与の内容などの項目で答弁をお願いします。

○議長（下村 宏君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） それでは、岡沢議員ご質問の就学援助制度についてお答えいたします。

最初に準要保護制度の概要について申し上げます。準要保護制度とは、村内に住所を有し、村内の小中学校に通学している児童・生徒の世帯で、生活保護法の規定による保護を受けている世帯に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める世帯に対して、就学の費用等の一部を援助する制度でございます。

生活保護法の規定による保護を受けている世帯に準ずる程度に、困窮している、この基準としましては、美浦村では世帯全体の前年度の収入合計額が、当該年度の生活保護法による生活保護基準に1.2を乗じて得た金額未満で、かつ、その状況が本年度も継続していることとしております。

平成25年度3月現在の対象者としましては、91名となっております。岡沢議員の就学援助制度についての質問の一つ目、現行実施状況につきましてお答え申し上げます。

アの保護者への案内方法についてでございます。これは学校から当該年度4月末に各小

中学校の保護者全員に案内通知の配布を行っております。学校の各種支払いに遅延があるご家庭に対しても、個別に案内をしております。また、美浦村教育委員会ホームページにも掲載を行っております。

イの所得基準の目安を知らせているのかのご質問ですが、世帯人数、収入の状況により個別ごとに違いがあることから、所得基準の目安は知らせておりません。

ウの支給項目・支給品目・支給額につきましては、配付資料２の支給項目・支給額のところを見ていただきたいと思います。表左側より支給項目、支給額に分け、支給額につきましては、小学校、中学校に分けてございます。支給項目は、学用品及び通学用品費から、クラブ活動費までの９項目に分かれております。

初めに、学用品費及び通学用品費としまして、小学校１年生１万１,１００円、その他１万３,２７０円。このその他につきましては、２年生から６年生までとなっております。

中学生につきましても、１年生２万１,７００円、その他２万３,８７０円、やはりその他は２年生３年生となります。

校外活動費につきましては、宿泊なし・ありに分かれてございまして、小中学校とも実費となっておりますが、それぞれに限度額を定めてございます。修学旅行費は、小中学校とも実費額となっております。収入額、児童生徒学用品では、１年生が対象となりまして、小学校１万９,９００円、中学校２万２,９００円となっております。

学校給食費では、学校給食費徴収規則に定められた小学校児童、月額４,４００円、中学校生徒４,７００円としております。

生徒会費、ＰＴＡ会費、クラブ活動費は実費額としておりますが、それぞれに限度額を定めてございます。生徒会費の小学校限度額が４,３５０円、中学校費４,９４０円となり、ＰＴＡ会費も小学校限度額が３,０４０円、中学校費３,０００円となり、クラブ活動費は、小学校限度額が２,５５０円、中学校費２万６,５００円となっております。

次に、エの支給方法につきましては、現金支給としてございます。学期末ごとに学校に保護者に来ていただき現金を支給してございます。

オの給食費の未納に対しての取り扱いでございます。現金支給されました中に学校給食費分が含まれておりますので、保護者より未納額の給食費をお支払いいただいております。

カの判定基準でございます。

配付資料の３．認定要件の内容となっております。申請に当たり、民生委員、学校長の所見を必要としてございます。認定基準につきましては、現に生活保護を受けている者、(１)としまして、前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者で、(ア)生活保護の停止又は廃止、(イ)村民税の非課税、(ウ)村民税の減免、(エ)個人事業税の減免、(オ)固定資産税の減免、(カ)国民年金掛金減免等の項目となっております。

(２)としまして、次のいずれかに該当する者としまして、(ア)として、生計を一にする世帯全員の前年度収入額が生活保護基準額の１.２倍未満、(イ)生計を一にする世帯全員の

本年度収入見込み額が生活保護基準額の1.2倍未満となっております。

キとして、学校での対象者の把握につきましては、児童生徒の服装等から見える生活状況、学校への各種支払いに遅延があるご家庭に対しても、個別に案内や相談を受けてございます。

クの適用率につきましては、配付資料の4でございます。適用率を見ていただき、小学校児童総数842名に対しまして、認定児童56人、認定率6.65%となっております。中学校生徒431人、認定生徒数35人、認定率8.12%となっており、合計の欄で、小中学校児童生徒総数1,273人、認定児童生徒数91人、認定率7.15%となっております。これが平成25年度の実績となっております。

ケとしまして、民生委員の関与の内容についてでございます。

申請書の内容に相違がないかの確認でございまして、住民登録している住所に居住しているのか、世帯構成の確認、仕事や生活の状況、民生委員が目視、聞き取りで確認できたことについて報告をいただいております。

以上が実施状況でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 確認のために、何点か再質問させていただきます。

まず、給食費の未納額については、援助費用を現金支給する際に納めてもらっているということでした。現金支給する際ということは、学校で保護者に対して援助費を支給するという前提と理解していますが、一旦、援助費を保護者に渡して、その場で必ず給食費は回収というか納めてもらうことができているのかどうかお尋ねします。

○議長（下村 宏君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） それでは、お答えいたします。

給食費の未納でございます。就学援助費の中に、給食費月額、小学校でいいますと4,400円、中学校4,700円という金額でございます。これにつきましては、支給する場所としましては、学校の先生のほうからお渡ししていただいております。ですから、就学援助費、学期末ごとの支払いでございますので、学期末のときに保護者を呼びまして、お渡ししていると。これは現金でお渡ししてまして、一旦保護者のほうに全額をお預けしまして、その中から給食費の部分が未納であれば、ここの部分が納まっていませんというようなことで、保護者の手元からいただいているような形をとっております。よろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） もう1点、再質問させていただきます。

学校での児童生徒の生活あるいは服装などから、対象者の把握はどうなっていますかという質問なんですけれども、これは、就学援助制度そのものは、全ての保護者に案内され、そして申請を受け付けて、認定ということになっています。ただ、保護者の中には制度の

ことを熟知していなかったりとかいうことも考えられますし、あるいは放っておく、という言い方はおかしいんですけれども、申請していなかったりとか、ということで実際には、就学で困難な問題を抱えている生徒もおられるのではないかと私は危惧しています。

そこで、実際にこれまでの経過の中で、例えば児童の服装であるとか、欠席ぎみであるとかという観察から、学校教育課あるいは学校の先生の皆さんが保護者に面談するなどして働きかけ、就学援助制度の対象になったという経過はあったのでしょうか。

○議長（下村 宏君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） ただいまのご質問にお答えします。

制度を知らなくて提出ができなかったかというようなところもあるのですが、やはり学校の一つの例としましては、休みがちな子どもさんにつきましては、学校でも余り長い期間休みがあると、学校の担任の先生も当然のことながら、電話を入れて子どもさんの健康上の状況とかそういうことも聞くだろうし、あるいは学校の支払いものについても滞っているとか、そういうところがございます。

また、あるいは地区の民生委員さんのほうからも相談があったりします。その場合ですと、やはり学校教育課のほうに連絡が来ますと、学校のほうにも連絡を入れますので、その場合、学校のほうからこの就学援助の制度というんですか、それを知らないというようなことであれば、出していただいたケースも何回もございます。また、そのケースですと、年度の当初に取りまとめは行っておるんですが、やはり中途のところの申請という形になりますので、中途のところの申請もかなりというか、何件かございますので、その都度、教育委員会の中で議決しておりまして、それで就学援助というようなところで認定をしまして、お支払いをしているというようなことになってございます。

やはり制度があっても知らないというのが一番、私どものほうでも困ってしまいますので、なるべく学校のほうからそういう対象者にはこういう制度がありますよというようなことを、年度初めの通知じゃないところでもやっていただいているというふうに考えてございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 現行の実施状況については理解いたしました。なお、他市町村のホームページ、この就学援助の案内を見ましても、あるいは文科省のガイドラインを見ましても、医療費という項目も支給項目にはあるんですけれども、本村の場合には、中学校3年生までの医療費が無料化されているということで、援助制度には項目として入っていないという理解でおります。

次の質問なんですけれども、昨今の経済的状況を鑑みて、認定基準を緩和あるいは拡充すべきであると考えerわけなんですけれども、そのことについてお尋ねします。

認定に当たっての所得基準は、生活保護基準費の1.2倍未満ということですが、昨年8月より生活保護費の生活扶助費の部分の基準額が削減されていること、アベノミクス成長

戦略で景気が回復動向にあると言われてはいますが、一般家庭の所得の向上にまでは至っていないこと、消費税の増税による負担増、加えて円安による輸入品の価格の上昇から、燃料費や食料品等の物価高により、家計への負担が増している状況などから、認定に当たっての所得基準を、例えば1.2倍から1.3倍未満にするといった緩和拡充をすべきではないでしょうか、答弁を求めます。

○議長（下村 宏君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） 岡沢議員の質問にお答えしたいと思います。

判定基準の拡大を求めることの回答でございます。まず初めに配付しております資料の一番下、5番目でございます。近隣市町村の所得基準の状況を見ていただきたいと思います。この表を見ていただきますと、県南地域の近隣の状況をまとめてございます。生活保護基準の高いほうから順に申し上げます。

1.5倍未満がつくば市、1.3倍未満、あと1.3倍までが取手市、龍ヶ崎市、かすみがうら市、つくばみらい市の4市となっております。1.25倍未満は石岡市、1.2倍以下1.2倍未満が守谷市、稲敷市、阿見町、河内町、美浦村の5市町村になってございます。市町が独自の基準を用いてございますのが、土浦市、利根町がでございます。

近隣の市町村の状況を見ますと、本村と同じ生活保護基準の1.2倍以下1.2倍未満の市町が多く見受けられますが、この就学援助制度が既に5年以上経過してございます。それで、近年の社会状況を踏まえた内容の検討というものも、もう5年以上もしていないというのが現状でございます。議員が先ほど申されましたように、この社会状況が大分変わってございますので、そういうことも含めたところで協議をしていかなければならないかなというふうに考えてございます。

それで、前に国のほうの制度が変わったときに、近隣の市町と協議を持っております。阿見町、美浦村、河内町の3町村、今の稲敷郡内のところでも協議を持ちまして、その結果としまして、1.2倍という統一の見解を出してございます。そのほかにもまたいろいろ決め事があるんですが、そういうものに関しましてやはり協議を行っております。

それでも大分年数がたったというようなことがございますので、また近隣のところと再度、今年度中に協議を持ちまして、この数字が現時点で適正なのかというようなところも、再協議していきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 教育長門脇厚司君。

○教育長（門脇厚司君） 現時点での状況は、今、次長から説明あったとおりでございますけれども、美浦村では、つくば市のように一気に1.5倍まで引き上げるかどうかはともかく、引き上げる方向で検討をしていくつもりでございます。多分、今現在91名ですが、例えば1.3倍にしたとしても、該当する児童生徒の数はせいぜい2、3人ぐらいだと

思うんですね。予算にしてもそう多くなるというふうには考えていません。1.5倍にしたとしても5人程度ではないかというふうに考えていますので、美浦村が先行してやるかどうかはともかく、稲敷市だとか河内町とか阿見町も今の美浦村と同じ1.2倍ですから、そこと足並みをそろえながら、前向きに議員がお望みの方向で早急に検討していきたいと、決定して実行していきたいと思っています。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 教育次長のほうからは、近隣の自治体と協議する方向でという答弁をいただきました。また、教育長からは、拡充していく方向でと言われましたし、試算ということですが、仮に1.2倍から1.3倍になったとしても2、3名だと、1.5倍になったとしても5、6名というような表現でおっしゃっていました。

私は、2、3人と5、6人では倍ですから、そして、この就学援助制度というのは、準要保護世帯に関しては、国からの補助が事業費の半分と理解しているんですけれども、その前提で考えますと、1.3倍にしても、1.5倍にしても、市町村の持ち出しというのが、そんなにふえるわけではないんじゃないかなと考えています。

ですから、もしこれが、1.3倍であれば5名、1.5倍になったら50名という試算でしたら、そこは悩むところでしょうけれども、やはりそういった、私の勘違いでなければ、財政という観点からは、なるべく実際に1.4倍、1.5倍というところもあるわけですから、そういった水準で考えてもらいたいということが1点であるのと、それから、過去の経過は近隣の稲敷郡と協議して、5年前に1.2倍にしたということですが、今後協議の上ということなんですが、提示していただいた資料ですが、例えばつくば市と土浦市も近隣ですが、つくば市は1.5倍で、土浦市は独自で所得制限ということになっていますね。土浦市と石岡市はやはり近隣ですが、所得制限金額を出して、石岡市は1.25倍、それから、つくば市とつくばみらい市は、つくばみらい市もつくば市の近隣ですが、1.5倍と1.3倍ということになっていて、過去に協議していた経過というのはわかりますけれども、本村としては強く、例えば他の自治体が1.2倍という方向性を示したにしても、上げていく方向で考えているのか、あえて確認のためにお聞きしたいと思います。

○議長（下村 宏君） 教育長門脇厚司君。

○教育長（門脇厚司君） 美浦村が歩調を合わせるというのは旧稲敷郡を中心に協議を進めてきておるわけですが、これからは原則ここで考えていきたいというふうに思っております。正確にまだ試算はしておりません。例えば1.3倍にした場合にはどのぐらい該当するか、1.5倍にした場合にはどのぐらい該当して、額がどのぐらいになるかということについての詳しい試算はしていませんけれども、美浦村のほうと呼びかけるような形で、ですから、先ほど申し上げた現在の稲敷郡ですね。河内町、阿見町には呼びかけながら、いかがでしょうかというような提案はしたいというふうに思っています。

議員もおっしゃっていたとおり、生活保護基準そのものが引き下げられるというような状況にありますから、やっぱり経済的な面で困難な家庭の子どもたちの成績が悪いとかいうようなことも、文科省の統計データでもはっきりと出ていますので、美浦村ではそういう方向での決定は余りしたくないと。議員がおっしゃるような方向で呼びかけながら、早い時期に実施に向かって動いていきたいというふうに考えております。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） ぜひ、美浦村がリーダーシップを発揮していただいて、いい方向に持って行っていただきたいと思います。

次に、村長にお尋ねします。

村長はかねてから、本村の教育、子育て支援にかかわる施策に関して、本村では他の自治体に先駆け、中学校3年までの医療費の無料化を実施し、全ての小中学校にエアコンを設置、全ての教育施設の耐震化を実施、小学校でタブレットや電子黒板の導入によるICT活用授業を実施、本年からは中学校でも始まるわけですが、今言ったような施策の成果を強調する発言を行ってこられました。

私自身もそういった成果を高く評価するものです。そういった観点からすると、就学援助制度についても、美浦村が他の自治体住民からも、村民からも、評価される水準であることを求めるものです。その点について、村長の考えをお聞かせください。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、岡沢議員の就学支援という観点から、また、いろいろな学校と子どもたちの学ぶ場の環境については、議員のほうもある程度やってきたことについては、耐震化も茨城県の中では6市町村の中に入っております。44市町村中、本当に6市町村だけが100%の耐震化を終わっていますし、まして冷暖房まで完備しているのは、多分そう幾つもないだろうというふうに思っております。

そういう中で、今の所得基準の部分の1.5倍、1.2倍という部分についても、基本的な生活保護費の支給の額については、東京都だと1級地の1、2が東京都あたりは適用されるんでしょうけれども、茨城県で2級地の1というのは水戸市1カ所しかないんですね。2級地の2でこれが日立市と土浦市、古河市、取手市、この四つが2級地の2で、あと3級地の1が13市町村、そこに美浦村も入っているんですよ。

申しわけないですが、隣の稲敷市は3級地の1にも属していないということで、支給額がそれによって変わるということで、隣のほうから支給額が違うので、美浦村のほうに住所を移せば支給額が多くなるよというような考えを持っている方もいるというふうに聞きます。その辺のところは、美浦村全体の1人当たりの所得とかそういう部分でその支給の額が少し変わってくるのだろうというふうに思いますけれども、今の就学援助に関しては、0.1上げて、0.2上げて、次長のほうは、これを詰めて検討して実施に向けてのような答弁をいたしましたし、教育長は、人数を見ても、0.1上げて1.3倍にしても、数的には、そ

こに対象者は3から5名ぐらいしかいないでしょうと。1.5倍にしてもそんなに数はないということで、議員がおっしゃるように、5名が1.5になると50名にふえると、10倍にふえるというようなことであれば、なかなか難しい部分もあるだろうけれども、そういう意味でも大もとの部分で、生活保護費の大もとも美浦村のほうでは多く支給されるという部分があります。今回、国が生活保護費を下げるということで、その辺に倣って、三つか四つの自治体下げますというのが新聞に載っていましたが、載っていないところは、従前に倣ってそのまま支給をしていこうという判断で、新聞には当然美浦村は下げるという方向には載っていなかったと思います。

そういう意味でも、この3級地の1に属していないところのほうで、美浦村よりは金額的には少し、どのぐらい違うのかちょっとわかりませんが、ここで見ますと数字的には6,500円か600円違うという、月に月にですね。その辺も踏まえると、なるべく同じ条件なら、これも人口減少というわけじゃないですけども、そういうふうな異動の仕方もあると考えられることも、ないとは言い切れない。同じ条件のもとで保護を受けるという部分では、これも制度の一つですから、だめとか何かということはないと思うので、ぜひその辺の部分は、先ほど教育長も次長も話がありましたけれども、よく詰めて、余り突出しないような部分で対応をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 上げる方向で前向きに考えるという答弁をいただいていますので、さらにしつこく言うようなつもりはありません。私が1.3倍になっても1.5倍になってもとか、2、3名、5、6名という数字を挙げましたのは、村の財政負担がそれほど大きくなるわけじゃないという前提で述べたわけですけども、この2、3名か、5、6名かというのは、私たちにとっては数字ですけども、2、3名で終わるのか、5、6名になるのか、それは、そこに該当するか該当しないか、子どもたち一人一人のかけがえのない人生に大きくかわかることです。その観点で、やはり前向きに努力していただきたいと思います。

質問は以上で終わります。

○議長（下村 宏君） 以上で、岡沢 清君の一般質問を終了いたします。

ここで、会議の途中ではありますが、暫時休憩いたします。

午後3時20分に再開をいたします。

午後3時08分休憩

午後3時20分開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、林 昌子君の一問一答方式での一般質問を許します。

林 昌子君。

○ 8 番（林 昌子君） それでは、通告に従いまして、1 件目、霞ヶ浦二橋計画について質問をいたします。

霞ヶ浦二橋計画とは、霞ヶ浦の土浦入り、西浦に 4 キロメートルの橋と、高浜入り 1 キロメートルの橋の二つの入り江に橋をかける計画です。近隣 11 市町村で構成する霞ヶ浦二橋建設促進期成同盟会を結成し、平成 8 年 4 月より毎年、県知事のところへ二橋建設に関する要望書を提出しております。18 年が経過している現在の進捗状況をお尋ねをいたします。

○ 議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○ 総務部長（岡田 守君） それでは、林議員の質問に対してご答弁を申し上げます。

まず、霞ヶ浦二橋についてでございますが、現在、霞ヶ浦二橋建設促進期成同盟におきまして、霞ヶ浦の土浦入りと高浜入り、この二つの入り江に橋をかけ、北は茨城空港及び東関東自動車道水戸線の茨城空港北インターチェンジを経て常陸那珂港へ。また南は、平成 27 年度に成田、これは大栄ジャンクションまでの開通を予定している首都圏中央連絡自動車道及び利根川をまたぐ若草大橋を経て、幕張新都心までをつなぐ千葉茨城道路として霞ヶ浦周辺のみならず、茨城県を担う事業として、その整備を所管する茨城県各部局や茨城県議会等に対し、早期事業化に向け、毎年陳情活動を行っておりでございます。

この霞ヶ浦二橋建設促進期成同盟についてであります。まず平成 3 年に、当時の石岡市、出島村、玉里村、美浦村の 4 市村で準備会を発足させたのが始まりとなります。そして、平成 5 年には、建設促進協議会が発足され、さらに平成 8 年には、関係する 11 市町村により現在の霞ヶ浦二橋建設促進期成同盟が設立されました。なお、会長は石岡市、かすみがうら市、小美玉市、阿見町の 4 市町での 2 年ごとの輪番制となっております。現在の会長は石岡市長でございます。

この会の主な活動目的といたしましては、霞ヶ浦を横断する二橋建設の早期実現を図り、関連する主要道路等の整備を促進することにより、関係地域、関係市町村の発展を図ることを目的としており、毎年、架橋に関する調査研究や、整備を所管する茨城県各部局や茨城県議会等への陳情活動を行っております。

また、霞ヶ浦二橋建設の重要性、必要性を広く PR するための建設促進の看板を設置しており、平成 24 年度には阿見町島津地内、平成 25 年度には、かすみがうら市役所霞ヶ浦庁舎敷地内へ看板を設置しております。これまでも述べましたとおり、霞ヶ浦二橋につきましては、物流、経済、医療、観光、文化等、あらゆる面からの地域の発展につながるものと考えられ、また、村周辺の利活用といたしましては、現在、移設工事を進めている地域医療の中心ともいえる新土浦協同病院へのアクセス強化や、観光面においても霞ヶ浦の魅力の発信、霞ヶ浦地域の活性化対策について、この二橋の建設に期待するものは大きいものとなっております。

また、茨城県総合計画「いきいき いばらき生活大県プラン」においても、この路線に

については、県の将来構想に位置づけており、県土全体からもこの二橋に対する期待は大きいものとなっている状況であります。

しかしながら、二橋建設が公益的な事業であるとともに、架橋建設という大規模工事となり、架橋のみでも概算事業費で約750億円という膨大な事業費となる試算となっておりまして、県といたしましても、すぐに着手するというのは難しい状況であるとのことですが、期成同盟としてのみならず、村としても積極的に、また地道に要望推進を続けていきたいと考えております。

以上が、林議員の質問に対しての答弁でございます。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） ただいまは、総務部長から詳細な説明をいただき、進捗状況といたしましては、平成3年の準備会から考えると、ことし23年目です。その23年間、遅々として進んでいないということと、予算がないことでできないのではないかとということが推測されました。

年々状況は変わり、二橋に対する期待は大きいと言われておりますが、その理由の一つとして、先ほど来、部長のほうからありましたように、土浦協同病院の移転があります。現在、土浦協同病院が平成27年12月開業を目指し、おおつ野のほうに建設中であることは、皆様周知のとおりであります。そこで、土浦協同病院に通われている美浦村の住民や勤務をされている方々から、現在より遠くなることは不便を来し、不安を訴えられました。特に周産期医療は近隣で土浦協同病院しか扱えず、救急車を呼んでも病院にたどり着くのが遅くなると命にかかわってまいります。

ここで、周産期について一言ご説明をさせていただきますと、周産期というのは、妊娠22週から生後満7日未満までの期間を示します。合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など、母体、胎児や新生児の生命にかかわる事態が発生する可能性があるという時期を周産期と命名しておりまして、その周産期を含めた前後の期間における医療は、突発的な緊急事態に備えて産科・小児科双方からの一貫した総合的な体制が必要であるということから、特に周産期医療と表現されているわけですが、今、近隣の病院を見ますと、ここがきちっと管理されているのが土浦協同病院ということでございます。

また、子どもを児童館に預けている勤務者からは、帰りが急いでも7時になり、児童館の預かり時間に間に合わなくなることを心配しております。そのような方々が、もし橋ができれば、時間が短縮され、助かると計画の実現を強く要望しております。

2040年には消滅をする村と推計された美浦村でございます。人口減少に歯どめをかけるためにも、何とか子どもを産み、育てやすい環境と、通勤体制の整備は、美浦村存続に大きく左右すると推察をいたします。

それでは、ここで土浦協同病院の昨年の実績を調べてまいりましたので、お伝えをさせていただきますと、平成25年4月から26年3月までの、昨年度実通院患者数は5,604人で、

入院患者数は343名と、単純計算をしますと、美浦村の住民の3分の1の方は利用されているという実態でございます。病院が遠くなることだけでも、本村の住民にとって橋の必要性が増しているということが、この一つの事案を見てもうかがえるわけであります。

本来ここで村長にお伺いをしたいところではございますが、時間の関係上、割愛をさせていただき、要望とさせていただきます。関連の要望といたしまして、今現在、すぐに橋をかけてほしいと要望しても、この23年間できなかったものが、すぐにできるとは到底考えられませんので、せめて27年12月、土浦協同病院が開業するまでの間の不便を来す人たちへの検討課題といたしまして、緊急の事態時のドクターヘリ要望の強化と、また、児童館の預かり時間延長の検討を要望させていただきますので、その点、2点、よろしくお願い申し上げます。

それとあわせて次の質問に入りますけれども、二橋計画を、北は北茨城空港及び東関東自動車道茨城空港インターチェンジから常陸那珂港へ、また南は圏央道及び利根川をまたぐ若草大橋を経て幕張新都心をつなぐという、茨城県の強靱的位置づけから見ても重要であるため、地道に要望推進していくとの先ほどの答弁がございました。

そこで村長に質問ですけれども、要望推進では弱いと痛感いたします。この23年間一生懸命要望し続けてきて、何の動きもないということ自体、また予算も逼迫をしており、茨城県としても県の予算もしっかりと拡充していかなければいけない、努力が必要なこのときに、この要望をすることはとても難しいことは理解をしておりますけれども、何とかそこを、美浦村の住民のため、また茨城県全体の住民の利便性のためにも、何としても県議会に陳情としてかけて、同盟会への働きかけを、村長のリーダーシップをもとに求めていきたいと強く要望するわけですけれども、その点はいかがか。先ほどの土浦協同病院の件とあわせて、一括答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、林 昌子議員の質問に答えたいと思います。

霞ヶ浦二橋建設、今、平成8年に協議会はできたんですけれども、その前に平成3年から立ち上げてということで、実は5月13日に阿見町のほうで霞ヶ浦二橋建設促進期成同盟という総会がありました。この資料はその中の資料なんですけれども、11市町村全てそうなんですけれども、県議会議員も関連する11市町村の中に15名ほどいるんですね。議員おっしゃるように、これは平成8年からにしても18年間遅々として一つも進まない。進んだのは看板だけです。

この要望という部分については、いつまでたっても要望では先へ進まないもので、県の職員も来ていました。県の職員に、こういう進まないことを11市町村が首並べてやっているといいのかと。県としても、予算がなくても調査費、どのぐらいかかるのか。今、750億円と言っていましたけれども、750億円なのか、その調査費をまずつけるために、県のほうで調査費の費用ぐらい算出して、次年度にはその金額を提示して、一歩前に出ないと、

一つも進まないんじゃないですかというちょっと質問をさせていただきました。

そういう中で、会長も持ち回りでやっていて、ことし、阿見町から石岡市にかわりましてけれども、何も変わっていない中の期成同盟をずっと続けるんじゃないくて、一步前進するためには、その調査する費用を県のほうで算出していただいて、その調査費用をどこから出すのか。11市町村も当然、関連があるので、ある程度予算化もして、県のほうも出して、国の国交省もそういうことであれば出して、ということの流れをつくっていかないと先へ進まないということで、申しわけない、私もそれを言って、「県のほうが試算してきてください」という話をしておきました。

これは、出るか出ないかははっきり約束はできませんけれども、全て参加してきてくれた自治体のほうでも、そういうふうな進み方をしていくべきだろうということで了解を得ましたので、来年はどんな返事を持ってくるか。当然、県のほうもその指導的役割にいますので、まして県議会議員で来ていたのは2人かな。15人でもこんなに進まない会議の中では、行ってもしょうがないというふうな部分もあったのかもしれませんが、出席率は悪いです。

ですから、その辺は調査費がついて、少しでも前に進めば、県のほうも動くだろうし、動かざるを得ないだろうし、動かせるためにも、11市町村がある程度、調査費の費用を出すのかという部分で、県とか国交省にぶつけていかざるを得ないのかなというふうに思います。

そういう意味で、ぜひこれは、何年たっても進まないものは解散するか、やるのであれば、費用も出すということもやっていきたいと思いますということで話をしましたので、まずは、議員のほうにはそういう報告と、来年度県のほうでどういう調査したものを持ってきてくれるかという部分も含めて、また途中でそういう状況が変われば、報告をしていきたいというふうに思います。

それとこの橋がかかれば、いかに経済効果があるかという部分については、今の土浦協同病院ですね、人数も今、美浦村の3分の1ぐらいの人が通院と入院と合わせてかなりお世話になっているという部分では、この近辺にいろいろな医療機関があるので、どこがいいとか、ここがいいとか、私の口から言う部分じゃないんですけども、でも、患者のほうから見れば、患者が一番行くところが一番いい診療所なのかな、というふうにしかお答えできないのかなというふうに思いますけれども、そういう意味でも橋がかかれば、当然土浦協同病院も、そして茨城空港も近くなるという部分もありますね。

茨城空港、いろいろなところで今、人間だけを運ぶという部分じゃなくて、違う部分でもいろいろな乗り入れを県のほうも模索をしていたりしますので、この11市町村、なぜここに入っているのかということは、そういうことも考え、また、大きな災害があったときにいち早く、6号国道と常磐道以外に北から南方面に行く幹線道路が1本できれば、また大きな動線が確立できるのかなというふうに思います。経済効果もはかり知れないぐらい

の、これが750億円だとすると、もっと大きな経済効果も見込まれるだろうというふうに思います。そういうものができれば、ある程度この地域に根差していこうという人口の異動もこれは考えられるだろうというふうに思いますので、まずは橋の建設が将来、それに係る市町村に大きな影響をもたらすという点も訴えていきたいなというふうに思います。

まず橋のできる前に、児童館の延長という部分がありますけれども、これについては議員もご存じのように、今、村が指定管理者に委託をお願いをしていることもございます。一応村でやっていたときと、今委託した部分で、もう1年が過ぎましたから、いろいろな子どもたちに対する、また、そこを利用する親のほうからも、以前とどのように変わったか、また苦情等があったのかという部分を、今、1年の中で検証しようというふうに思っております。

でも今、そういう声が聞こえてきていないということは、スムーズな利用ができているのかなというふうに私は判断はしているんですが、毎月の部分と1年間のトータルの部分をこの後、福祉介護課のほうの児童館担当のほうで、今まとめておりますので、その結果をもって民間に委託してどのように変わったのか、また変わらないで推移しているのかという部分も含めて、また、皆さんに報告をしていきたいというふうに思います。

そういう意味で、まず民間に委託したので、延長をどのようにするかという部分に対して、費用も含めて、どのぐらいの延長でどのぐらいまた負担がかかるのかという部分もまずは調べていかないと、この場でどうのこうのとは言えないので、その辺の調査もして、またお答えをしていきたいというふうに考えております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） 村長、2点あわせて答弁いただきまして、ありがとうございます。

しっかりと同盟の中で県の調査費を設け、しっかりと一歩前進するための申し入れをもう既にされたということで、本当に村長のリーダーシップに今後ご期待を申し上げたいと思います。しっかりと、橋に対しても茨城空港もあわせ、経済効果は確実にございますし、また、児童館のことも調査をして結果をまとめていただけるということです。後ほど調査結果のほうを楽しみにお待ちしております。

また、余談ではございますが、同盟の会長の持ち回りで、隣接している美浦村、当初から参加している美浦村がその会長枠にないというのはいかかなものかなとちょっと危惧するところでございますが、逆に会長職でなくてもしっかりと意見を申し述べ、それが同盟の中で意見を取り入れられて、クリアな状態で同盟会が推進されて、今後も推進されていくことを期待を申し上げたいと思います。

ぜひ住民の命と生活の利便性の確保のために、各市町村の調査を実施をしていただいて、また、願わくば、県議会のほうへの要望、陳情まで持っていき、早期進展がなされることを要望いたしまして、二橋計画の質問を終わらせていただきます。

次に、2件目、豊かな自然と歴史をめぐるまちづくりについて、質問をいたします。

美浦村の一番の財産は、豊かな自然と歴史ある文化であり、今ある資源を有効活用することが、美浦村の地域活性化につながると考えております。その観点から、以降、質問をしてまいります。

隣の阿見町は、国のかわまちづくり事業の助成制度を利用して、霞ヶ浦湖岸のサイクリングロードの整備をしていると伺っております。本村においても同様の助成制度を活用して、3点の整備ができないかお尋ねをいたします。

まず1点目、5月24日の茨城新聞に、霞ヶ浦大規模自転車道の掲載がなされ、先ほど来、午前中にも同僚議員の質問の答弁にもありましたけれども、北側の開発はされておりますが、南側の沿岸整備が後回しになっている感がございます。今回質問するに当たり、私も一周をしてまいり、その実態を把握し、先ほどの部長の答弁が本当に如実に実感をするばかりでございます。

新聞掲載においては、そのサイクリングロードの大規模自転車道というところで赤いマーカーが引いてあったわけなんですけど、道が赤くなっておりまして、一周全部赤くなっていましたので、全部の規模の大規模改造と思っていたら、先ほどの答弁では、北側だけということで、本当に残念な結果で、先ほどの同僚議員と同じ感想を申し述べさせていただきます。

そこで、本村のサイクリングロードの川を渡る橋の移設をし、まっすぐに走りやすくするための整備や、桜の木植樹計画を立て、季節感あふれる環境整備ができないかということをお尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 林議員ご質問の国のかわまちづくり事業を活用し、サイクリングロードの整備として、大塚川、大須賀津川にかかる橋梁の整備ができないか、また、桜の植樹はできないだろうかというご指摘であります。かわまちづくり事業は、観光などの活性化につながる景観・歴史・文化等の河川が有する地域の魅力という資源や、地域の総意として知恵を生かし、地方公共団体や地元住民との連携のもとで立案された、実現性の高い河川や水辺の整備、利活用計画による良好なまちと水辺が融合した空間形成の円滑な推進を図るというような事業になっております。

ソフト面、ハード面でさまざまな事業が用意をされておりますが、ハード事業の採択基準として、治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備とするという基準がございます。レクリエーション性の高い施設については、自治体が整備をしてくださいということになっております。

既にかわまちづくり事業に取り組んでおります隣の阿見町の計画書を見ますと、国土交通省、国が行う事業としましては、水防用備蓄土砂の置き場としての土盛り、阿見町では、この土盛りをしたところに桜の木を植えるというような計画をしているようでございます。

それと、堤防強化策として緩傾斜堤防ですね。堤防の斜面を緩くして親水性を高めた堤

防の設置、この二つの事業が国が行いますということになっております。その他のサイクリングロード整備事業、レンタサイクルステーション整備事業、島津小公園休憩所整備事業等は、阿見町が単独で行うというような計画書になっております。

阿見町の事例からしましても、国が行う事業は、安心・安全に係る河川管理施設のみであり、かわまちづくり事業によって大塚川・大須賀津川にかかる橋梁の整備は難しいのではないかとこのように判断をいたします。

林議員ご質問の霞ヶ浦沿岸のサイクリングロードの整備につきましては、午前中の飯田議員の一般質問の中でも答弁させていただきましたように、霞ヶ浦の北岸、土浦市からかすみがうら市、行方市を経て潮来市に至るルート、これについては、霞ヶ浦環境創造ビジョンの一環として、茨城県が一般県道潮来土浦自転車道線として平成12年度から事業着手をしまして、現在まで約4.3キロが供用をされております。

このように霞ヶ浦沿岸のサイクリングロードの整備につきましては、霞ヶ浦の北側のルートが茨城県の事業として整備が進んでおりますので、美浦村の地内を含む南側のルートについても同様の考え方のもと、茨城県の事業として整備をしていただくことが妥当と考えます。そこで、村としましては、関係市町村と連携し、茨城県に対し早期事業化に向けて働きかけをしてまいりたいと考えます。

次に、桜の木の植樹に関するご質問でございますけれども、先ほど茨城県のほうで新聞記事にもなりました霞ヶ浦大規模自転車道という構想がございます。これにつきましては、林議員ご指摘のように、新聞の記事を見ますと、つくばりんりんロードとそれから霞ヶ浦一周するところが事業の対象かのように、新聞では赤く塗られております。

ところが、確認しましたところ、午前中にお話ししましたように、本年度に限りましては、霞ヶ浦沿岸については北側だけが事業の対象ですよというような回答をいただいております。将来的には霞ヶ浦一周をするような形で、霞ヶ浦大規模自転車道として県としても考えていきたいんだが、ことしについては、3,000万円の予算については北側に使っていきますというようなお答えでございました。

それで、桜の木の植樹の件なんですけれども、サイクリングロードの敷地となる堤防敷地というのは、先ほど林議員、霞ヶ浦を一周して見てきたんですということでした。私も今般の一般質問に関連して、霞ヶ浦を一周してその状況を見てきました。その中では、どちらかといいますと、北側の堤防敷地のほうが幅員が広いというのが実態です。南側のほうが幅員は狭いような感じを受けました。そうしたことから、桜並木の植樹、これを先行するのではなく、サイクリングロードと合わせた形で、その限られた堤防の幅員の中でサイクリングロードと桜並木の植樹が並列して、その整備ができるのかというようなことも合わせて検討をしまして、県のほうにそのことを要望していくことが大事かと思えます。

植樹だけを先行することによって、サイクリングロードの用地がとれないよということにもなりかねないと思いますので、サイクリングロードと桜並木の植樹、これについては

あわせて検討をして、県のほうにそういう事業ができないかどうか、これをお願いしていくのが県の立場ではないかと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） 私同様、この質問を受けて一周をしていただいた部長のご努力に敬意を表するわけでございます。実態を見た上でこの答弁書をつくっていただいたことは、本当にありがたいと思います。

それで、先ほど来ありましたハード事業の採択基準として、かわまちづくり事業ですね。河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備とするとうたっている文言がございます。ということでは、本来この文言からすると該当するのではないかと私たちは錯覚するわけですね。ですので、ハードとソフトの部分を、あと細かく明記されているわけですが、けれども、何か納得をしないというかそういうところで、何とも質問しにくいところなんですけれども、部長のほうで、県の事業のサイクリングロード整備と幅員を考えて、桜の植樹と一緒に検討して県に要望していただけるという答弁をいただきましたので、その件に関しては了解をし、まずは早期実現を期待させていただき、次の質問に移らせていただきます。

2点目、大須賀津湖畔農村公園がありますけれども、パーキングやトイレが設置されており、憩うには景観もよく、最適の場所と認識をしております。また、馬掛のロードパーク上の敷地ですけれども、桜の木の植樹がなされており、また、テーブル・椅子の設置がございました。さらに、石畳がきれいに敷き詰められて、霞ヶ浦と筑波山を一望できるすてきな空間に整備されておりました。私個人もそこに登らせていただき、景観を眺めてまいりまして、私、個人的には美浦村一景観がよく、癒される場所であると感じております。

整備が完了していないせいかもしれませんが、公園名やまた看板がなく、住民にも知らされていない、そのすばらしい空間が知られていない現状というのをとても残念に思っております。そこで、早期に公園のネーミングを決められないものかということを質問させていただき、また、住民だけでなく美浦村に足を運んでくださる方への周知用PRのために看板の設置ができないものかということを、2点あわせて伺わせていただきます。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長増尾嘉一君。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 林議員のご質問にお答え申し上げます。

2点ほどございました。まず、大須賀津の湖畔農村公園の件でございますけれども、さきの質問にもありましたように、大須賀津の湖畔農村公園といいますと、あそこは、実は堤防沿いに桜ではありませんけれども、植樹もされております。それから、ご案内のとおり、あそこには展望台もつくられているというようなことで、霞ヶ浦越しに筑波山が眺められるというようなことで、大変眺望のいいところでございます。

現在、職員が定期的に清掃あるいは除草等をしておりますけれども、今後とも適正な管理に努めまして、湖畔を訪れる方々の憩いの場所として、適正に村が管理をしていきたいと、また、PRもしていきたいというようなことで考えております。

次に、馬掛のロードパークの上の公園のネーミングと看板の設置の件でございますが、馬掛のロードパークの上の公園につきましては、株式会社西洋環境開発から寄附を受け、村として土地の有効利用を検討している箇所であります。土地の利用が決まらない中、林議員ご指摘のように、大変眺めがすばらしいところであるというようなことから、村が一時的に整地をしまして、現在公園のような形で利用をしているというようなことでございます。

したがいまして、公園のような形で一時的に利用しているところを、正式に公園として名称をつけて、さらに看板を設置をするということが、例えば新たな土地利用が決まったときに、そのことがその土地利用の妨げにならないとか、そういうことをちゃんと考えていかないといけないと思います。そういうこともありますので、ロードパークの上の公園のような形で眺望できるようになっている箇所については、慎重に対応を考えていきたいなということで考えております。

そのこととは別に、非常に眺めがすばらしいところですので、馬掛のロードパークから、その上部に展望ができるような場所が上にあるんですよというような案内の看板、これを、公園の名称を正式につけるとか、正式な看板を設置するということとは別にしまして、そういう案内の看板の設置は検討していてもいいのかなというようなふうに感じております。正式な名称とか公園の位置づけとは別にして検討をしてまいりたいと考えております。

また、質問の趣旨とは若干ずれるかと思いますがけれども、本年度、美浦村の光と風の丘公園の直売所の前に、かなり大きな美浦村の観光案内板がございました。それが風であおられたりして、現在のところ取り外してあるんですけれども、そこに新たな観光の案内板を設置をしたいと考えております。また、あわせて、村内の各公園でありますとかサイクリングコース、休憩所等にもその看板の縮小版のようなものを設置をしまして、美浦村のすばらしさ、美浦村を訪れる方に、美浦村のすばらしさ、いいところがこんなにいっぱいあるんだよというようなところを大いにPRをしていけたらなというようなことで考えております。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） ただいま、前向きな答弁をいただけたかと思います。案内板の設置をしていただけたということで了解いたしました。

一つ目、大須賀津の湖畔農村公園なんですけれども、せっかく展望台に上りましても、何もございません。それで、立って眺めて、あつと言う間におりてしまうというのが現状でございます。とてももったいないんですね。ですので、これは要望なんですけれども、テーブル・椅子等の設置をしていただければ、よりそこでゆっくりと景色を眺められる空

間となり、また今以上に、来られた方がくつろぎ、親しまれる公園になるのではないかと考えるわけであります。ですので、テーブル・椅子の設置の要望をさせていただきたいと思います。

また、ロードパーク上の施設に関しては、部長の答弁で、新しく名前をつけるのではなく、いろいろな利活用ができるためにネーミングを避け、ロードパークと一体型の施設としてしっかりと、ただ、上にこれだけ眺望のいい場所があるという看板をつけていただけるということで、多くの方がまた、そこを眺め、美浦村で憩い、また次のところに行くというような、すてきな場所に工夫されるということを楽しみにしておりますので、今後もそのアピールのほうをぜひ進めていただければと思います。この2点の要望に対しては、随時進捗状況を伺わせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問をさせていただきます。

笠間市にあります「永遠の0」ロケ地となりました筑波海軍航空隊記念館は、戦争経験者の方々のご協力をいただき、本年5月にリニューアルオープンをいたしました。私もそのイベントに参加をさせていただき、いろいろと状況を伺わせていただいてまいりまして、驚くことに毎日、毎日100名以上の方が来場されているということです。

本村の国立病院跡地は国有地でありますけれども、戦後の近代遺産継承施設としてとても重要な役割を果たす施設と伺いました。あと2年で戦後70年の節目を迎え、戦争経験のない世代が、まさに次の時代の継承者であります。歴史的事実や戦争の悲惨さを知らなければ、本当の意味での平和な社会を築くことはできないと、記念館周辺の戦争体験をされた方が言われていたそうでございます。その言葉がとても耳に残りました。

それで、難しいことを認識した上で要望させていただくわけですが、国立病院跡地内施設の活用の提案をさせていただきますので、村長の見解をお尋ね申し上げます。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、林議員の鹿島航空隊の跡地なんですけれども、実はそういう遺構がまだ残っております。笠間の筑波航空隊、「永遠の0」でしたっけか、映画化されました。かなり注目を浴びてという部分もありましたけれども、阿見町の予科練平和記念館というのもそういう意味で結構訪れる方が多いという話は聞いておりますけれども、実は大山のあの地域も、かなり注目がもとはあったので、大学の教授が来て、これは残すべきだというような話をして調査がありました。カタパルトとかいって台から飛ばす飛行機の発着があったみたいなので、これは復元して残すべきだという話があって、実は村であの地域の調査をした経緯があるんですよ。「ぜひこれは残していきたいので」という話をしながら大山地区のいろいろな意見を聞こうと思ったら、これがとんでもない、その地域の人に怒られてしまって、「お前は戦争のこと、知っているのか」と。「実は、うちのはあの中に家があったんだと。それを強制的に外へ出されて、戦時中、えらい体験もしたし、煙突を見るたびにそういう嫌なことを思い出す。あんなもの建てておかないで壊し

てくれ」という話をされました。

ですから、関東学院大学の先生だと思いましたが、その先生が来て、美浦村にも来ていただいて、そういう戦争の遺構的な部分は残してという話があったんですけども、先生には地元の意見を聞いたら、とんでもない、そういうことには賛成できないということで、話はそこで、残そうという部分については、村としては踏み込めないというところで、その先生も、残念ながらということでその後は話が続いていかなかったということになります。

ただ、今の残っている4町歩ちょっとのほうには、石でつくった建物がありますし、いろいろなボイラーの設置、煙突、それから今、太陽光をやるほうには建物が一つ残っておりまして、そのほかにも防空壕跡地があったり、朝礼台があったり、いろいろな施設がまだ残っているんですが、そこまで壊さなくても、今回事業はできるということで、村が取得したので、別に壊すということはしないで、そのままそれは残しておいたまま、事業は進められるということで、別に壊す意味もないので壊さないでいこうという、今の事業の中ではそういうふうにしてございます。

なかなか、その辺をまだ元気でいらっしゃいますので、私のほうから議員おっしゃるような、阿見町でもやっているし笠間市のほうでもやっているしという部分で、私たちは戦争を美化するんじゃないってといういろいろな、そういう事実として後世に伝えるという、二度と戦争には戻らない、起こさない、そういう意味でも、戦争を知らない人たちが、こういうものがあったんだという歴史的な部分は伝える必要は、私はあってもいいのかなというふうに私も思っていたんですけども、その当時を知っている、その当時のそこで働いたり何かした嫌な思い出を持っている人は、目に映るところにはないほうがいいという考え方がありますので、いかんせんこの考え方は、私が幾ら説明しても納得はしていただけない部分でありまして、それ以来、その方には残そうという話は一切してございません。

そういう意味もありまして、もっと理解を深めて、違う意味でそういう戦争当時の遺構をそのまま残せるような時期が来ればまた別なんですけれども、そうでない間は、村として、そういう経験をした人に「考え直してください」とは申しわけないけれども、私のほうは一度やっておりますので、今の時点では働きかけはちょっと無理なのかなというふうに思っております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） 村長の並々ならぬ当事者の方との語らいの中で実感をしたそのつらさ、伝わってまいります。ですので、私もその気持ちは了解をしたいと思います。また、認めていかなければいけない、当事者でなければわからないつらさであったかと思います。

これは長崎や広島でも同じですし、また3.11の震災でも同じです。何の悪いこともしていないのに、身内、親族、知人を亡くすということは、とても切ない部分であるし、記憶から消せないものであるということは認識はさせていただいております。

ですので、余計強く求められないところでつらいんですけれども、ただ、先日皆さんもニュース等で伺っているかと思うんですけれども、戦争の語り部の方に中学３年生の子が「死に損ない」などと、そんな本当にちょっと涙が出てきちゃうんですけど、心ない残酷な言葉を平気で投げかける子どもたち。こういう子どもたちが今後、次の日本を担っていくわけです。そう思ったときに、今、その子どもたちに戦争の悲惨さを伝えてあげられるのは、今、生存されている方々にしか語れない残酷さだと思います。

ですので、村長も同じ思いであるということは、ただいまの答弁でわかったわけなんですけれども、少し時間を置いてでも、その方々とまた語りながら、その方にしかできない働きかけ、その方にしか語ってもらえない内容というのがあるんです。人伝えのものというのは、なかなか心までは通じません。また、私も語り部の方のお話を伺ったことがありますけれども、その当事者だからこそ伝わる悲惨さというか、心を打つものがございます。ですので、その役割をぜひ、その方にも担っていただけたときが来るのであれば、ぜひ、そういう働きかけを時間をかけてでも働きかけをしていただき、先ほど来ありました「旧友部町にもあります。阿見町にもあります」とありました。でも、美浦村にしかない施設なんです、実は。旧友部町の人でも阿見町の人でも、あそこにはない施設が美浦村にある。すごく貴重な資源であると、もったいないことであると、価値のわかる人はそう言っています。

ですので、その方々の思いも、別にイベントを設けて、「楽しく、おもしろく」と言うつもりはさらさらございません。やっぱり後世に、原爆を投下された日本であるからこそ、平和を世界に向かって訴えられる唯一の国でありますので、何とかその役割を担った、後世の子どもたちの教育の一環で、こういう働きかけというのは、美浦村にしかできない施設で、美浦村にしかできない施設運用の仕方というのがあると思います。長年、手を入れていない老朽化されている施設ですので、手を入れることに対してもまたお金もかかり、大変かとは思いますが、何とか歴史資産の運用ということで、できれば今後、じき、なるべく語っていただき、少しでも早い時期に実現することを強く要望いたします。

また、さらに、もし万が一その時期が来るときには、笠間市にあります筑波海軍航空隊のプロジェクト実行委員会の方々が、その自分たちがやったノウハウ、あそこも本当は取り壊しというところを押さえて今、運用して、土地も笠間市の土地でございます。上の部分だけ借りております。ですので、そういうふうな施設運用のノウハウをぜひ協力させてくださいという言葉もいただいておりますので、何とかその時期が来たときには、その方と、一からやるのは大変なことです。ですので、ノウハウの活用をさせていただき、今ある環境や資源を最大限に生かした、豊かな自然と歴史をめぐるまちづくりの美浦村を形成していただくために、この施設のことも、ぜひ、ここで終わらせるのではなく、前向きに検討していただきたいということを要望いたしますが、最後にその点だけ答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それにつきましては、別に倉庫を解体をしてなくしてしまうということではなく、今生きているうちにその話ができるかどうかはわかりまんけれども、そういう時期が来たときには、そしてまた、もう村のほうで取得したほうは、別に壊すということは考えておりませんので、また、反対側の建物が建っているほうと横型ボイラーと煙突があるほうもまだ財務省が持っておりますので、村として、いろいろな今、事業的な部分も模索しながら、ちょっと近隣市町村との、一緒にやっ払いこうという部分を一緒に協議している中で、そういう敷地が活用できるというときには、村としても取得をしながら、そのときにどのように使えるかというのは、そのときに少しかう、なればというふうに思います。今まだ元気でいらっしゃいますので、その辺は時期が来ないと、何とも私も、一度話したのにお前はまたそのことを忘れたのかと言われますので、その辺は時期が来たときにはそういうような歴史の資産として、村の中で伝えていけるようなものができれば、議員おっしゃるような歴史資産として、そこにずっと守られていくのではないのかなというふうに思っております。そうなることを期待しててください。私のほうも、そうなるかどうかはここではっきりは断言できませんけれども、村としては壊すつもりは今のところはあります。

○議長（下村 宏君） 以上で、林 昌子君の一般質問を終了します。

ここで、会議の途中でありますが、暫時休憩いたします。

4時25分に再開をいたします。

午後4時17分休憩

午後4時25分開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、沼崎光芳君の一問一答方式での一般質問を許します。

沼崎光芳君。

○14番（沼崎光芳君） いよいよ最後の8人目の一般質問ということで、皆さん大変お疲れだと思いますが、最後までお付き合いのほど、よろしくお願いをしたいと思います。それでは、私のほうから一問一答方式によりまして一般質問のほうをさせていただきます。

まず1点目ですが、電気事業会計についてお伺いをいたします。

平成24年7月から、再生可能エネルギーの固定価格買取制度というものが始まりまして、全国的に太陽光発電事業があちらこちらで計画、建設が始まってきたところでございます。

我が美浦村におきましても、先ほどの同僚議員から質問がありましてとおり、今年度、平成26年度新規事業として太陽光発電事業、メガソーラー事業を村単独で行うということで決定をいたしました。村執行部そして議会、そして村民も皆さん、大きく期待をしているところだと思います。

このメガソーラー事業、3,020万円で財務省の土地を買いまして、約3.6ヘクタール、1.9メガワットの太陽光発電事業、想定年間発電量、約223万キロワット、20年間の平均想定売電収入、約7,850万円（税抜き）の売電収入が得られるということです。20年間の総収入は、23億4,200万円を見込み、用地費や工事費など事業に絡む支出は16億5,000万円、最終的には、6億6,800万円の黒字になると。

その黒字をもとに今後村では、個人住宅の太陽光発電の補助制度や収入の一部は公共施設の電気代に充てるということで、先日の6月5日の新聞報道で発表をされたところでございます。

この発表と、今回私が費用対効果ということで質問させていただきましたが、執行部のほうから、収支計画ということで資料があります。美浦村としてのこの報道とあわせて、見解のほうを聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） それでは、沼崎議員ご質問の電気事業会計につきましてお答えを申し上げます。先ほど中身として、メガソーラー事業の費用対効果といった部分を先にご説明をさせていただきます。お配りいたしました美浦村メガソーラー事業費の収支計画に基づき、ご説明を申し上げます。資料をごらんいただきたいと思います。

最初に収入でございますが、今年度につきましては、建設工事がございますので、建設費用には地方債を充てることといたしまして、7億2,300万円を計上させていただいております。

収入の基本となります売電収入につきましては、株式会社日電で想定いたしました発電量に1キロワットアワー当たり、税抜きで36円をかけたもので、計算をしております。

発電量は、毎年の想定発電量で計算しておりますが、年平均で約220万キロワットアワーとなり、20年間の合計につきましては、一番右側に記載をしておりますが、売電収入は、税抜きで約15億3,000万円とし、収入合計で約24億4,000万円を見込んでおります。年間220万キロワットアワーの発電量につきましては、一般家庭にいたしますと、約600世帯分の消費量となり、本村の約1割の世帯の消費量を賄える計算となっております。

次に、支出でございますが、初期費といたしまして、今年度に太陽光発電システム設置費用、パワーコンディショナー費用、東電に支払います電力連系費用と変電設備負担金、設計費等で、約7億2,000万円を予定しております。初期費の中で平成36年度のパワーコンディショナー費用8,250万円につきましては、パワーコンディショナー3台を交換するための費用となっております。

また、初期費の下の方の年間運営費につきましては、20年間の合計で、法定点検と主任技術者の人件費で約5,000万円、メンテナンス費用で約3,700万円、除草費は人力での刈り取りで約5,700万円を見込んでおります。

消費税につきましては、平成27年度に約5,200万円還付になることを見込んでおります

が、全体で約7,400万円の納付としております。

地方債の返済は約8億7,000万円、その他損害保険料や諸経費を見込み、支出総額を約19億7,000万円と見込んでおります。

収入支出差引額といたしましてはパワーコンディショナーを交換します平成36年度が単年度で赤字になる見込みでございますが、全体で4億7,000万円の収益を見込んでおります。

次に、収益の使い道でございますが、事業費として、施設の撤去費用積み立てとして20年間で約1,500万円、このメガソーラー事業開始の目的でもあります家庭用太陽光発電補助金を毎年度500万円交付することといたしまして、総額約1億円、20年間の収支といたしまして、約3億5,000万円の収益を見込んでおります。

資金運用といたしましては、設備が新しく、発電量の多い平成27年度から平成29年度に地方債が元金据え置きで利子分しか償還しないことから発生いたします約2億円を、留保資金といたしまして電気事業会計を運用していくようになると予定しております。

次に、管理運営方法についてでございますが、設備の維持管理は日電に委託することとなります。太陽電池の監視装置につきましては、パワーコンディショナー単位での監視を予定しておりましたが、実施設計において、ストリング単位の監視で設計することとしております。簡単に申し上げますと、施設全体の太陽電池の異常を3分割で監視しようとしていたものを、約400分割で監視することとなり、異常が発生した場合の故障箇所の発見や補修が速やかに行えることとなり、発電量の確保に役立つこととなります。なお、監視装置の情報は、インターネット回線で日電が常時監視するほか、役場に置くこととなります監視用パソコンからも見るようにいたします。

また、除草作業につきましては、当面人力での除草で計画しております。羊や山羊を使った除草や防草シート等の除草方法につきましては、メガソーラー事業自体が新しい事業でございますので、どの施設でもはっきりとした実績があらわれていないといったことから、他の施設の実績等を見ながら、将来的に導入するかどうか検討をしていきたいと考えております。

ご説明は以上となります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（下村 宏君） 沼崎光芳君。

○14番（沼崎光芳君） ありがとうございました。

新聞報道の数字で私は説明をしたんですけれども、部長のこの収支計画の数字でいくと2億ぐらい違うのかなということで、新聞を見ている村民の方々は、ああ、こんなにもうかるんだということで勘違いする方もいるんじゃないのかなというふうに思います。

話を聞いていると、全てバラ色という形で聞いていると思うんですけれども、先日、国のほうで電力の小売り全面自由化ということで、2年後始まるということで、これからは東京電力だけじゃないよという形になっていくと思います。そういった中で今、村のほう

では36円で計画をしておりますが、この固定価格買取制度というのは、パンフレット、ガイドブックにも書いてありますけれども、著しい経済の変化があったときには金額は変わるかもしれないということで書いてあります。そうなったときに、今の計画は計画として、やはり午前中、石川議員のほうからありました、株式会社日電さんがプロポーザル契約で6億7,000万円ということで決定はしておりますけれども、やはり工事費もしくは管理費などについては、かなりの圧縮をしていかないと、そういったときの対応というのができないのではないのかなと。

また、今、除草費のほうは20年間で5,700万円ということで、手刈りで刈りますよということで言われましたが、やはりこの辺に関してももう少し圧縮をしていかないと、全ての面ですよ、例えばの話を言いましたけれども、圧縮をしていかないと、最初の計画どおりいくというのはまずあり得ないと、私は思いますので、ぜひともその辺のことを7月に先ほど説明ありましたけれども、日電のほうから設計のほうが上がってくるよということで報告を受けております。全協の中でも私、申し上げましたが、当然議会のほうに説明をしていただいて、議会のほうから提言があれば取り入れるようにということです、先ほどは部長のほうで、もう除草で決まったんだからということで説明でしたけれども、ぜひともその辺は改善をしていただけるよう要望したいと思います。

次に、管理運営なんですけれども、関連なんですけれども、今回、当然プロポーザルということで、日電にもう決定をしましたので、当然12月22日ですかね、プロポーザルの結果を見ると、12月22日からは発電開始ということで、予定はされていると思います。それに向けて今後、設計、計画、施工がされていくと思うんですけれども、当然工事のほうに入っていくと思うんですけれども、この工事に当たっては現在、太陽光が始まったころは施工的にはなかなか難しいということで業者がいなかったんですけれども、今は施工的にも値段的にも安くなってきて、金額的にも安くなってきて、早く言えば村内業者、建設業者、電気業者がいますけれども、その人たちでも十分下請け工事ができるということで、地場産業の育成の観点から見ても、やはり7億という事業ですから、地域に貢献、地域の活性化という意味では、今回設計を日電さんがやると思いますけれども、その中に組み込んでいけないのかということで、ちょっとその辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの沼崎議員のご質問でございます。

これにつきましては、プロポーザルを実施した中で、様式の中に例えば資材調達に対しての地元企業への経済波及効果に関する提案だとか、あとはメガソーラーの設置に際しての地元企業との連携に関する提案、それからメガソーラーの維持管理に際しての地元企業との連携に関する提案ということで、様式を三つほどその中に盛り込んでございます。その中で日電のほうも、この美浦村の地元業者を活用することで地域還元が期待できますというような内容でここであっておりますことから、これは地元企業活用をしていただけ

るものだということで考えております。

また、そのほかにも、建設中の飲食、雑貨用品等も地元企業を活用するだとか、あとは、パネル清掃や草刈り等、地元の業者や地元の方々とタイアップをしながら、設備の運用にじかに当たりたいとそういうような内容で回答を得ておりますので、それは十分に考えてくれるものと思っております。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 沼崎光芳君。

○14番（沼崎光芳君） ありがとうございます。日電のほうがそういうふうに仕様書にプロポーザルのときに書いてあったので、日電のほうでちゃんと考えてくれるだろうという部長の答弁だと思いますが、やはり入札というか、そういう中では、決定したら、あとは向こうの範疇でやることなので、大概、村のほうで使ってくださいよといっても、できるだけのということで、その辺で終わってしまうことが通例ですので、ぜひともその辺については、まだ設計の段階ですので、強く村のほうから要望をしていただきたいと思います。

それと、この前の全協のときに、皆さんに事業計画図ということで、資料のほうを提出をしていただきました。全体図ですので、これからまた詳細なものができると思うんですけども、トイレやモニターや展望台、朝礼台ということで施設ができております。これはフェンスで全て囲ってあるんですけども、実際のところは住民といいますか誰でも中に入れるような形になるのか、その辺ちょっとお伺いしたいんですけども。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの沼崎議員のご質問でございます。

ここの電気事業を行う箇所につきましては、全面フェンスで覆わせていただいております。それと、あと見学の場合はそこをあけられるような形にして、中に鍵で操作をすると。鍵をかけてふだんは入れないようにするというようなことで考えてございまして、そして、中の展望台とトイレ等につきましては、見学者用のものとして、当初はここをエレベーターということで考えて、最初の段階ではそういうことであつたわけですけども、これにつきましては、展望台については、全体が見渡せるような高さを確保するというようなことで考えております。

それと、ここにある朝礼台については、古い当時の鹿島海軍航空隊当時の朝礼台といったところで、これはそのまま残すといったところで考えております。以上でございます。

○議長（下村 宏君） 沼崎光芳君。

○14番（沼崎光芳君） ありがとうございます。見学者に関しては、事前の申請をして、見学したいよということであれば、見学をさせていただけるということですね。ありがとうございます。

それで、この太陽光発電事業なんですけれども、プロポーザルのときに大規模災害時の拠点ということで蓄電池を整備をしまして、災害時にはその電源を供給できるということ

で、プロポーザルのときには日電のほうで書いてあるんですけども、これはどのような形、規模になるのでしょうか。

○議長（下村 宏君） 総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） 防災の発電設備とここに書いてございますけれども、これがそのパネルとなつてございまして、事業計画、これは10キロワットを想定してございます。10キロワットの蓄電池をそこに置くというような形で想定してございます。

〔「どのくらい賄えるのか」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 10キロワットというと、100ボルトで使うと100アンペア、ドライヤーの大きいのは1キロワットからあるやつもあります。ですから、ドライヤー1キロワットのものと10個使える。ドライヤーが1キロワットのものと。

あと、ホットプレートとかいろいろな部分もあるとすれば、そのワット数がどのぐらいのワット数があるか。1キロワット、10キロワットですから10台使えますよと。発電機が大体、簡易な発電機は3キロワットぐらいの発電機なので、それが三つぐらいは十分使える。照明でいいますと、100ワットのやつが100個。今は普通の電球はもうないので、ほぼLEDになっているので、今は半分から3分の1ぐらいの容量なので、2倍から3倍ぐらいは使えると思っていただければ大丈夫だと思います。

○議長（下村 宏君） 沼崎光芳君。

○14番（沼崎光芳君） 村長、ありがとうございました。

この地域は、同僚議員のほうからありましたとおり、隣が防災拠点ということで、そういう位置づけになっていまして、当然やっぱりそういう大規模災害があったときには拠点となり得るところだと思うんですけども、この位置的なものもそうですし、規模的なものもそうなんですけれども、先ほど言ったように金額的なものを見直すことによって、10キロワットではなくて、もっと大きなものにかえるだとか、やっぱりそういったことも考える必要があるのではないのかなと私は思うんですが。

いずれにしても、設計が上がってきてからということなので、それを見直しをして、議会のほうにもちゃんと説明をしていただいて、せっかくやるものですから、いいものをつくっていただいて、20年後先ですからね。ここにいる方が皆さん、生存しているとは限りませんので、未来に責任の持てるような施設にさせていただいて、今後、この前の全協のときにも説明がありましたように、屋根貸しだとかと言ってソーラーのほうにどんどんシフトしていくでしょうから、その辺も踏まえて、ぜひいいものをつくっていただけるように、みんなで協議しながらつくっていただきたいと思います。

それでは、太陽光電気事業会計については、以上にしたいと思います。

○議長（下村 宏君） 沼崎議員、ここで少しよろしいでしょうか。

会議終了時間が午後5時に近づいてまいりました。ここでお諮りをいたします。

議事の都合によって、本日の会議時間をあらかじめ延長したいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間を延長することに決定をいたしました。

続いて、質問をお願いをいたします。

○14番（沼崎光芳君） ありがとうございます。

それでは、二つ目の質問に入っていきたいと思います。

江戸崎地方衛生土木組合についてということで質問をさせていただきます。

私も、江戸崎地方衛生土木組合の組合議員として派遣をされているわけではありますが、あえてこの美浦村議会のほうで副管理者であります中島村長のほうに質問をさせていただきたいと思います。

稲敷市・美浦村で構成する江戸崎地方衛生土木組合のごみ処理施設は、平成元年9月に竣工し、平成13年・14年度には、ダイオキシン類発生抑制対策として、排ガス高度処理施設整備工事によって改修工事が行われ、現在に至っています。既存の焼却施設は稼働後から24年が経過をし、老朽化が進んでまいりました。また、既存の不燃物・資源化施設、破碎選別設備を有していなかったため、ごみ処理施設及びリサイクルセンターとして施設更新を計画し、実行をしてきたところでございます。

ごみ処理施設・リサイクルセンター基本計画、先日議会のほうには江戸崎地方衛生土木組合のほうから説明に来ていただきましたが、そのリサイクル基本計画が策定をされまして、平成35年度完了に向けた計画が進行をしてまいりました。

そのごみ処理施設・リサイクルセンター基本計画、その中で、循環型社会形成推進交付金制度というものを利用する方向で、この計画はつくってあるんですが、その交付金の対象となる余熱利用に関して、この基本計画の中には具体的に文言が記されておりません。計画本文中には、本組合の熱量方式は、蒸気・温水等の熱量または発電による熱量となっておりませんが、施設整備検討委員会の中でもこの件に関しては意見が出され、江戸崎地方衛生土木組合の事務局の答弁としては、管理者、そして副管理者等と検討するという答えで終わっていたということで記憶をしております。

そこで副管理者であります中島村長に、この熱量に関してどのようにしていくのかお考えを伺いたいと思います。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、江戸崎地方衛生土木組合の焼却炉の改修工事なんですけれども、これについては実質、施設整備検討委員会というのが地域の代表も踏まえて協議会ができております。その中でいろいろな方法も含めて今、検討している。大体検討としては、もう最終段階に来ているんですが、衛生土木としては、補助率を2分の1か3分

の1か。高効率の余熱利用発電をするのであれば2分の1、そうじゃないものについては3分の1ということで、なかなか2分の1をもらうためには、ちょっとハードルがきついという部分があります。その辺を高効率になるのには、中身が今度12%以上という利用があったんだけど、今度は15.5、この前の控室の中でも皆さんに、事務局長と総務課長が来てちょっと説明をされましたけれども、その辺のところの余熱利用の部分が、何を使えばそうなるかという部分では、一番効率的にいいのは、発電をするというのが、その15.5もクリアできるかなというところにいます。でも、施設整備検討委員会の中には、公益社団法人全国都市清掃会議の説明する焼却炉の建設に関して、国の機関の方も検討に入っただいております。協議の中には。

やっぱりその全国をつくって、またいろいろな計画に携わってきている団体なので、いろいろな意見を頂戴しながら進めているので、江戸崎地方衛生土木組合に関して一番いい条件はどれかという部分を提案もいただいております。実質、60トンいかないんですね、日量。災害が起きたときということも踏まえて、日量70トンという無理な、無理というか、70トンまで引き上げていただいて、何とかクリアしていこうという部分で、発電量を12%か15.5%に新たに変わった部分をいかに利用できるかという部分を今模索しているところなので、2分の1の補助と3分の1の補助だと13.3%ぐらい変わってきますので、その辺は15.5%の利用をして、2分の1をいただきたいというのが、稲敷市にとっても美浦村にとっても負担が小さくなるというふうに考えているところなんです。最悪3分の1の補助であってもこれは、私は稲敷の市長の考え方とちょっと熱の利用の考え方で違う部分があるんですが、発電もしながら、できればその熱利用で温水の圏域、稲敷市と美浦村の住民がちょっとした温水の施設に使用できるような設備も踏まえて、でき上がればいいのかなというふうに私は思っているんですが、無駄な経費はかけたくないというのが稲敷市の考え方なので、できるだけ投資を少なくしていこうという部分は、稲敷市のほうでは見えているので、実際、沼崎議員もこの前いたかもしれませんが、学校関係、美浦村では中学校にはプールがなくなりまして、小学校のそれぞれ三つのプールももう老朽化してきて、修理しないと使えないという部分にだんだん入ってきました。

ところが、稲敷市では、新利根に学校をつくったときには、プールまでつくったということで、これから統合の小学校も中学校も多分稲敷市はつくっていく上で、プールまで込みでつくっていくのか、それとも無駄な投資をしないで、圏域の江戸崎地方衛生土木組合の中で、そういう余熱利用したものを利用できないかという話はしているんですが、なかなか、江戸崎地方衛生土木組合に投資は余りしたくないというのが稲敷市の財政課の考え方だと、私は思っております。

そういう意味では、市職員とか学校の子どもだけじゃなくて、稲敷市と美浦村の圏域住民合わせると6万2,000人ぐらいになるのかな、その人たちの龍ヶ崎市でいうと「湯ったり館」みたいな部分ができれば、少しは圏域の住民の憩いの場にもなり得るのではないの

かな。そういうものを美浦村だけでつくる、稲敷市だけでつくるとなると、もっと負担額が大きくなるであろうというふうに思いますので、これから高齢化に向かって、できればそういうものを構築していただければ、結構利用される方は多いのではないのかな。

そういうふうな余熱の利用方法というのは提案もしていきたい。ですけれども、美浦村だけが提案しても、なかなかできない部分なので、その辺は施設整備検討委員会の意向を、今度は江戸崎地方衛生土木組合の議会の中で、ぜひそういう声が大きくなれば、稲敷市でもある程度、じゃ、それに沿って、施設整備検討委員会でもそういう方向性、江戸崎地方衛生土木組合の議会の中でもその方向性、ということになれば、多分稲敷市もその方向にかじを切っていただけるのかなというふうには思っております。

単独で美浦村がつくるよりは、よっぽどその余熱が一番身近なところで利用できるという部分は、ぜひ、こういう改築するときじゃないとなかなかできません。また新たに、その完成した後につくるというのはなかなか難しいので、この改築して新たに設備するときの条件としては、ぜひ入れ込んでいきたいなというふうに思っております。

○議長（下村 宏君） 沼崎光芳君。

○14番（沼崎光芳君） 答弁ありがとうございました。

はっきり言いますと、村長のその温水利用については、屋内プールということで、施設整備検討委員会の中でも話はあったんですけれども、やはり村長が言われるように、美浦中学校でも年間120～130万円、多分バス代と施設の利用で村外の、守谷市の「ジョイフル」にわざわざというか、授業の一環としてお金をかけて行っているんですけれども、この状況というのは美浦村ばかりではなくて、お隣の稲敷市でも同じような形でやっているということで聞いております。

今、稲敷市も議会をやっていますけれども、一般質問の中でも先ほど村長が言われた稲敷市のプールをどうするかという方針についても、一般質問の中で問われた件がありました。やはり同じごみ処理を稲敷市と美浦村でやっている中で、同じ問題を抱えているということで、この件に関しても、経費はかけたくないと言いながらも、やはり必要なものではないのかなと私は思います。

また、先ほど村長が言ったように、高齢者の皆さんが、やはり介護が必要になる前に、健康づくりという面では温水を利用したプールで運動というのは、かなり前から注目をされていて、旧大洋村の「とっぷ・さんて大洋」でも早くから取り入れられて、成果は上げていると思います。

村長、先ほど言われたように、こういった機会でなければ、なかなか村単独でプールをつくりましようと言ってもできませんので、まだ、この前も江戸崎地方衛生土木組合の事務局長も言っていましたけれども、この件に関してはじっくり検討するということで、そういう機運が高まれば、なっていく方向になるんじゃないですかという話もありましたし、ぜひともやはり箱物をつくっても、住民の方から「利用する人がいないんじゃないか」な

んて言う人がいますけれども、こういった施設は6万人の人口がある中では、一つぐらいあっても十分スケジュール等を調整すれば、もしかしたらいっぱい利用できないようなぐらい利用はされるのではないかなというふうに思いますので、ぜひとも美浦村のほうとしては、組合議員として私と椎名議員が行っています。そして、副管理者で村長が行っていますので、統一の見解として、ぜひともそういった方向でちょっと話を進めていって、先ほど言われましたように、江戸崎地方衛生土木組合の議会のほうでも、美浦村としての立場で意見を言ってきたいと思いますので、ぜひとも議会に諮る前の検討というのは、管理者と副管理者でやるよということで、江戸崎地方衛生土木組合のほうで何かこの前言っていましたので、その辺に関しても、議会に上がってきたときには、もう決まっていたよでは困ってしまいますので、ぜひともその辺を村長のほうに見解を伺いたいんですけれども。

○議長（下村 宏君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） この件については、管理者と副管理者で決定できる問題ではないと思います。まず、地域の人を巻き込んでの施設整備検討委員会というのがありますので、ここを無視して管理者、副管理者で決めるということは、これはちょっと不可能である。施設整備検討委員会の大筋なものが上がってきて、議会で否決されれば、それはだめなものなんですけれども、でもその上がってきたものの中で修正をしながら議会が承認をすれば、これは管理者と副管理者で決めるという部分じゃないです。やっぱり議会の意向という部分は、稲敷市でも美浦村でもそれは同じ部分で、一部事務組合でも、それは議会の意向は無視はできません。

ですから、美浦村からは代表で2人、沼崎議員と椎名議員が行っておりますけれども、稲敷市のほうからも6人の議員がおります。ですからその辺、同じ美浦村と環境が同じというふうに認識している稲敷市の議員がいるとすれば、ぜひ考えは同じ中で方向性をつくっていただければ、幾ら管理者が稲敷市の財政がだめだと言っても、それは重要視するのは地域から代表で上がってきた施設整備検討委員会の意見と、そして議会の意見がそろえば、これは管理者であれ副管理者であれ、そして、市村の財政がどうのこうの言っても、どちらの意見が通るかという部分はおのずとわかると思いますので、その辺の意見の集約は、稲敷市も同じような悩みを抱えているのであれば、ぜひ議員のほうでまとめていただいて、その方向性を出していただければ、早目に施設整備検討委員会の最後の答申として上げてもらえるような部分は、「熱量はそういう地域の人がある一つの憩いの場、そして健康のバロメーターとして利用できる」という部分をつくれるような環境にご協力いただければありがたいなというふうに思っております。

○議長（下村 宏君） 沼崎光芳君。

○14番（沼崎光芳君） ありがとうございます。前向きな答弁と受けとめたいと思います。

日量70トンということで、この前、江戸崎地方衛生土木組合のほうからも説明がありましたけれども、大体トン8,000万円ぐらいの建設費ということだったので、七八、五十六ということで、50～60億円の計画なんですけれども、その中で、じゃあ屋内プールをつくりました。スポーツジムをつくりました、といっても、その一部は、先ほどの交付金もありますし、その部分は交付金の対象にはならないかもしれないですけれども、やはり一村でやるよりは稲敷市と一緒にいいものをつくって、今まで言われてきたごみ処理場は迷惑施設という位置づけでございますけれども、施設整備検討委員会で視察に行きましたけれども、やっぱり今の新しくつくったごみ処理場はそういう迷惑施設というイメージはもう払拭されて、住民が集まる健康センター的なものをつくっているところもありますし、そういうスポーツセンター的なところをつくっているところもあるので、ぜひとも高田地区なんてなかなか一般の人は、ごみを捨てに行く人、何か用がある人しか行かない地域ですので、今回、計画では5,000坪でしたっけ買い増しするんですよね。そうやって規模も大きくなるということで、また、稲敷市のほうで江戸崎地方衛生土木組合に来る道も拡幅工事を計画しているよということで、どんどんあの地域はよくなっていくと思いますので、ぜひともそういうところを美浦村でも大いに活用して、住民のそういった利便性の向上というもので進めていきたいと思っておりますので、ぜひともそういった形で村長のほうも動いていただければと思います。

ありがとうございました。終わります。

○議長（下村 宏君） 以上で、沼崎光芳君の一般質問を終了いたします。

これをもちまして、通告のありました一般質問は全て終了をいたしました。

○議長（下村 宏君） 以上で、本日の日程は全て終了をいたします。

本日は、これにて散会をいたします。大変ご苦労さまでした。

午後5時15分散会

平成 26 年第 2 回
美浦村議会定例会会議録 第 3 号

平成 26 年 6 月 20 日 開議

議案

(質疑・討論・採決)

- 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成25年度美浦村一般会計補正予算 (第12号))
- 議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
(美浦村税条例等の一部を改正する条例)
- 議案第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成26年度美浦村一般会計補正予算 (第 1 号))
- 議案第 6 号 美浦村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第 7 号 美浦村教育支援委員会条例
- 議案第 8 号 美浦村自立支援センターの設置及び管理に関する条例
- 議案第 9 号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例
- 議案第10号 美浦村消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する
条例
- 議案第11号 美浦村非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正す
る条例
- 議案第12号 平成26年度美浦村一般会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第13号 平成26年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(議案一括上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)
- 議案第14号 財産の取得について (美浦中学校電子黒板購入)
- 議案第15号 財産の取得について (学校給食用真空冷却機購入)
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 陳情第 1 号 公共工事における建設労働者の適正な賃金確保のため「公契約法」の早期制
定を求める意見書提出に関する陳情
- 請願第 3 号 「特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書」の提出を求める請願
(平成26年第 1 回定例会付託)

請願第 1 号 「労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書の採択」に関する請願（平成26年第 1 回定例会付託）

（意見書上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決）

発議第 3 号 特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書

（意見書上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決）

発議第 4 号 労働者保護ルール of 現行制度の維持・改善を求める意見書

閉会中の所管事務調査について

1. 出席議員

1 番	塚 本 光 司 君	2 番	岡 沢 清 君
3 番	飯 田 洋 司 君	4 番	椎 名 利 夫 君
5 番	山 崎 幸 子 君	7 番	山 本 一 惠 君
8 番	林 昌 子 君	9 番	下 村 宏 君
1 0 番	坂 本 一 夫 君	1 1 番	羽 成 邦 夫 君
1 2 番	小 泉 輝 忠 君	1 3 番	石 川 修 君
1 4 番	沼 崎 光 芳 君		

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長	中 島 栄 君
教 育 長	門 脇 厚 司 君
総 務 部 長	岡 田 守 君
保 健 福 祉 部 長	浅 野 重 人 君
経 済 建 設 部 長	増 尾 嘉 一 君
教育次長兼学校教育課長	増 尾 正 己 君
総 務 課 長	松 葉 博 昭 君
企 画 財 政 課 長	石 橋 喜 和 君
税 務 課 長	増 尾 利 治 君
福 祉 介 護 課 長	秦 野 一 男 君
国 保 年 金 課 長	桑 野 正 美 君
都 市 建 設 課 長	池 延 政 夫 君
経 済 課 長	中 澤 真 一 君
上 下 水 道 課 長	青 野 道 生 君

生涯学習課長	堀越文恵君
幼稚園長	小泉俊子君

1. 本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	飯塚尚央
書記	浅野洋子
書記	糸賀一欽

午前10時00分開議

○議長（下村 宏君） おはようございます。

ただいまの出席議員は、13名です。

ただいまから平成26年第2回美浦村議会定例会を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

○議長（下村 宏君） 直ちに議事に入ります。

日程第1 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度美浦村一般会計補正予算（第12号））を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第2 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて
（美浦村税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。
質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第4 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて
（平成26年度美浦村一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。
質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第5 議案第6号 美浦村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第6 議案第7号 美浦村教育支援委員会条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第7 議案第8号 美浦村自立支援センターの設置及び管理に関する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第8 議案第9号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第9 議案第10号 美浦村消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第10 議案第11号 美浦村非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第11 議案第12号 平成26年度美浦村一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第12 議案第13号 平成26年度美浦村公共下水道事業特別会

計補正予算（第１号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第13 議案第14号 財産の取得について（美浦中学校電子黒板購入）から、日程第14 議案第15号 財産の取得について（学校給食用真空冷却機購入）までの2議案を一括議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。事務局。

〔議案朗読〕

○議長（下村 宏君） 提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第14号の財産の取得について（美浦中学校電子黒板購入）、また議案第15号 財産の取得について（学校給食用真空冷却機購入）、一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第14号 財産の取得について（美浦中学校電子黒板購入）、1ページをごらんいただきたいと思います。

小学校につきましては、ＩＣＴ機器を学校教育に導入し、教育効果を上げることを目的に、平成22年度総務省「絆プロジェクト」の交付金を活用しまして、木原小学校、安中小学校、大谷小学校の三つの小学校で4年生以上の普通教室に電子黒板の整備を行い、現在、先進的なＩＣＴ機器環境を備えております。中学校においても同じように教育効果を上げる目的で、電子黒板の整備を現在進めております。

本議案は、美浦中学校にＩＣＴ機器の整備を行います電子黒板購入の予定価格が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定の金額を超えることから、議会の議決を求めるものでございます。6月9日に執行された入札の結果、株式会社ニューライフが613万4,400円で落札してございます。

続いて、議案第15号についてご説明申し上げます。

本議案は、学校給食用真空冷却機購入業務の契約でございますが、議案第14号と同様に、議会の議決を求めるものでございます。2ページをごらんいただきたいと思います。本議案は、食中毒防止に有効な真空冷却機を小中学校給食室に購入するものであります。食中毒防止には、食中毒菌の発育至適温度帯の時間を短くすることが重要であり、調理に際しましては、食材加熱後の急速な冷却が有効であることから、本年度、真空冷却機の購入を進めております。6月9日に執行された入札の結果、茨城アイホー調理機株式会社が820万8,000円で落札してございます。

以上、議案第14号並びに議案第15号についてご説明申し上げました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 日程第13 議案第14号 財産の取得について（美浦中学校電子黒板購入）の質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） 両2件とも、14号、15号ですか、こちらのほうの入札率……。

○議長（下村 宏君） 一つずつ。14号の。

○3番（飯田洋司君） 14号の落札率をよろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） それでは、飯田議員の質問にお答えしたいと思います。

議案第14号、こちらの落札率でございます。63.11%です。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第14 議案第15号 財産の取得について（学校給食用真空冷却機購入）の質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

飯田洋司君。

○3番（飯田洋司君） 先ほどちょっとお伺いしましたけれども、議案第15号の落札率を

お伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） それでは、議案第15号の落札率を申し上げます。落札率、98.7%でございます。

○議長（下村 宏君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 暫時休憩の意見が出ております。

ここで、10分ほど休憩をさせていただきます。10時35分、再開とします。

よろしくお願いいたします。

午前10時25分休憩

午前10時38分開議

○議長（下村 宏君） それでは、会議を再開いたします。

○議長（下村 宏君） 日程第15 陳情第1号 公共工事における建設労働者の適正な賃金確保のため「公契約法」の早期制定を求める意見書提出に関する陳情を議題といたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、羽成邦夫君。

○経済建設常任委員長（羽成邦夫君） 陳情第1号 公共工事における建設労働者の適正な賃金確保のため「公契約法」の早期制定を求める意見書提出に関する陳情の審査の結果をご報告申し上げます。

経済建設常任委員会は、今定例会において当委員会に付託されました陳情第1号を審査するため、6月12日午後2時より委員会を開催いたしました。

この陳情書は、提出者、茨城県建築連合会、県南ブロック組合協議会代表、村田博史氏

です。この陳情の背景には、バブル崩壊後、公共工事が半減したことによる建設業者の労働条件の悪化が考えられます。ただし、この問題については、ここですぐ結論というのは非常に難しく、内容を精査したほうがよいという意見が委員より出されました。

採決の結果、陳情第1号 公共工事における建設労働者の適正な賃金確保のため「公契約法」の早期制定を求める意見書提出に関する陳情につきましては、継続審査とすることに決しました。当委員会の決定に対しましては、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（下村 宏君） 委員長の報告が終了いたしました。

これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は、閉会中の継続審査とすることです。

この陳情は、委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第16 請願第3号 「特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書」の提出を求める請願（平成26年第1回定例会付託）を議題といたします。

請願第3号は、本年第1回議会定例会において、総務常任委員会の閉会中の継続審査としていたものであります。今般、委員長から、請願第3号の審査終了の報告を受けております。委員長の報告を求めます。

総務常任委員長石川 修君。

○総務常任委員長（石川 修君） それでは、第1回議会定例会において請願されました請願第3号 「特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書」の提出を求める請願が、継続審査となっておりますので、その結果をご報告いたします。

総務常任委員会は、6月11日午後2時より、委員会を開催いたしました。3月定例会においては、すぐ結論というのは非常に難しく、内容を精査したほうがよいということで、当委員会として、継続審査という結論を出しました。

そこで、当委員会での再審議で、特定秘密の対象になる情報は、防衛、外交、特定有害活動の防止、テロリズムの防止に関するもので、対象範囲が広く曖昧でございます。どんな情報でもいずれかに該当してしまうおそれがあります。この法案は、国民はもちろん、日弁連、ジャーナリストからもさまざまな批判や疑問も呈されており、国民の知る権利や報道の自由を規制するものであり、到底容認できる法案ではないとの意見が出されました。採決の結果、請願第3号「特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書」の提出を求める請願につきましては、賛成多数により、採択とすることに決しました。

当委員会の決定に対しましては議員各位のご賛同をお願い申し上げ、委員長の報告いたします。

○議長（下村 宏君） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

なお、委員長に対する質疑は、審査の経過と結果に対する質疑のみであります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

林 昌子君。

○8番（林 昌子君） 請願第3号「特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書」の提出を求める請願に対し、反対の立場で討論をいたします。

参議院本会議で可決をいたしました特定秘密保護法に対し、公明党は賛成をいたしました。この法律は、公務員などによる国家の安全保障上必要な情報の漏えいを防止し、国家の安全保障、国民生活の安全の確保に資することを目的としたものであります。

改めて言うまでもございませんが、特定秘密保護法とは、国の安全と国民の生命、身体、財産を守るために必要な情報、つまり安全保障に関する情報のうちの、特化しております防衛、外交、特定有害活動（スパイ活動）の防止、またテロ防止という4分野に限って、行政機関の長、大臣などが特定秘密として指定し、それを保護、活用する体制を整える法律であります。

特定秘密の指定については、乱用を防ぐために具体例が示されております。例えば、暗号や兵器の性能などです。日本を取り巻く安全保障環境は厳しさを増しています。国民の安全や国益を守るためには、これまで以上に大量破壊兵器や国際テロ活動に適切に対処できる国になっていく必要があります。そのためには、安全保障に関する重要な情報を迅速に入手する必要があります。

しかし、現在の日本には、安全保障に関する重要な情報の漏えいを防ぐ法整備が万全ではないために、漏えいが懸念される日本に諸外国は重要な情報を共有しようとしてくれないという問題があります。いまや特定秘密を守るための法整備は国際基準となっております。国の安全と国民の生命・身体・財産を守るために必要な情報を得ていくためには、特

定の情報を特定秘密としてその漏えいを防ぐ法整備が必要であります。

この法律に対しては、マスコミ等で拡大解釈により国民の不安をあおる報道がされており、さまざまな批判や疑問も呈されておりますけれども、決して国民の知る権利や報道の自由を規制するものではありません。特に公明党は政府との協議で、国民の知る権利の保障へ修正を図り、野党との合意形成においてもリードしてまいりました。

首都大学東京法科大学院の前田教授もこのように申しております。「識者からも取材行為を正当な業務とし、処罰しないことを定めた第21条の第2項が非常に重要だと思う。公明党の主張で盛り込まれたわけで、確かに報道の自由、表現の自由、知る権利がこの法案によって保護されることは間違いないだろう、などとの評価を得ております。

以上、特定秘密保護法に対する公明党の考えを述べまして、反対の討論といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） ほかに討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） なしと認め、これで討論を終結いたします。

採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は、採択することです。反対意見が出ていますので、本案を、原案のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（下村 宏君） 挙手多数。

よって、本案は、原案のとおり採択することに決定をいたしました。

ここで、会議の途中ですが、暫時休憩といたします。自席で休憩を願います。

午前10時43分休憩

午前10時44分開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、石川 修君ほか2人から、発議第3号 特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号 特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程及び追加議案書を配付いたします。事務局。

〔追加日程及び追加議案書の配付〕

○議長（下村 宏君） 追加日程第1 発議第3号 特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書を議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。事務局。

〔議案朗読〕

○議長（下村 宏君） 提案者の説明を求めます。

石川 修君。

○13番（石川 修君） 先ほどは、「特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書」の提出を求める請願について、賛成者多数で採択されましたことに対し、敬意を表します。ありがとうございました。

つきましては、意見書の件でございますが、ただいま事務局が朗読したとおりでございますので、皆様のご賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（下村 宏君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

林 昌子君。

○8番（林 昌子君） ただいま提出されました発議第3号 特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書に対しまして、反対の討論をさせていただきます。

先ほど来、請願第3号において申し述べたとおりでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） ほかに討論はありますか。

岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 発議第3号 特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書に賛成の立場で討論を行います。意見書の内容についての賛意の内容については、私は請願の紹介議員として既に発言していますので、省略させていただきます。

ここで述べさせていただきたいのは、この特定秘密保護法が際限なく拡大する、国民の知る権利を侵害するものであることがいよいよ明らかになってきたからであります。今通常国会、参議院において昨日からこの特定秘密に係る情報監視審査会の設置を内容とする国会法の改正が議題となっております。

この情報監視審査会というのは、衆参両院にそれぞれ8名の委員を設け、その8名の人選に関しては、所属政党の議席数によるものとなっております。この情報監視審査会なるものは、戦後初めて国会に常設として設置される秘密会となります。

この情報監視審査会は、秘密を監視すると言いながら秘密を監視する能力も権限もないことが明らかになりました。情報監視審査会が政府に情報を差し出すよう求めても、担当

大臣が日本の外交、安全保障を侵害するものとなれば、提出を拒むことも可能です。ですから、情報を監視することができないわけです。

さらに、情報監視審査会は政府に対して秘密の開示を勧告することができるとなっています。しかし、あくまでも勧告でありますから、強制力はありません。政府が、秘密として通そうとすれば、それが可能になるわけです。このように、国会に設置されようとしている情報監視審査会が何らその機能を果たさないとわかっている今、国民の知る権利はどこで保障されるのでしょうか。

これまで、ジャーナリストや多くの学者が懸念してきましたように、秘密が際限なく拡大し、国民の知る権利はますます侵害されることが明らかになった今、特定秘密保護法は、改めて廃止するべきだと考えます。以上です。

○議長（下村 宏君） ほかに討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） これで討論を終結いたします。

採決いたします。

反対意見が出ていますので、本案を原案のとおり可決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（下村 宏君） 挙手多数。

よって、本案は、原案のとおり可決し、議会の意見書として関係機関に提出することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第17 請願第1号 「労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書の採択」に関する請願（平成26年第1回定例会付託）を議題といたします。

請願第1号は、本年第1回議会定例会において、経済建設常任委員会の閉会中の継続審査としていたものであります。今般、委員長から請願第1号の審査終了の報告を受けております。

委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、羽成邦夫君。

○経済建設常任委員長（羽成邦夫君） それでは、第1回議会定例会において請願されました請願第1号 「労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書の採択」に関する請願が継続審査となっておりますので、この結果をご報告いたします。

経済建設常任委員会は、6月12日午後2時より委員会を開催しました。3月定例会においては、すぐ結論というのは非常に難しく、内容を精査したほうがよいということで、当委員会として、継続審査という結論を出しました。そこで、当委員会での再審議で労働者

派遣の期間制限のあり方等において、派遣もと事業主は、新たな期間、制限の上限に達する派遣労働者に対し、派遣労働者が引き続き就業することを希望する場合は、新たな就業機会の提供と雇用の安定を図るための措置を講ずることを義務づけるとの法律案は、雇用の安定と拡大につながるので、必要な法案である。

国会においても、限定正社員制度の普及、ホワイトカラー・イグゼンプションの導入については、女性の働き方に門戸を開くことや多様な働き方を広げるということから慎重な議論を進めているところでもあり、その点において、請願中文末にある「行ふべきではない」と全て否定をすることは、受け入れられないという意見が出されました。

採決の結果、請願第1号「労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書の採択」に関する請願につきましては、不採択とすることに決しました。当委員会の決定に対しましては、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（下村 宏君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

なお、委員長に対する質疑は、審査の経過と結果に対する質疑のみであります。

質疑のある方はどうぞ。

岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） ただいま、委員会報告がなされました。

そこで、この請願の内容は、三つの項目、つまり解雇の金銭解決制度、限定正社員、ホワイトカラー・イグゼンプションの導入は行わないこと、二つ目に、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うこと、三つ目に、雇用労働政策に係る議論は、ILOの三者構成主義に従って、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行われるということ、これを三つの柱としております。

ただいまの委員会報告は、派遣労働者が希望すれば、就労の機会が延長される可能性があるということ。ホワイトカラー・イグゼンプションという制度には、女性の門戸が開かれる可能性があるということについて判断し、報告しているものです。

しかし、この請願の求める解雇の金銭解決制度、限定正社員制度そのものについての判断はなされていません。また、三つ目のILOの三者構成主義に従って、ということに関しても判断がなされていません。委員会においては、それらの請願者の求める請願の内容について審査されたのでしょうか。

○議長（下村 宏君） 経済建設常任委員長、羽成邦夫君。

今、委員長に対しての質問でありますので。

○経済建設常任委員長（羽成邦夫君） 報告のとおりでございます。よろしく申し上げます。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 重ねて質問させていただきます。

委員会報告には、請願の趣旨の内容に関して判断されていない部分があるということ、

私が述べました。あえて繰り返させていただきます。解雇の金銭解決制度、限定正社員制度の導入についてのよし悪し。

また、雇用労働政策に係る議論は、ILOの三者構成主義に従ってという趣旨の文言、それについては、先ほども申しましたように、委員会報告では触れられていません。したがって、私が指摘した述べました分についても、委員会報告の中に既に含まれるということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（下村 宏君） 経済建設常任委員長、羽成邦夫君。

○経済建設常任委員長（羽成邦夫君） 先ほども言いましたように、委員長報告のとおりでございます。よろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） 暫時休憩をさせていただきます。

11時30分に再開いたしますので、ただいまの質問等に対して意見の取りまとめをお願いいたします。よろしくお願いします。

午前11時17分休憩

午前11時30分開議

○議長（下村 宏君） 会議を再開いたします。

先ほどの岡沢議員の質問に対しまして、経済建設常任委員長、羽成邦夫君の答弁を求めます。

羽成邦夫君。

○経済建設常任委員長（羽成邦夫君） それでは、もう一度岡沢議員にお答えいたします。

二つ目の、労働組合の言うことをくんで、国会審議中のものであるので、2番目のほうはそういうことでよろしくお願いします。

三つ目のほうですけれども、労働政策審議会で行われるべきもので、当然のことであると申し述べるものであります。請願という性質上、3項目全てをそのままの文言で受理することはできず、不採択といたしました。よろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） 「労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書の採択」に賛成の立場から、意見を述べさせていただきます。

2012年の雇用労働者は、5,353万7,000人で、そのうち正規労働者は61.8%の3,311万人、非正規労働者は38.2%の2,042万7,000人という実態にあります。正規労働者と非正規労働者の収入格差は、月収で非正規は正規の約6割というのが現状であります。

成長戦略の名のもとに、解雇の金銭解決制度やホワイトカラー・イグゼンプションの導入、限定正社員の普及、労働者派遣法の見直しなどの議論がなされています。

解雇の金銭解決制度については、裁判で解雇無効とされた場合でも、お金を払えば職場復帰させることなく解雇できるものになってしまいます。ホワイトカラー・イグゼンプションについては、1日8時間、1週40時間、それ以上の時間外労働に対しては、割増賃金を支払うというのが基本原則ですが、その基本原則に反してホワイトカラーを対象に、時間外の賃金割り増しなどの法律を除外する制度です。

6月11日の関係閣僚会議では、対象を少なくとも年収1,000万円以上の高い職業能力を持つ労働者とすることを決定しましたが、6月16日の衆議院決算行政監視委員会で安倍首相は、山井和則議員の年収要件が下がる可能性がないのか、法案に「年収幾ら」と明記するつもりはあるのかとの質問に対して、「今の段階で年収800万円。600万円まで適用する考えはない。」と安倍首相は答えていたが、山井議員の再度の質問で、「残業代ゼロのどこが新しい考えなのか」との質問に対して、安倍首相は、「経済は生き物です。『絶対』という言葉はあり得ないし、将来の賃金が幾らとは明らかにできない。」と答弁し、将来の不安が増しています。

長時間労働は過去の問題ではありません。厚生労働省は、子育て世代である男性の約6人に1人は、週60時間以上も働いている実態を明らかにしています。長時間や過重な労働は、本人の健康を脅かすだけでなく、家族の生活にも負の影響を及ぼすことになることは、広く知られています。

仕事内容や勤務地、労働時間などを限定し、その仕事内容や勤務地を廃止すれば、解雇できるという限定正社員の普及や、労働者派遣法の見直しにより、企業は、働き手を交代させれば、ずっと仕事を派遣に任せられるなどといった、労働者を保護するためのルールとは相反するような議論がなされています。この背景には、会社の業績に合わせて都合よく解雇したり、調整したり等、労働者にかかるコストを少しでも抑えたいという企業の論理があります。雇用の悪化がさらに進むと、社会に反感を持つ人がふえてきます。極端な成果主義をやめ、行き過ぎた競争を是正するような施策が必要だと考えています。

以上、原案に対し、賛成の立場からの意見を述べさせていただきました。ご賛同いただけますようお願い申し上げます。私の討論を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（下村 宏君） ほかに討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） これで討論を終結いたします。

採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、不採択とすることです。

賛成意見が出ていますので、本案を原案のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求

めます。

〔「もう一度」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） もう一度言います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択とすることです。

賛成意見が出ています。本案を原案のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔「原案のとおりですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 原案のとおりです。

〔「原案に対してですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 原案に対してです。

〔可否同数〕

○議長（下村 宏君） 「賛成」6、「反対」6で、ただいま報告しましたとおり、可否同数です。

したがって、地方自治法第116条の第1項の規定により、議長により、本案に対する可否を採決いたします。

本案については議長は、「採択」と採決をいたします。

よって、本案は、原案のとおり採択することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

ただいま、山崎幸子君ほか1人から、発議第4号 労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、発議第4号 労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程及び追加議案書を配付いたします。事務局。

〔追加日程及び追加議案書の配付〕

○議長（下村 宏君） 追加日程第2 発議第4号 労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書を議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。事務局。

〔議案朗読〕

○議長（下村 宏君） 提案者の説明を求めます。

山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） 先ほどは「労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書の採択」に関する請願について、賛成者多数で採択されましたことに対して、敬意を表します。ありがとうございました。

つきましては、意見書の件でございますが、ただいま事務局が朗読したとおりでございますので、皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（下村 宏君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

林 昌子君。

○8番（林 昌子君） 先ほども丁寧なご説明をいただき、山崎議員の申し述べることも理解はするわけであります。先ほど、常任委員長のほうから報告ありましたが、この3項目の中の3番目に関しては、労働政策審議会で行われるべきことは、当然のことであり、特筆してここに申し述べる内容のものではないということを委員会のほうでお話がされたわけであります。

2番目の低賃金に関しても、非正規雇用契約の3年が過ぎた後でも、本人がもし、もうちょっと続けて働きたいんだといったときに、また3年を、本人の申請のもと、また3年延長することを本人が要望すれば、それはしなければいけないということを義務づける法案がなされているわけなんです。ですので、雇用の確保と安定は、ある程度の部分は網羅されていると認識しているわけであります。

ですので、山崎議員が言われるように、労働者の労働の安定と生活の確保というか、そういう部分は全て全否定しているわけではなく、この文言全てをこのまま上程することに対して、委員会としては不採択をいたしましたので、これは議員各位に申し述べることなんですが、この文言を多少変えて、ホワイトカラー・イグゼンプションも導入を行うべきではなく、その会社の支出に合わせた内容の雇用制度にしていくような労働組合の意向をよく組み入れて、賃金が下がらないような施策をするような内容を要求するような内容に変えることはできないのかどうかということを山崎議員にご質問をさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） 私はこれは、連合のほうからの紹介議員として提出しておりますので、私の一存ではそれはちょっとお答えはできません。

○議長（下村 宏君） ほかに質疑がありましたらお願いをいたします。

質疑ありませんか。

岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 項目2番目の、低賃金や低処遇のままのという文言ですけれども、「派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うべき」であるとありますが、これを私はどう見たかといいますと、派遣労働者が2年3年、あるいは5年、そのまま働き続けられるか否かではなく、今の日本の非正規の問題、貧困の格差の問題は、労働者派遣法ができてから当初は、専門業務26種に限ると言われたものが、た

び重なる改正によって製造業にまで、あるいは一般事務サービス業まで拡大している。そのことによって非正規が拡大していることが、貧困の格差であり、低賃金を生んでいるものだと考えています。

そういった前提では、この2番目の項目は、あくまでも派遣労働者として長く働かせることではなくて、ここに書かれているように、直接雇用、正社員にすべきだという趣旨で請願されると思いますが、そう考えてよろしいのでしょうか。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○5番（山崎幸子君） そのように考えていただいて結構だと思います。

○議長（下村 宏君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

林 昌子君。

○8番（林 昌子君） ただいま質問の中でも申し述べましたけれども、これは紹介議員として来ているので、労働組合のほうに一存では返答できないという答弁でしたので、本当に申しわけないんですけども、私はこの文言そのまま上程ではなく、本来であれば美浦バージョンとして文言を変えて、美浦村議会として提出すべき内容であれば、賛同できる内容のものであり、全否定するわけではございませんが、この文言を全てこのままで上程することには反対をさせていただきます。

○議長（下村 宏君） ほかに討論ありますか。

岡沢 清君。

○2番（岡沢 清君） 私は、この意見書案に賛成の立場で討論を行います。

まず、この意見書案に書かれている解雇の金銭解決制度についてです。これは、働く者が解雇を不当として裁判に訴え、就労の継続を求めても、さらに裁判で勝っても、会社が金銭を払えば解決できるという道を開くものです。

一般常識で考えれば、従業員が会社を相手取って裁判をした場合に、では、金銭解決したからといって、次の職場が確保されるのでしょうか。そのような従業員をどこが雇うのでしょうか。この金銭解決というのは、企業の言いやすいように人を切りやすくする。そして、一旦心ならずも金銭解決に応じた者には再就職の道が閉ざされるという大きな危険を伴っています。ですから、解雇の金銭解決制度などは導入してはならないと考えます。

次に、解雇しやすい正社員をふやす懸念のある限定正社員の制度の普及です。この限定正社員というのは、地域や職場を限定して正社員とするもので、その工場や職場、仕事が無くなってしまえば、企業が解雇できる、そういったものです。

しかし、職場が無くなって新しい職場を企業は探してくれるなんてその保障はあるのでしょうか。一度職場を失ってしまえば、次の職場を見つけづらいのが今の社会です。その

ような就業の機会が著しく奪われるこのような限定正社員制度は導入すべきではありません。

次に、ホワイトカラー・イグゼンプションの導入です。このホワイトカラー・イグゼンプションというのも、専門的な業務に限って、労働時間に関係なく成果で評価し、賃金もそれなりに成果に応じて支払うというものです。しかし、その成果とは企業側が評価するものです。幾ら働いても、企業側の評価によっては、働いた分の賃金が払われる保障はどこにもありません。

もともとこの成果による評価というのは、成果主義賃金ということで日本の企業社会に導入されてきました。しかし、この成果主義賃金のときに一番問題となったのは、従業員は1人で働いているわけではありません。職場によってはチームで働いています。本人が幾ら頑張っても、その仕事の成果として評価されなければ、賃金もそれなりに保障されないということで、幾ら頑張っても残業しても、成果としては評価されてこなかったという、大きな問題を含んでいます。

また、ここに書いてありますように「長時間労働を誘発するおそれのある」と書かれていますが、一方では働いた時間に関係なく評価されるという政府の考え方がありますが、逆に、幾ら働いても評価されない。評価するのはあくまでも企業である。そこで、ホワイトカラー・イグゼンプションというのは非常に危険性を持っているもの。

そして、最後にこの解雇の金銭解決制度、限定正社員制度、ホワイトカラー・イグゼンプション制度の導入などは、全て財界の要望を受けて、政府与党が提案しているものであり、その目的は、より労働者を安く働かせ、低賃金で働かせ、都合のよいときに首を切ろうというものです。ですから、このような制度の導入には反対せざるを得ないと考えます。

以上です。

○議長（下村 宏君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） これで討論を終結いたします。

採決いたします。

反対意見が出ていますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔可否同数〕

○議長（下村 宏君） 「賛成」6、「反対」6。

ただいま報告しましたとおり、可否同数です。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長において、本案に対する可否を採決いたします。

本案については、議長は可決と決裁をいたします。

よって、本案は原案のとおり可決し、議会の意見書として関係機関に提出することに決

定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第18 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から、閉会中の所管事務調査について申し出がありました。

お諮りいたします。本件は、各委員長の申し出のとおり調査事項としたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長（下村 宏君） 以上で、本定例会に付議された案件は、全て終了をいたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上をもって、平成26年第2回美浦村議会定例会を閉会をいたします。

大変ご苦労さまでした。

午後零時01分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 下 村 宏

署 名 議 員 山 崎 幸 子

署 名 議 員 山 本 一 恵

署 名 議 員 林 昌 子